

三芳町の財政白書

平成23年度決算



わかりやすく説明します！



平成25年 3月

財政白書をつくろう会

三芳町

はじめに

三芳町は「財政力指数が1を超える不交付団体で豊かな町だ」という声をよく耳にします。しかし「本当に豊かなのだろうか?」「三芳町の財政はどうなっているのか?」という疑問がありました。

そんな時に、町主催の市民大学講座「市民が作る財政白書～自治体財政を学ぶ～」の受講者募集が広報みよしに載り、早速参加の申し込みをしました。この講座は、地方自治体の財政分析で有名な大和田一紘先生が講師をつとめられ、平成23年7月から10月まで計8回にわたって開催され、分からない行政用語や、多くの数字と悪戦苦闘し、何とか最後まで受講することができました。

最後の講座が終わった時に、もっと地方財政を理解し、その上で三芳町の財源はどのように生み出されて、また大切な財源がどのように使われているのか、そして、三芳町の財政の現状はどうなっているのか。多くの住民に財政白書という形で町の財政状況を伝えようという有志が集まりました。講座が終わった翌月の11月から三芳町の財政白書作成に向けて活動を始めました。

本書は一方的な考え方を押し付けることなく、読者の方に三芳町の財政状況を理解していただきたいと考えております。本書を読んで三芳町財政の理解を深めていただくことを願っております。

なお、この財政白書では総務省が発表している全自治体共通の「決算カード」の基になる三芳町「平成23年度決算状況調書」の数字を採用していますので、町が広報で発表している決算の数字とは若干異なるところがあることをご了承ください。

また「平成23年度決算状況調書」の内容を項目ごとに説明していますので、理解を深めるために「手元資料・平成23年度決算状況調書」（本書に添付）をお手元に置いて活用してください。

平成25年 3月
三芳町の財政白書をつくろう会

－ 目次 －

三芳町の概要

1. 三芳町の特徴

（１）位置・地勢・面積	1
（２）町の歴史	2
（３）世帯と人口	3
（４）近隣市の人口密度	4

2. 三芳町ミニ統計

（１）三芳町の人口	
a. 人口構成	5
b. 年代別人口推移	7
（２）三芳町の土地利用	8
（３）三芳町の産業構造	9

第1章 地方財政の基礎知識

1. 国と地方の関係

（１）私たちの生活を支える地方自治財政	10
（２）地方行政の役割分担	10
（３）地方債現在高の推移	12
（４）地方財政を保障する地方交付税制度	12
（５）不交付団体のメリット・デメリット	13

2. 三芳の財政

（１）三芳町は地方交付税不交付団体	14
（２）平成23年度 三芳町の全会計の決算状況	14

第2章 一般会計決算状況

1. 一般会計収支決算

（１）一般会計収支決算状況	16
（２）行政サービスにかかる費用	18

2. 一般会計歳入決算の状況

（１）一般会計・歳入	25
（２）一般会計・歳入内訳	27
（３）歳入決算の推移	29
（４）地方税収入	30
（５）国庫・県支出金の内訳	
a. 国庫支出金	31
b. 県支出金	32

3. 一般会計歳出決算の状況	
(1) 一般会計・歳出	3 4
(2) 目的別歳出決算	3 6
(3) 目的別歳出決算の推移	3 7
(4) 性質別歳出決算	3 8
(5) 性質別歳出決算の推移	3 9
(6) 目的別・性質別の分析	4 0
(7) 性質別歳出項目ごとの推移	
a. 人件費	4 1
b. 扶助費	4 3
c. 物件費	4 5
d. 補助費等（補助金及び負担金）	4 7
e. 繰出金	4 9
f. 普通建設事業費	5 1
4. 基金	5 3
5. 町債	5 6
(1) 年度毎発行額	5 7
(2) 町債残高の推移	5 8
(3) 公債費（返済）	5 9
(4) 今後の予想	6 1

第3章 特別会計・公営企業会計決算状況

1. 国民健康保険特別会計	6 3
2. 介護保険特別会計	6 7
3. 後期高齢者医療特別会計	7 1
4. 下水道事業特別会計	7 4
5. 水道事業会計	7 7

第4章 財政指標等

1. 財政指標	8 1
2. 財政健全化判断比率	8 6
3. 財務書類4表	8 9

資料

三芳町決算カード	1 0 0
決算カードについて	1 0 1

三芳町の概要

1. 三芳町の特徴

(1) 位置・地勢・面積

三芳町は、首都圏30kmに位置し、埼玉県の南西部、いわゆる武蔵野台地の北東部にあたり東西6.9km、南北4.2kmと東西にやや長く、総面積は15.3km²です。

関東ローム層と呼ばれる火山灰が厚く堆積した武蔵野台地に位置し、西から東へとゆるやかに下がる勾配をもつものの、おおむね平坦な台地が占めています。

東に富士見市、志木市、西に所沢市、南に新座市、北にふじみ野市、川越市とそれぞれ境界を接しています。



町内に鉄道はありませんが町の東部に東武東上線が南北に走り、最寄りの駅は鶴瀬駅とみずほ台駅です。

川越街道が東上線の西1km先に南北に走っています。東上線と川越街道の間は市街地が形成されています。

川越街道の西1km先に関越自動車道があり、町内に三芳パーキングエリアがあります。

また川越街道より西の地域は農地や武蔵野の面影を残す緑地が広がり、緑豊かな環境です。



(2) 町の歴史

* 旧石器時代

三芳町の曙は約3万年前にさかのぼります。関東最古の藤久保東遺跡から多くの石器が発掘されました。人々は獣を追って三芳の地に足を踏み入れ、数日から数ヶ月滞在しました。

* 縄文時代、弥生時代

藤久保の遺跡から竪穴住居跡や土器が発掘されました。人々が三芳に定住した事がうかがえます。西暦2百年前後の弥生時代には、柳瀬川流域に水田を作り、稲作を始め集落が営まれていました。

* 古墳時代

7世紀頃、三芳町のほとんどは台地上に位置しているため、大規模な水田を営むことができませんでした。そのため、三芳町の一部に住居跡がありましたが、大きな集落はありませんでした。

* 平安時代

みよし台一帯には瓦や壺などを焼く窯が築かれており、三芳は瓦や壺の一大生産地でした。

* 鎌倉・室町・戦国時代

武蔵野は見渡すばかりの原野でした。その原野の中、三芳町の南北に「鎌倉街道」があり鎌倉武士が馬を走らせていました。

*江戸時代

三芳の地域が本格的に開発されました。元禄7年(1694年)、川越藩主・柳沢吉保により「三富新田開発」が実施されました。

開拓後、おおよそ50年後にさつまいもが作られはじめ、江戸時代の終わりには、江戸で評判のさつまいもの特産地となってきました。

*明治22年 三芳村が誕生

上富村、北永井村、藤久保村、竹間沢村の4村が合併しました。

*昭和45年 三芳町が誕生

長期間にわたり純農村地帯として歩んできましたが、昭和40年代から高度経済成長とともに首都近郊のベッドタウンとなり、また、首都圏の流通基地としてめざましい変貌を遂げました。

(3) 世帯と人口

*昭和45年「三芳町」になった時の人口は14,475人でした。

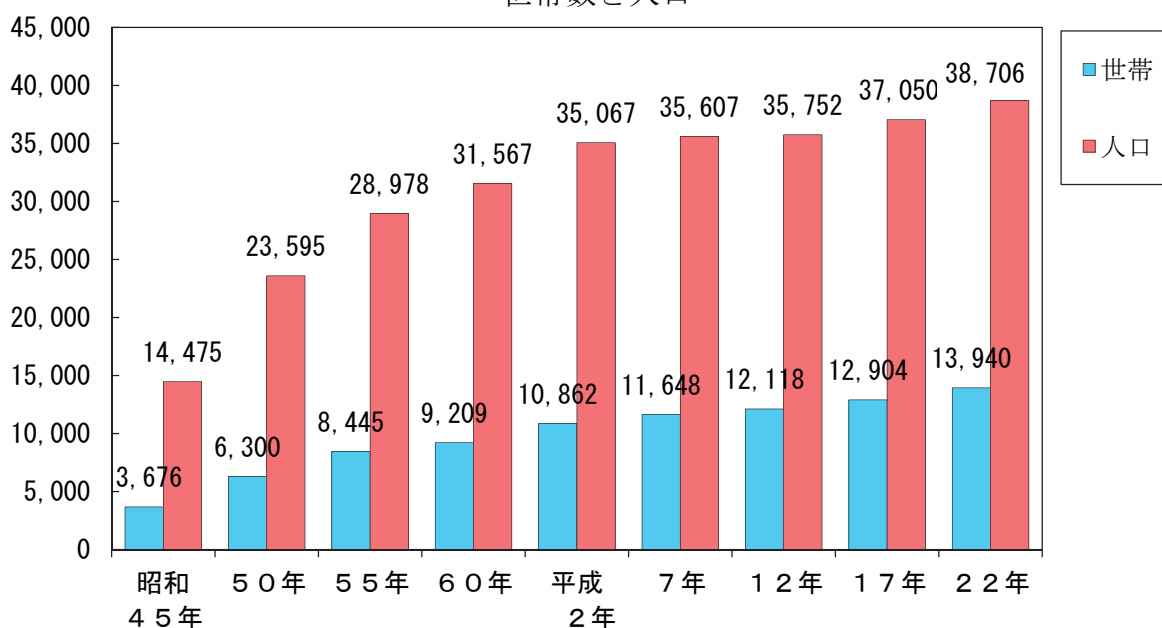
*昭和50年には9,000人増え人口は23,595人になりました。

*昭和52年には「みずほ台駅」が開所し、三芳町の宅地開発が進み昭和45年から10年間で人口は倍増し、昭和55年には28,978人になりました。

*次の5年間で2,500人増えた後、15年間は35,000人台で横ばいでした。

*平成17年になって37,000人台と微増し、平成22年は38,706人です。

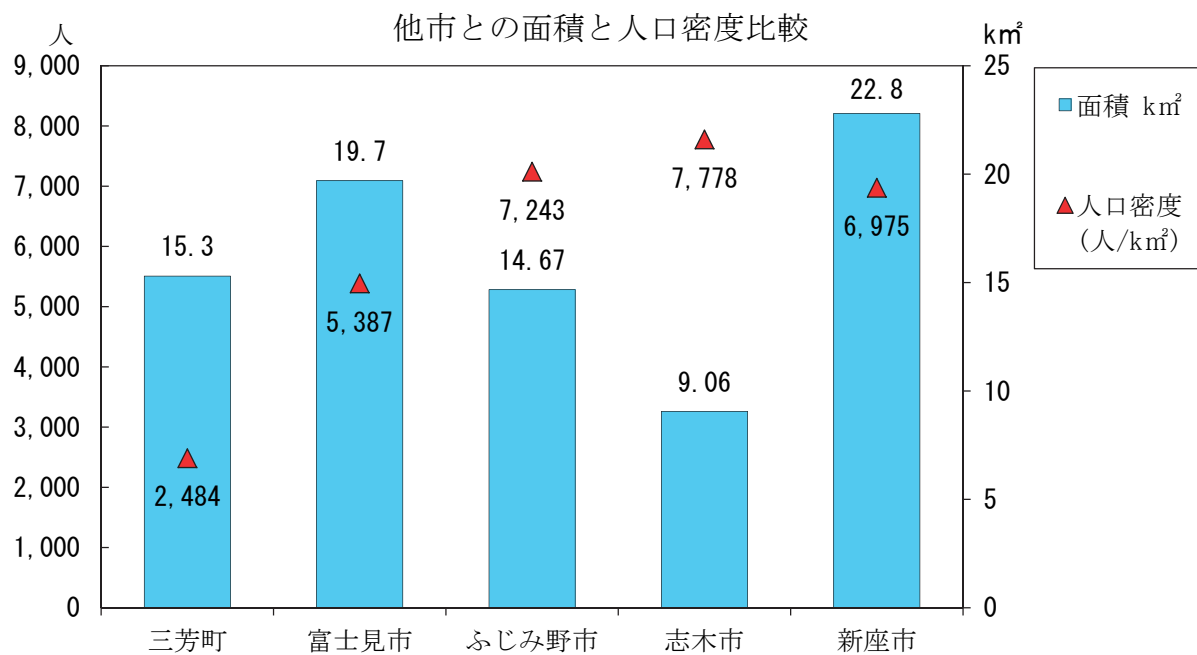
世帯数と人口



(※ 各年の人口及び世帯数は、10月1日現在の国勢調査による)

(4) 近隣市の人口密度 (1 km²あたりの人口)

三芳町は周辺市に比べて人口密度が低く、将来の可能性を秘めた町です。



	三芳町	富士見市	ふじみ野市	志木市	新座市
人口	38,009	106,130	106,251	70,466	159,021
面積 km ²	15.3	19.7	14.67	9.06	22.8
人口密度 (人/km ²)	2,484	5,387	7,243	7,778	6,975

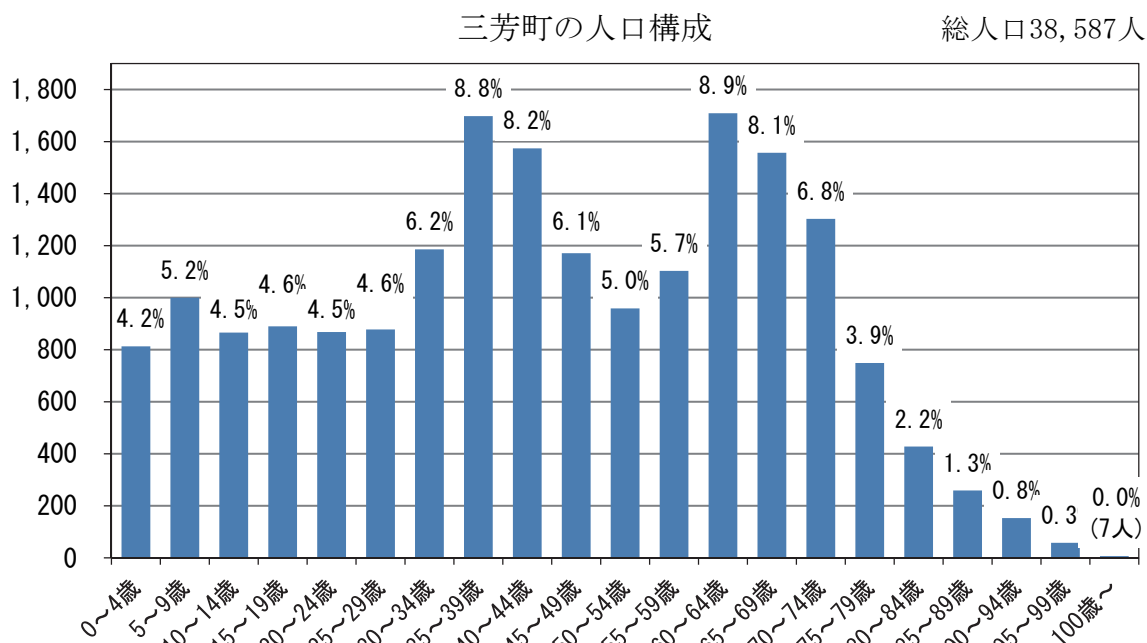
(※ 人口は平成24年3月31日現在の住民基本台帳による)



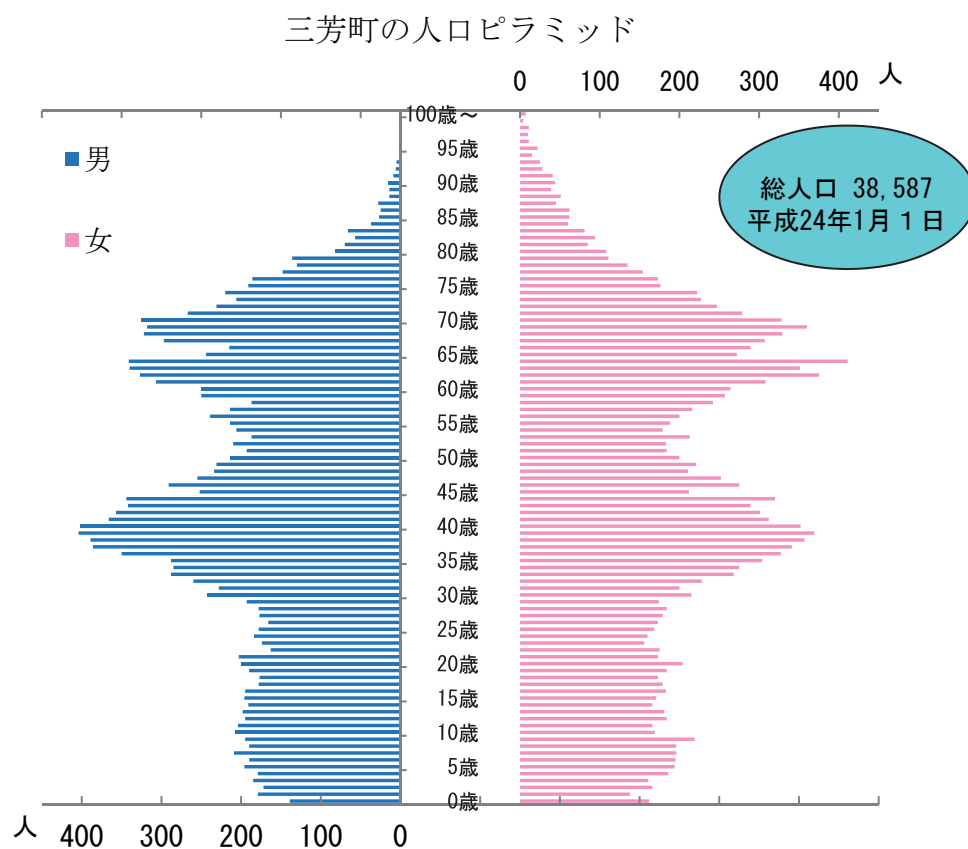
2. 三芳町のミニ統計

(1) 三芳町の人口

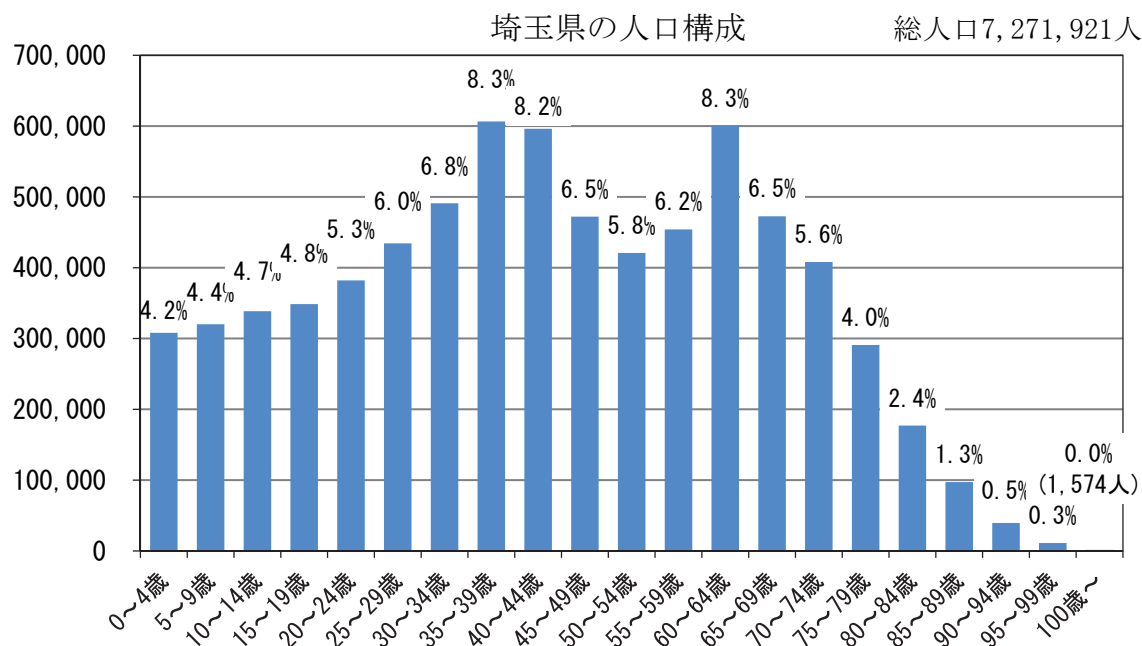
a. 人口構成



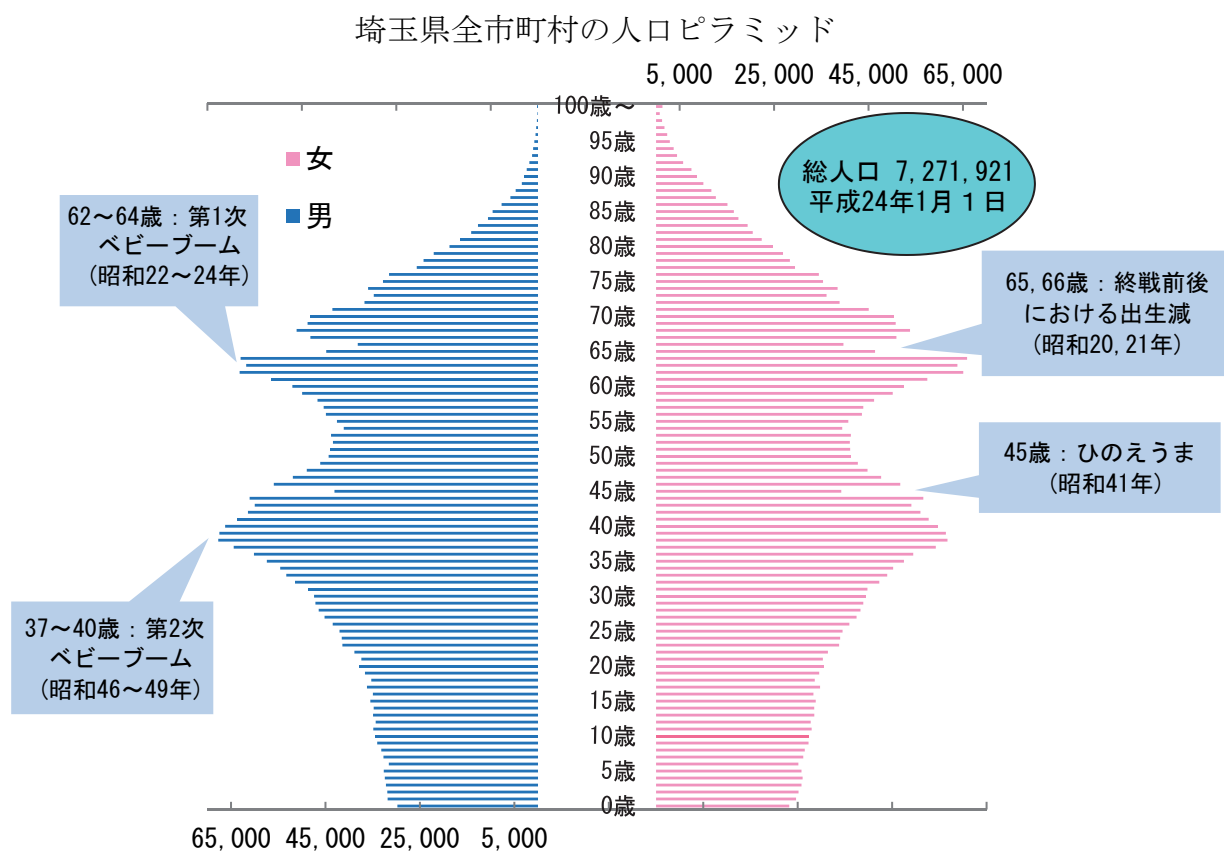
(※ 平成24年1月1日現在。埼玉県統計課データによる)



69歳前後、63歳前後の団塊の世代、及び39歳前後の第2次ベビーブームに3つのピークがあります。70歳前後のピークは、昭和45年の町制移行前後から多数の住民が転入し、その方々が70歳前後に達したと推測されます。

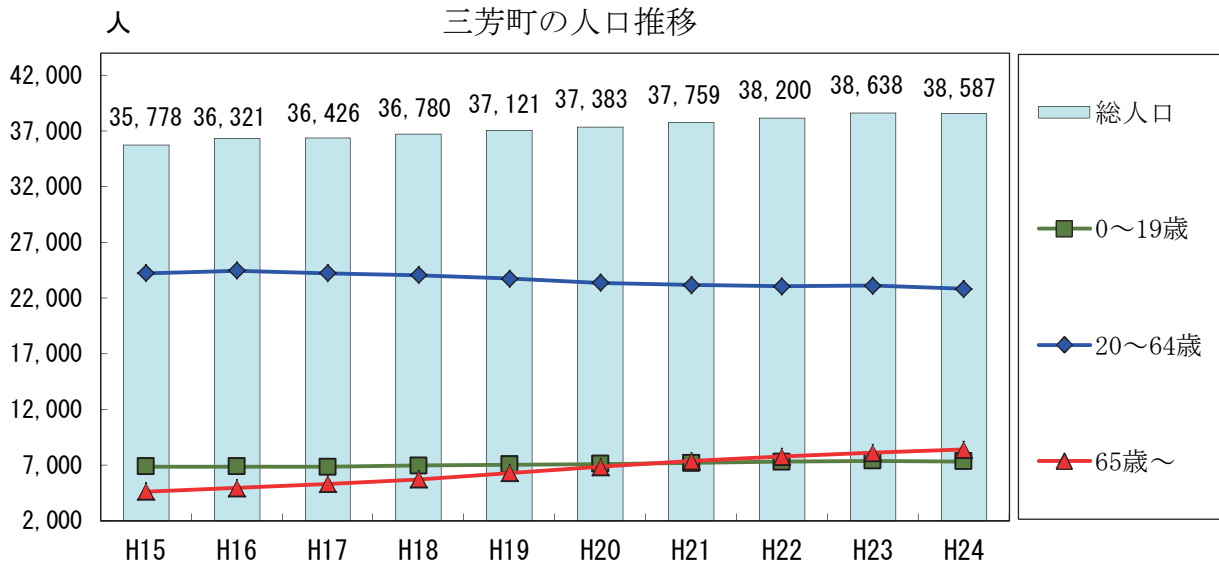


(※ 平成24年1月1日現在。埼玉県の統計課データによる)



県全体と比較すると、三芳町では20歳～34歳の人口比率が低くなっています。この世代は子供を産む世代に当たり、このまま推移した場合は三芳町の少子高齢化が進み、また団塊ジュニア世代の高齢化時期には再度高齢化を迎えます。

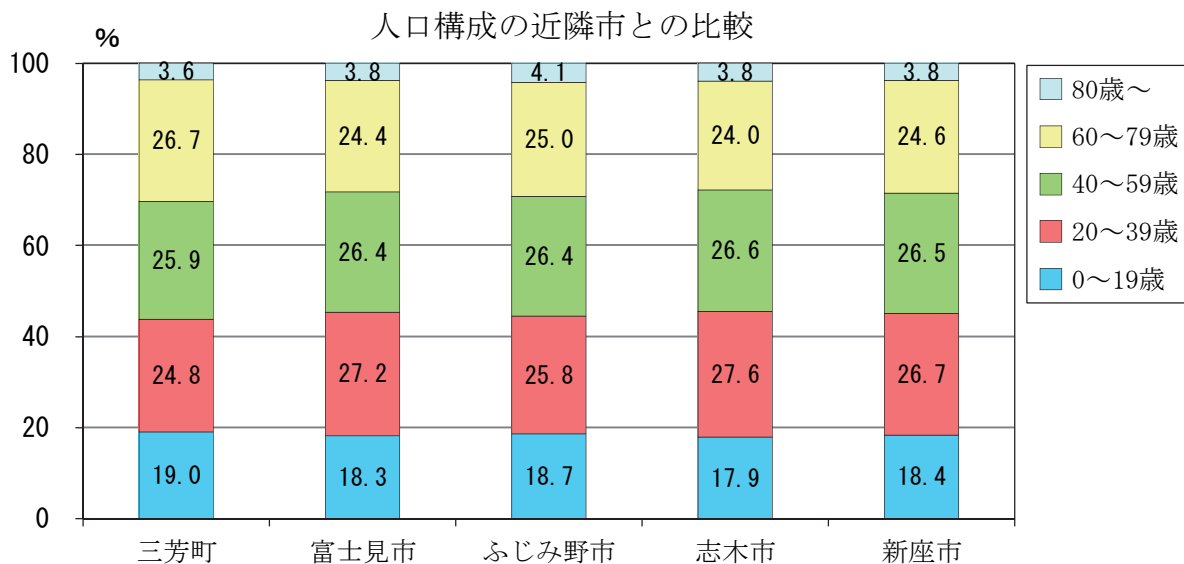
b. 年代別人口推移



(※ 埼玉県統計課の各年 1 月 1 日の人口データによる)

総人口は町制が施行されてからは常に増加してきましたが、平成 24 年には初めて減少しました。近隣市ではいずれも増加しています。

三芳町も全国の傾向と同じで、65 歳以上の人口が増加し高齢化率が上がっています。逆にいわゆる現役世代の 20 歳～64 歳の人口が少しずつ減り、今後の町民税の減収が心配されます。



(※ 埼玉県統計課の平成 24 年 1 月 1 日の人口データによる)

人口構成を近隣他市と比べると、80 歳以上の構成は他市とあまり変わりません。しかし 60 歳～79 歳は他市に比べて比率が一番大きくなっています。また 20 歳～39 歳は近隣市で最も比率が低く、更に 40 歳以上の比率は 56.2% と他市と比べて 1 番高く、これからも他市より高齢化が進むことが予測されます。

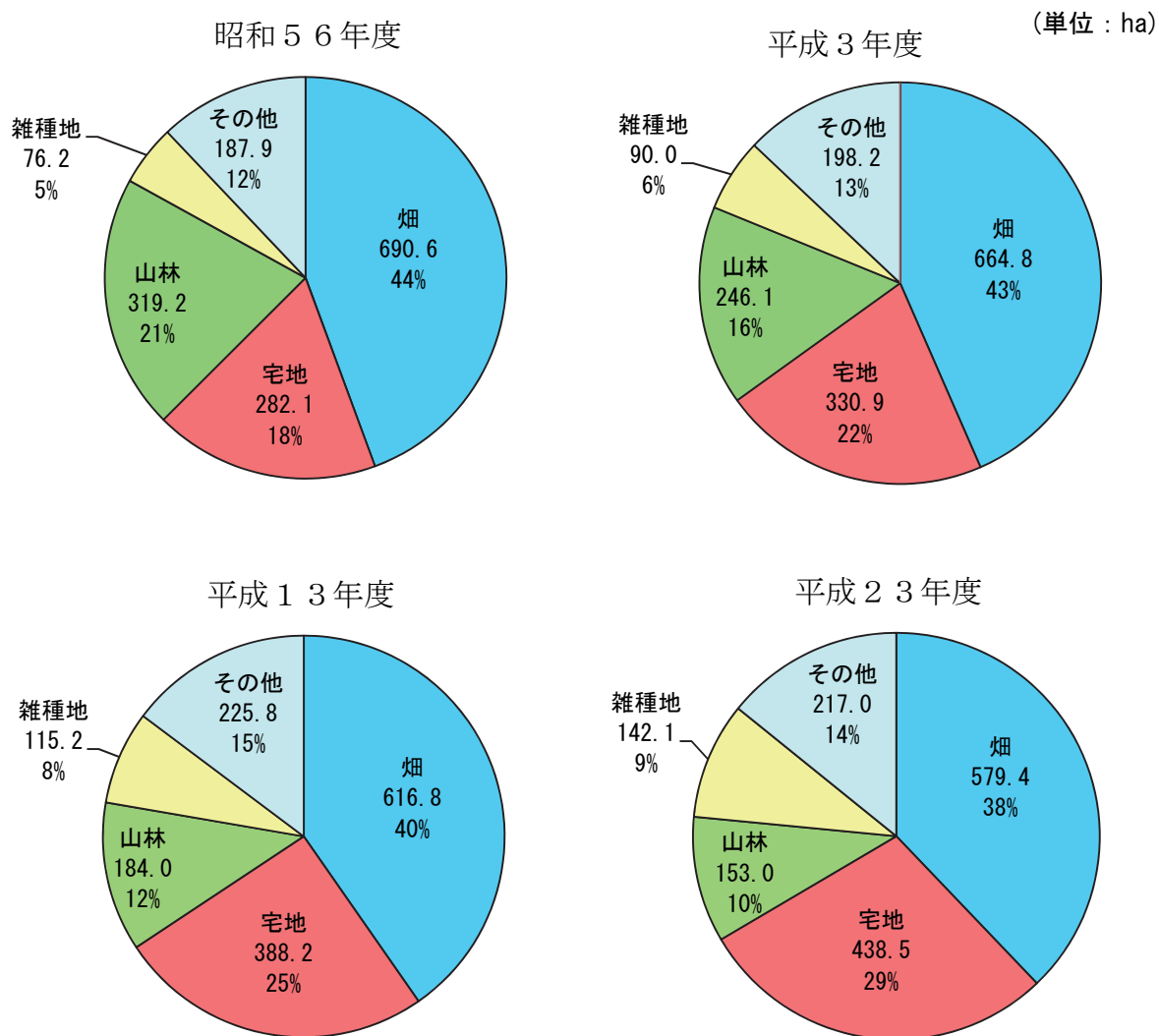
(2) 三芳町の土地利用

三芳町の土地利用を昭和56年度から見てみると、畑や山林が減っており、その代わりに宅地や雑種地が増えてきています。

では、なぜ畑や山林が減ってきたのでしょうか。

まず、畑が減っている要因としては、区画整理区域や市街化区域において畑から宅地等に転用されたことが多くを占めています。

また、それに伴い、農家数も減少しています。町の統計資料「統計みよし」によると、農家数は昭和55年度には511軒あったものが、平成22年度では273軒に減っています。



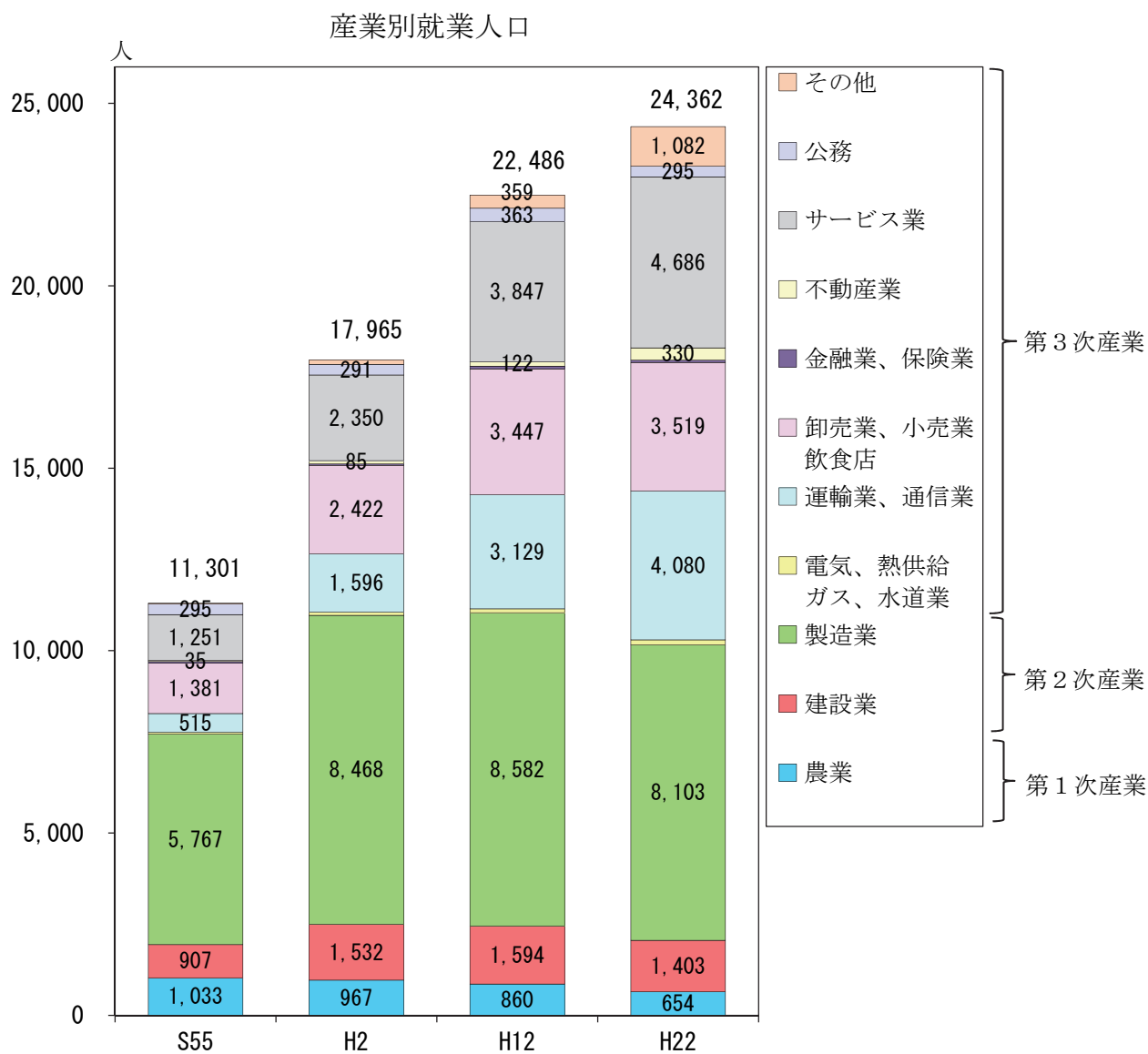
※ 雑種地とは、駐車場、資材置き場、荒地などをいいます。
 その他とは、公衆用道路などをいいます。

(3) 三芳町の産業構造

三芳町の産業構造を産業別就業人口から見てみると、第1次及び第2次産業が減っていて第3次産業が増えています。

この資料からも農業の従事者が減っていることが分かります。

また、運輸業、通信業が増加しているのは、三芳町が関越自動車道の所沢インターから近いこともあって、倉庫や運送会社が多くなっているためです。



第1章 地方財政の基礎知識

1. 国と地方の関係

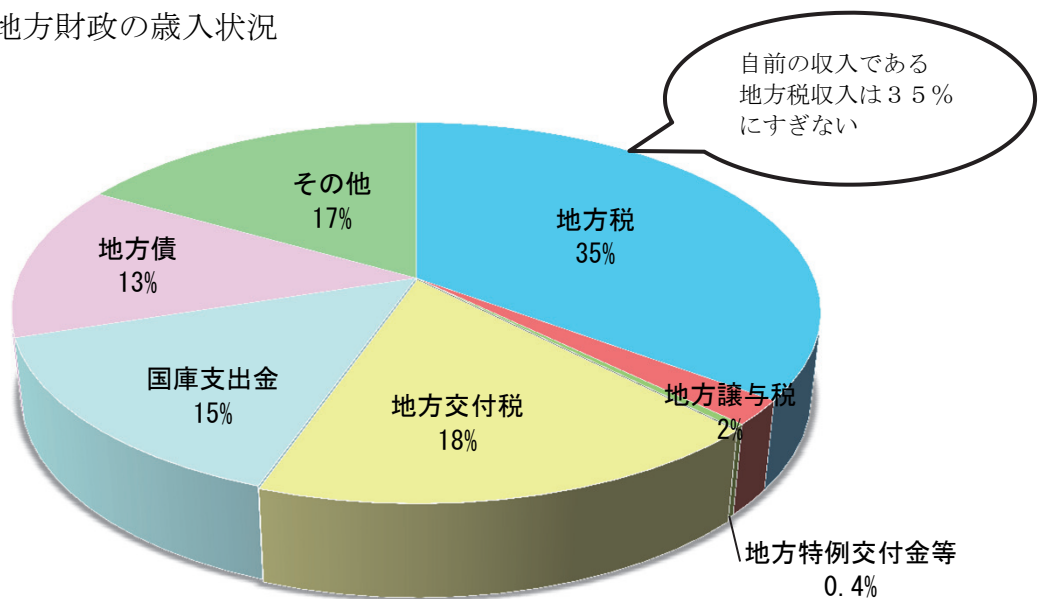
(1) 私たちの生活を支える地方自治財政

a. 国と地方の財政の仕組み

①地方公共団体は市町村ごとに地方税や国からの移転財源により行政サービスを行っています。一方、国は国税により行政サービスを行っています。

②地方税は地域間の税収のかたよりが大きいので、税収の多い自治体と、少ない自治体では行政サービスに使えるお金に差が出て、住民サービスに大きな差が出ます。そのため、国から地方に税金の再分配を地方交付税をとにかくたちで交付しています。

b. 平均的な地方財政の歳入状況



(※ 総務省資料による)

平均的な地方自治体の歳入は、住民からの税収入である地方税が35%、国からの財政配分である地方交付税が18%、国からの支出金である国庫支出金が15%、借金である地方債が13%となっています。

地方自治体の財政状況は、地方税などの自主財源が少なく、国からの財政支出に大きく依存していることが分かります。

国民が受ける行政サービスの財政負担は、国と地方が担っています。

(2) 地方行政の役割分担

福祉政策、学校教育、消防、警察、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民の生活に密着した行政はその多くが地方自治体で実施されています。

地方行政は都道府県、市町村により権限の範囲が異なります。

国と都道府県、市町村が行う行政事務の分担は下記のようになります。

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道(指定区間) ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道(その他) ○都道府県道 ○一級河川(指定区間) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校、特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成(幼～高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

(※ 総務省 地方財政関係資料による)

基本的には地方の行政は地方自治体の財源で実施することが前提ですが、財源が国からの特定補助金により実施される事業もあります。

特に社会保障費や学校教育費などは国の補助を受けていますが、地方自治体の負担が多くなっています。

地方自治法では、地方自治体の役割として「住民の福祉の増進を図ることを基本」(第1条の2)としています。

大規模な市は政令指定都市、中核市、特例市に分類され、これらの市には都道府県から行政事務の権限委譲が行われています。一方、権限移譲に見合う必要な財源は国から地方交付税の増額で補助されています。

埼玉県下では政令指定都市のさいたま市、中核市として川越市、特例市として所沢市他5市が指定されています。

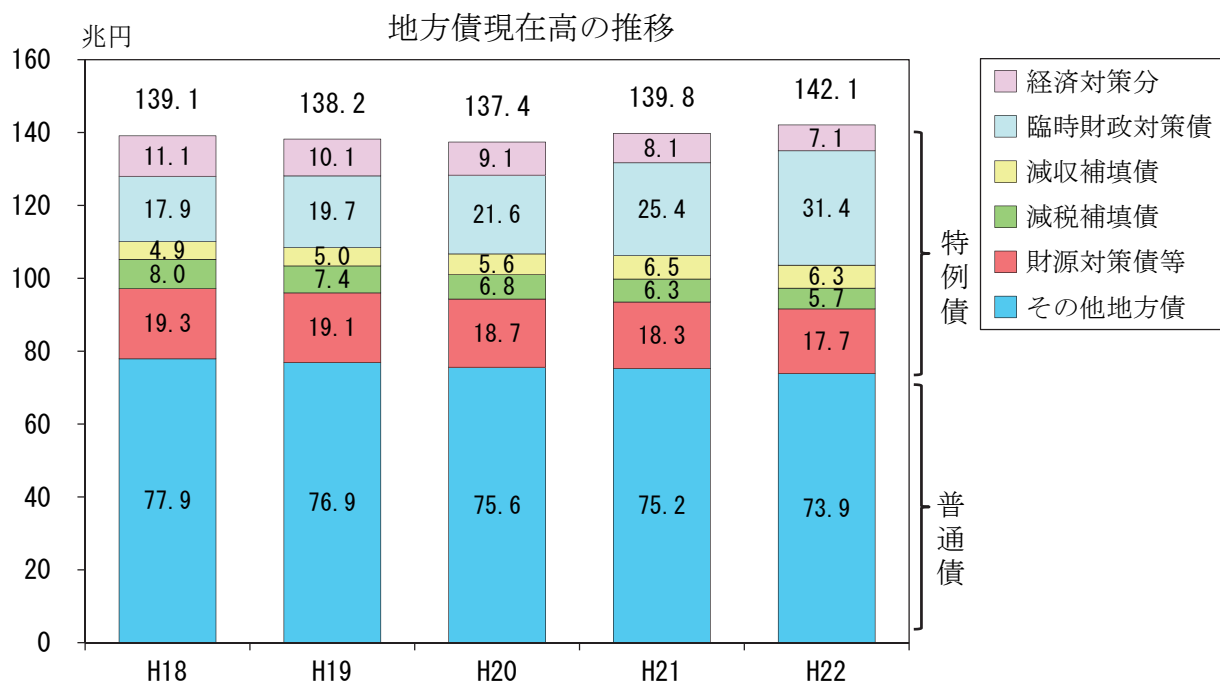
本白書では財政の数字を隣接の富士見市、ふじみ野市、志木市、新座市の4市と比較していますが、三芳町と隣接している川越市と所沢市は市の規模が大きく異なるため、比較の対象から外しています。

(3) 地方債現在高の推移

国の借金である国債は、平成22年度末で約759兆円と残高が年々増加しています。一方、地方自治体の借金である地方債残高も年々増加し、平成22年度末残高は約142兆円になっています。

地方債には公共施設の建設や道路整備など、特定の目的に使う「普通債」と、歳入の不足を補うための「特例債」があります。

特に最近では歳入不足により、「特例債」である「臨時財政対策債」の発行が増加し、平成22年度の地方債の残高は地方自治体の歳入総額の1.46倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の2.63倍に達しています。



(4) 地方財政を保障する地方交付税制度

歳入の見込額が、国が定める歳出基準を下回った自治体の財源を保障するため、国が補助を行うのが地方交付税制度です。

ではどのような基準で交付税を支給するのか。この基準が「単年度財政力指数」と呼ばれる指数です。

「単年度財政力指数」は下記の式から算出されます。

$$\text{単年度財政力指数} = \frac{\text{自治体の地方税収入の見込み ①}}{\text{自治体を運営するために必要な費用 ②}}$$

①自治体の地方税収入の見込み（基準財政収入額）

概ね、当該年度の各自治体の地方税収の見込額に0.75を乗じて算出された額です。

②自治体を運営するために必要な費用（基準財政需要額）

各々の自治体の人口、面積、児童数、道路の延長距離及び面積等から自治体の運営に必要な基礎的な金額を算出し、更に国が決めた係数を乗じた金額です。即ち、各自治体を運営するために標準的に必要とされる費用で、年度ごとに総務省が見直しをします。

このように算出された「単年度財政力指数」が1を下回り、税収入だけでは基本的な運営が出来ない自治体は交付団体となり、次の式で算出された金額が普通地方交付税として国から補填されます。

$$\text{普通地方交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

「単年度財政力指数」が1を超えた自治体、つまり基本的な自治体の運営を地方税収入でまかなえる場合は不交付団体となり、普通地方交付税は交付されません。なお、三芳町は不交付団体です。

（５）不交付団体のメリット・デメリット

①メリットは自治体運営に必要な「基準財政需要額」を超えた税収は、その自治体独自の施策に使う余裕があります。

更に、税収が増加した場合は、増加分の全てが自由に使える財源となります。

②デメリットは景気の悪化などで税収が減少した場合には、その減収分に見合うだけの歳出を減らさなければなりません。良くも悪くも税収の増減がそのまま財政に影響を与えることになります。

③またデメリットとは言えませんが、財源に余裕があると過信し、不要な投資や事業内容の精査が甘くなり、無駄な支出が増える可能性があります。

更に不交付団体の場合は交付税がないだけでなく、例えば学校耐震化工事などの国や県から補助金が出る事業でも、交付団体に比べると補助率が低くなります。「財政力指数」が1を大きく超えている場合は問題はありませんが、1ギリギリの場合には、対象の補助事業がどの程度あるかによって異なりますが、補助事業の補助金が少なくなり、場合によっては交付団体が有利になる可能性もあります。

2. 三芳の財政

(1) 三芳町は地方交付税不交付団体

埼玉県の不交付団体と単年度財政力指数

自治体名	平成22年度	平成23年度
戸田市	1.305	1.238
朝霞市	1.011	0.973
和光市	1.037	0.996
八潮市	1.001	0.979
三芳町	1.051	1.028

三芳町も
不交付団体の
ひとつ

(※ 総務省財政カードによる)

平成23年度で、都道府県においては東京都のみ不交付団体、市町村では、全体の3.3%、58団体が不交付団体となっています。

三芳町も不交付団体で、平成23年度の「単年度財政力指数」は「1.028」まで落ち込み、交付団体の一手前です。

かつては三芳町は裕福とされていました。平成19年度は「1.252」でしたが年々下降して現在に至っています。

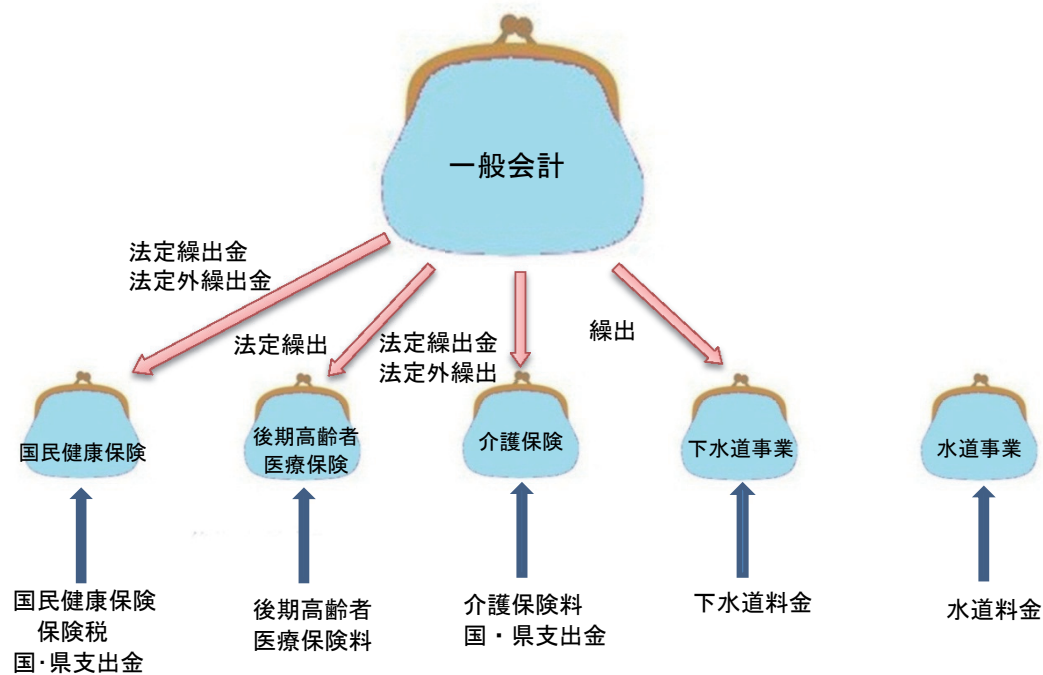
(2) 平成23年度 三芳町の全会計の決算状況

(単位：千円)

会計名		歳入総額	歳出総額	差引 形式収支
一般会計		12,498,237	11,843,544	654,693
特別会計	国民健康保険	4,458,671	4,211,871	246,800
	介護保険	1,446,624	1,402,066	44,558
	後期高齢者医療	272,044	269,674	2,370
	下水道事業	969,604	931,346	38,258
水道事業		691,801	708,397	-16,596
全会計合計		20,336,981	19,366,898	970,083

Q：上の表が三芳町の全会計の決算状況なの

A：そうです。「一般会計」「特別会計」「公営企業（水道事業）」の3会計に分かれ総額で約203億円規模のお金が動いています。



Q：3つの会計はどう違うの

A：①一般会計は町の基本的な歳入・歳出の全てが計上されています。歳入が125億円、歳出が118億円で総額の61%を占めています。

②特別会計は「国民健康保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」「介護保険特別会計」「下水道事業特別会計」の4つです。総額の35%を占め、歳入が71億円、歳出が68億円あります。

③水道事業会計は他の会計と異なり、企業会計になっています。水道事業会計は7億円規模で総額の4%を占めています。

Q：何故バラバラに管理するの、一緒にしておけばよいのに

A：①一般会計は町民の税金収入を多数の行政サービスに使います。特別会計の収入は特定の目的のために町民から徴収します。例えば、国民健康保険税、介護保険料、下水道料金です。その目的に正しく利用されたかどうかを明確にするために、別々の会計なのです。

その他、独立採算的な性格を有する公営企業会計、これは水道の管理会計です。

②例えば国民健康保険特別会計をみると、町民からの保険税で治療費など色々な費用をまかなうのですが、保険税だけでまかなおうとすると町民から多額の保険税が必要となります。そこで町民の保険税負担を軽減するために町が補助金（繰入金）を支給しています。従って特別会計と一般会計は繋がっています。

第2章 一般会計決算状況



いよいよ、この章から本題です。

わたくしたちに一番身近で、一番お金の出入りが大きいのは一般会計です。

一般会計の決算状況を見てみましょう。

1. 一般会計収支決算

(1) 一般会計収支決算状況

一般会計収支決算 推移

(単位：千円)

区 分		平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)
A	歳入総額	11,871,456	11,594,022	13,057,071	12,791,371	12,498,237
B	歳出総額	11,367,815	10,895,804	12,377,373	12,176,926	11,843,544
C	歳入歳出差引 (A-B)	503,641	698,218	679,698	614,445	654,693
D	翌年度に繰り 越すべき財源	90,990	50,665	2,160	5,215	3,098
E	実質収支 (C-D)	412,651	647,553	677,538	609,230	651,595
F	単年度収支 (E-前年E)	-258,097	234,902	29,985	-68,308	42,365
G	積立金	277,279	242,093	286,325	489,020	486,207
H	繰上償還金	0	0	0	0	0
I	積立金取崩額	253,782	329,689	205,049	505,582	429,125
J	実質単年度収支 (F+G+H-I)	-234,600	147,306	111,261	-84,870	99,447

Q：この表から何を読み取ったらよいの

A：三芳町の一般会計の収支状況が赤字か黒字かをみることができます。

Q：それにしても〇〇収支というのが3つもある。まず実質収支（E）とは

A：実質収支（E）というのは歳入（A）から歳出（B）を引いたものから翌年度に繰り越すべき財源（D）を引いた残額です。平成23年度は6億5,160万円の黒字です。これが最も重要な収支で累積の黒字または赤字を示しています。実質収支が黒字の場合は黒字団体、赤字になると赤字団体といわれます。

Q：翌年度に繰り越すべき財源（D）とは

A：行政では、その年度の予算として確保してあっても、工事の遅れなどでその年度に支払えない場合は次年度以降に支払が発生するので、残しておく必要があります。この分は翌年度に繰り越すべき財源（D）として歳出に計上されます。

Q：単年度収支(F)とは

A：その年度の収支が黒字か赤字かを見るものです。

実質収支の中には前年度以前の収支の累積が含まれています。そのため今年度だけの収支を知るには、今年度の実質収支(E)から前年度の実質収支(E)を差し引きます。これが単年度収支(F)です。

平成23年度の実質収支は6億5,160万円です。

ここから前年度以前の影響を除くため、前年度の実質収支6億923万円を差し引くと平成23年度の単年度収支は4,237万円の黒字になります。

Q：実質単年度収支(J)とは

A：単年度収支(F)の中には基金の積み立てと取崩し額が含まれているので、それを加算、減算した単年度の収支を示したのが実質単年度収支(J)です。

平成23年度は9,945万円の黒字です。

5年間で見ると平成20年度、21年度、23年度は黒字、19年度、22年度は赤字です。5年間で累計すると3,855万円の黒字です。

Q：実質単年度収支(J)は赤字でも大丈夫なの

A：一般的には、地方財政の収支は均衡するのが健全です。黒字が貯まる一方だと、家計や企業では望ましいのですが、税金を徴収する自治体では許されません。黒字が累積するようならば、黒字を取り崩して行政サービスを引き上げるか、または税金を引き下げるかをして、住民に還元すべきです。

とは言っても、3年以上連続して赤字になるような場合には危険です。

埼玉県のサツマイモは「川越いも」が良く知られていますが、「川越いも」の多くは「富の川越いも」として三芳町で生産されています。三芳いもにならないのが残念ですが、それだけブランドの力が強いんですね！！
三芳町で生産されているサツマイモの代表的な種類は、紅赤、紅東、鳴門金時、安納いも、パープルスウィートロードなどがあります。



(2) 行政サービスにかかる費用

平成23年度の決算額から「公共施設」や「行政サービス」について、どのくらいの費用がかかっているのか見てみましょう。

【コピスみよし・体育施設】

三芳町文化会館「コピスみよし」は平成14年4月に、三芳町総合体育館「みよしアリーナ」は平成18年7月にそれぞれ設置され、文化会館及び総合体育館を含む各体育施設については、現在、東京ドーム・トールツリーググループが指定管理者として施設の管理・運営を行っています。

コピスみよし・体育施設に関しかかった費用は2億6,750万円で、主なものとしては、指定管理委託料が1億3,963万円、公債費（建設に関する借入金の返済）が1億1,056万円となっています。

維持管理にかかる費用に関しては、指定管理者が負担しますが、10万円以上かかる修繕や火災保険料などについては、町が負担します。

(単位：千円)

コピスみよし・体育施設に関する費用		267,499
指定管理委託料		139,633
その他の維持管理費		16,000
事業運営費など		1,307
建設に関する町債（借入金）の返済		110,559



【公民館】

公民館は、中央公民館（昭和４０年設置）、藤久保公民館（昭和５８年設置）竹間沢公民館（平成４年設置）の３館で、維持管理費が３,６５３万円、公債費（借入金の返済）が１,５９７万円などとなっています。

※ 中央公民館については、平成２４年度より廃止されました。

（単位：千円）

公民館に関する費用	123,986
維持管理費	36,534
事業運営費など	4,624
職員人件費	66,860
建設に関する町債の返済	15,968



【図書館】

図書館は、藤久保に中央図書館、竹間沢に竹間沢分館が設置されています。図書館に関してかかった費用は、管理費（事務機器等のリース料、光熱水費他）が５,０５１万円、図書の購入と資料整備に１,３４１万円などとなっています。

（単位：千円）

図書館に関する費用	106,556
図書館の管理運営	50,509
図書等の資料整備	13,407
図書の普及に関する事業など	1,382
職員人件費	41,258

【保育所】

町内の保育所は、町立の第一保育所、第二保育所、第三保育所と民間の桑の実保育園、あずさ保育園があります。

保育所関係の費用は、町立保育所の管理・運営に関する費用（児童の給食に関する費用、光熱水費など）に1億7,792万円、民間保育所へ保育を委託する費用に1億8,864万円、民間保育所の運営に関する補助金に4,913万円となっています。

町立の第一及び第二保育所は老朽化が進み、現在、民間保育所が増加してきています。

公立の保育所を建て替える場合には建設費は全て町の負担となり、多額の費用が必要となってしまいますが、民間保育所の建設の場合は町からの補助と共に県から建設費の補助があるため、町の負担は少なくなります。

また、管理・運営費についても町が運営するとすべて町の負担となり、下記のように多額の費用が必要となりますが、民間保育所の場合は公立と民間の保育料などの差がないように町からの補助のほか、国・県から補助がありますから町の負担は少なくなります。

(単位：千円)

保育所に関する費用	707,577
公立保育所	448,507
公立保育所の管理運営	177,919
子育て支援センターの運営	10,974
ファミリー・サポート・センターの運営	5,107
職員人件費	254,507
民間保育所	259,070
民間保育所への保育の委託費用	188,636
民間保育所運営費等補助金	49,131
家庭保育室利用の支援に関する費用	9,755
建設に関する町債の返済	11,548

【小・中学校】

小学校が三芳小、藤久保小、上富小、唐沢小、竹間沢小の5校、中学校が三芳中、三芳東中、藤久保中の3校設置されていて、7億8,150万円の費用がかかっています。

小・中学校については、三芳町公立学校施設耐震化計画に基づいて平成19年度から耐震化を進めており、平成25年度で全小・中学校の耐震化が完了します。

平成23年度ではこの耐震化事業で2億8,722万円の費用がかかり、平成23年度末現在の耐震化率は80%となっています。

職員人件費については、ここに掲載されている額は役場教育委員会の学校関係の職員だけで、教職員の給与等の人件費については、埼玉県の予算から支払われています。

(単位：千円)

小・中学校に関する費用	781,504
学校施設の耐震改修に関する費用	287,223
学校の運営に関する費用	106,658
学校施設の管理・整備に関する費用(耐震除く)	66,560
学校支援員の配置に関する費用	53,927
学校図書館の整備に関する費用	14,712
学校備品の購入に関する費用	13,670
英語指導助手に関する費用	12,243
職員人件費	106,114
改修工事等に関する町債の返済	57,735
その他小・中学校に関する費用	62,662

※ 学校支援員とは、学校教育や学校の管理運営を支援するために配置されている者をいいます。

※ 英語指導助手とは、学校に派遣している英語を母国語とする者をいい、児童・生徒に生きた英語や異文化に触れさせることにより、国際理解を深め、語学に対しての興味を高めることを目的としています。

【ごみ処理】

町のごみ処理については、ふじみ野市と共同処理により行っています。

可燃ごみについてはふじみ野市の清掃センターで、粗大ごみなどについては三芳町の清掃工場で処理をしています。

ごみ処理に関してかかった費用は、ごみの収集運搬が２億１，７６０万円、ふじみ野市との共同処理（可燃ごみ焼却）に関する費用が３億１，７１１万円、粗大ごみなどの処理をする町の清掃工場の管理運営等に関する費用が１億２，０２１万円となっています。

なお現在、ふじみ野市と共同で広域ごみ処理施設の建設を進めています。今後、施設の建設や建設用地の取得についての費用や、それに伴う借入れをする予定ですので、その返済の費用（公債費）がかかることとなり、ごみ処理に関する費用は、さらに増加していくと思われます。

（単位：千円）

ごみ処理に関する費用	809,150
ごみの収集運搬	217,595
ふじみ野市との共同処理費用（可燃ごみ） ..	317,109
町清掃工場の管理運営など	120,210
広域ごみ処理施設の建設に向けた費用	32,290
職員人件費	70,829
用地の取得に関する町債の返済	12,959
その他ごみ処理に関する費用	38,158



【消防】

消防事業については、三芳町、富士見市、ふじみ野市で構成する入間東部地区消防組合において行っています。

三芳町から消防に関する費用として、5億652万円を入間東部地区消防組合に負担金として支払っていて、消防職員の人件費なども負担金から支出されています。

入間東部地区消防組合では、現在、消防本部庁舎の老朽化などに伴う新庁舎の建設を進めています。それに伴い町の負担金が増加するものと思われます。

(単位：千円)

消防に関する費用	535,877
消防組合に関する負担金	506,517
消防団に関する負担金	26,576
消火栓の設置のに関する負担金	2,784

※ 消防団は、消防署と共に火災や災害などへの対応等を行うために設置される消防組織です。消防署は、常勤の職員が常時消防業務に専念していますが、消防団は日頃それぞれの職業（サラリーマン、自営業など）に専念し、火災等の災害時に消防団員としてその対応に当たります。

【しのめの里】

しのめの里（入間東部広域斎場）は、三芳町、富士見市、ふじみ野市で構成する入間東部地区衛生組合が設置し、現在、いるま野農業協同組合が指定管理者として（平成20年4月～平成25年3月）施設の運営管理を行っています。

三芳町からは、しのめの里の運営に関する費用として、4,382万円を入間東部地区衛生組合に負担金として支払っています。

(単位：千円)

しのめの里に関する費用	43,823
しのめの里運営に関する負担金	43,823

【高齢者】

高齢化が進む中で、三芳町においても高齢者に関する費用は、年々増加してきていて、7億1,211万円の費用がかかっています。

主な費用は、介護保険料を低く抑えるための介護保険特別会計への繰出金や、後期高齢者医療について、共同で事務を行うために県内市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金が、それぞれ2億円を超える費用がかかっています。

その他にふれあいセンター（老人福祉センター）の維持管理に2,906万円ぬくもり健康入浴券や地域福祉バスの補助、インフルエンザなどの予防接種に3,696万円の費用が使われています。

（単位：千円）

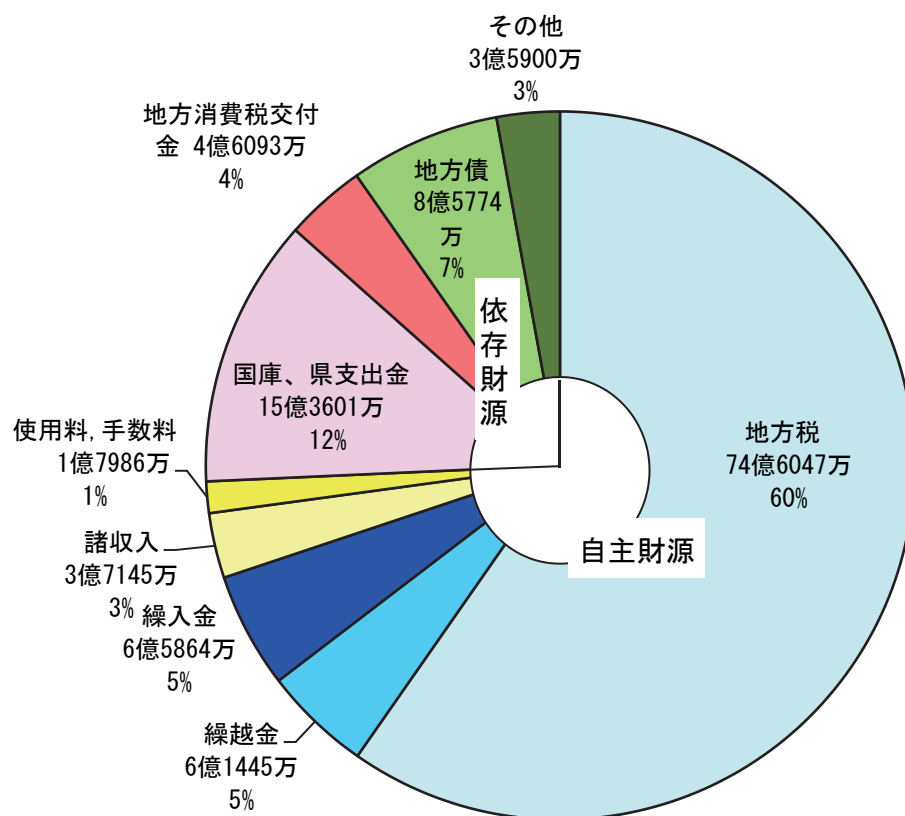
高齢者に関する費用	712,114
ぬくもり健康入浴券	10,566
地域福祉バス	14,705
インフルエンザ等の予防接種	11,684
敬老祝金の支給	7,758
ゲートボール場整備	6,122
シルバー人材センターの支援	12,380
後期高齢者医療に関する費用	218,725
介護保険に関する費用	233,780
ふれあいセンターに関する費用	29,061
職員人件費	116,272
その他高齢者に関する費用	51,061



2. 一般会計歳入決算の状況

(1) 一般会計・歳入

平成23年度三芳町の財政状況はどうなっているのか、最初に一般会計の歳入(収入)総額124億9,824万円について見てみましょう。

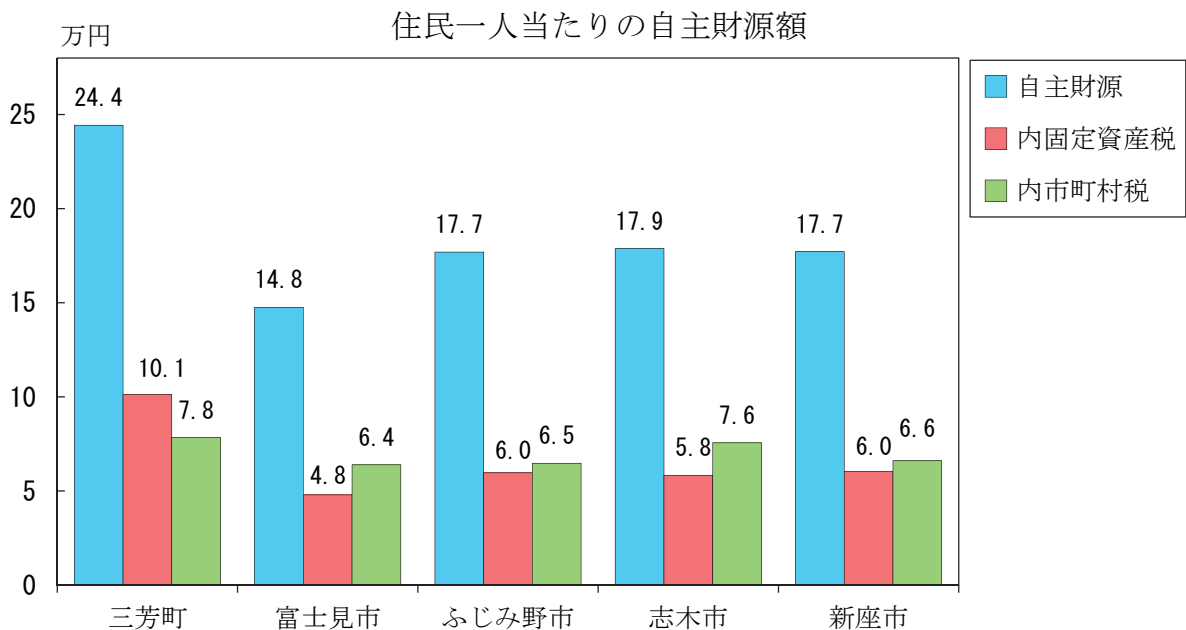
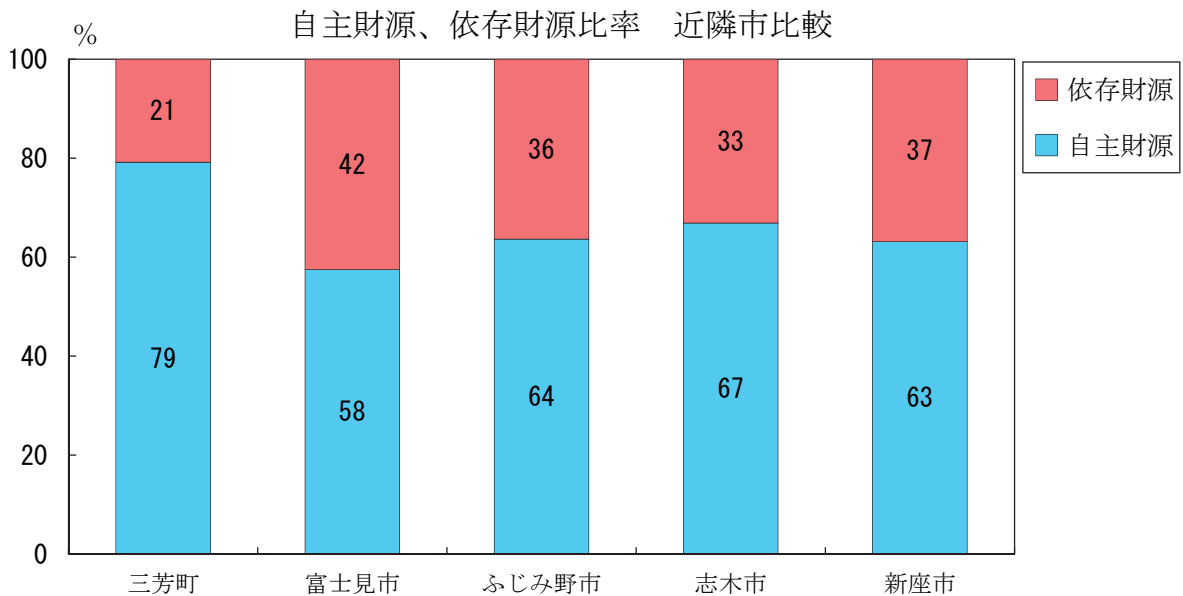


三芳町は歳入額の74%が自主財源として、町の裁量で使うことができます。
また歳入総額の7%は地方債(借金)で手当てしています。

※ 自主財源：町独自の権限で調達できる財源であり、町独自の事業に使うことができます。

依存財源：国や県が支出する財源や地方債で、大半が使用目的が決められています。

区分		概 要
自主財源	町税（地方税）	個人・法人町民税、固定資産税、都市計画税他
	使用料、手数料	町立施設の使用料、証明書発行手数料
	分担金、負担金	保育料他
	繰入金	各種積立金（基金）から一般会計へ繰り入れた金額
	繰越金	前年度の剰余金で本年度に繰り越された金額等
	諸収入	貸付金の元利収入や広報の広告料等の雑入など
依存財源	国、県支出金	使用目的が決められた、国や県から交付されるお金
	町債（地方債）	国や金融機関からの借入金
	その他依存財源	国や県が徴収した税金の一部が町に交付されるもの（地方消費税交付金、地方交付税等）



(2) 一般会計・歳入内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	増減
地方税	7,411,418	7,460,470	49,052
町民税	3,012,909	2,980,074	-32,835
(うち個人)	2,176,421	2,120,947	-55,474
(うち法人)	836,488	859,127	22,639
固定資産税	3,807,880	3,847,421	39,541
軽自動車税	44,152	45,469	1,317
たばこ税	242,859	282,906	40,047
都市計画税	303,618	304,600	982
地方譲与税	95,720	93,151	-2,569
利子割交付金	16,442	12,857	-3,585
配当割交付金	8,830	10,030	1,200
株式等譲渡所得割交付金	2,964	2,482	-482
地方消費税交付金	448,442	460,929	12,487
自動車取得税交付金	36,907	21,365	-15,542
地方特例交付金	88,773	116,967	28,194
地方交付税	47,136	49,384	2,248
(うち普通交付税)			0
(うち特別交付税)	47,136	49,384	2,248
交通安全対策特別交付金	7,247	6,947	-300
分担金・負担金	38,993	39,251	258
使用料・手数料	167,618	179,859	12,241
国庫支出金	1,032,241	1,014,585	-17,656
県支出金	656,985	521,424	-135,561
財産収入	17,264	5,381	-11,883
寄付金	3,195	1,184	-2,011
繰入金	635,342	658,335	22,993
繰越金	679,698	614,445	-65,253
諸収入	311,263	371,454	60,191
地方債	1,084,893	857,737	-227,156
合 計	12,791,371	12,498,237	-293,134

Q：色々な歳入があるのね

A：かなりの項目で、初めて聞くものばかりでしょう。

金額が大きい費目を押さえておくと良いです。

①地方税が全歳入の6割近くの74億6,047万円あります。

②地方譲与税は、国税として徴収され、一定の基準に基づいて地方自治体に譲与されます。

配分されるものは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

③消費税5%は、国が4%と地方に1%が配分されています。

消費税地方分の2分の1が都道府県に、2分の1が市町村の人口及び事業所で働く従業者数の割合で地方消費税交付金として市町村に配分されます。

④特別交付税は普通交付税でカバーできない、個別あるいは災害などの緊急時の財源として交付されます。特別交付税は地方交付税総額の6%相当分が交付され、普通交付税がない不交付団体にも交付されます。

⑤国と県からの使い方が決められている、国庫支出金と県支出金の合計が15億3,600万円あります。

⑥町債（借金）を8億5,774万円発行しています。

三芳の夏の風物詩として蛍観賞があります。年によっても異なりますが、毎年6月上旬から下旬にかけて竹間沢の「こぶしの里」で見ることが出来ます。蛍は夜の7時頃から9時頃にかけて活発活動し、「こぶしの里」の林を飛び交う光は大変幻想的です。蛍が生育するには、水温が15℃～20℃、流れの緩い綺麗な水場が必要で、「こぶしの里」には綺麗なわき水の流れが有り、この水場が蛍の生育に適しているようです。

また、蛍の幼虫が育つためには、えさになるカワニナが生息している事が条件です。

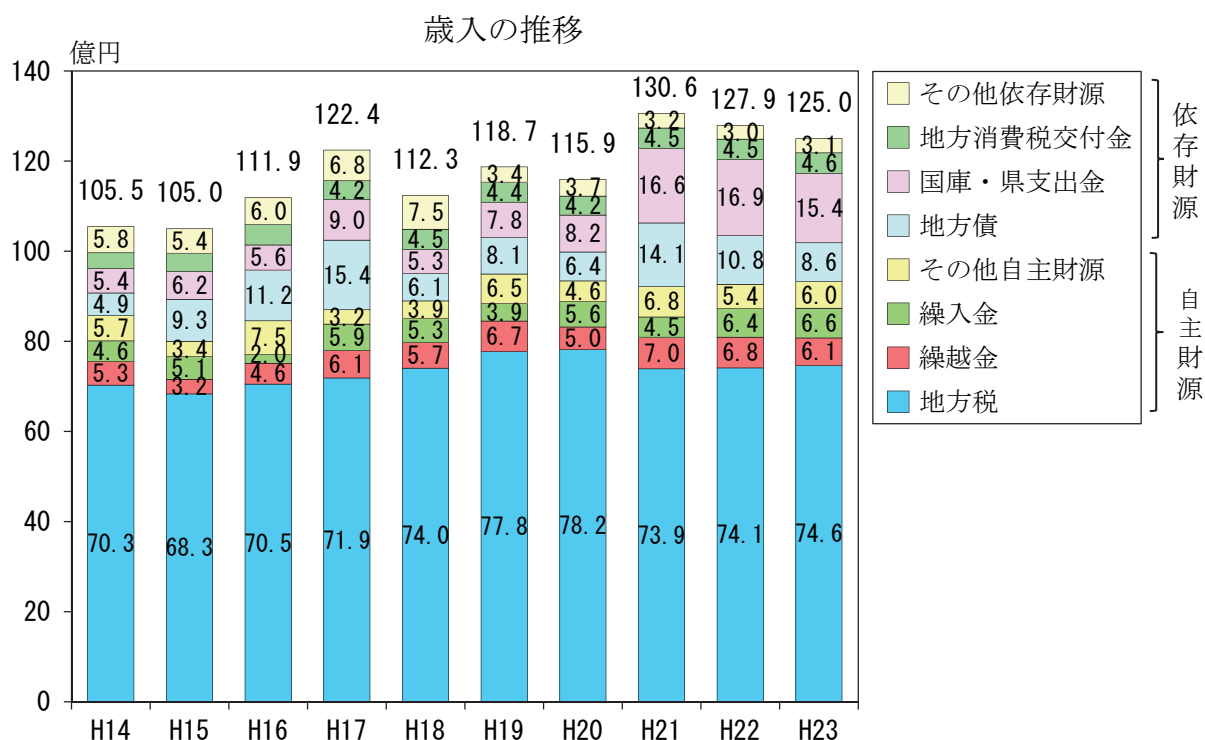
この蛍の育成を続けているのが「竹間沢ほたる育成会」の皆さんで、川の清掃や、毎年千匹弱のホタルの幼虫を放流し、またえさになるカワニナを放流しています。

多くの方に見て頂きたいと思いますが、蛍は光に敏感のため鑑賞の際には懐中電灯やフラッシュの使用は控えて下さい。また水場が汚れると蛍は育ちませんので、ゴミ捨てなどで汚さないようにお願いします。



(3) 歳入決算の推移

町の歳入は色々な要因で増加しています。



①地方税はリーマンショックによる景気後退から少し回復していますが、平成21年度から減収になっています。

平成20年度と平成23年度の地方税収を比較すると、3億5,468万円の減収になっています。

②国庫支出金が平成21年度に大幅に増額しているのは「定額給付金支給」として5億5,939万円が、この年に限り国から支出されているからです。

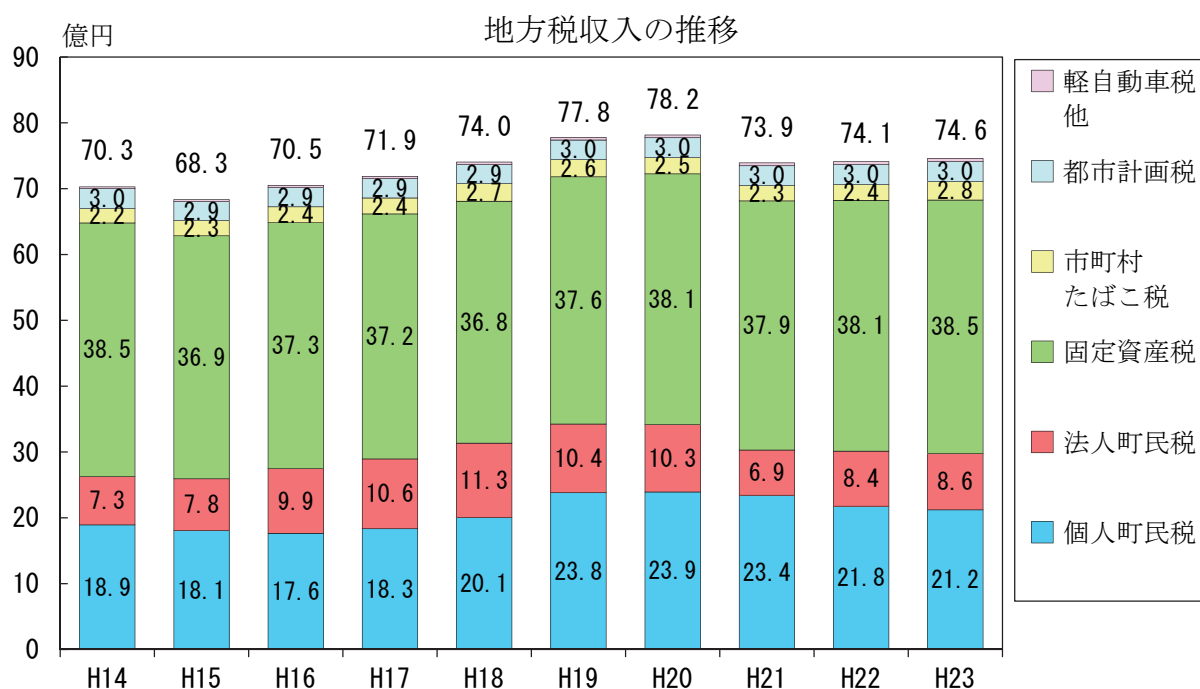
③平成22年度から「子ども手当負担金」として国庫支出金が大幅に増加しています。平成23年度の「子ども手当負担金」は6億697万円です。

④平成23年度の地方債の減少は、平成22年度では5億2,439万円発行できた臨時財政対策債（町の借金）が、国の方針で約半分の2億5,944万円までに減額されたからです。

(4) 地方税収入

自治体の収入で大きな割合を占めているのが地方税です。

地方税は自治体が直接課税し、使い道は特定されない一般会計の重要な財源です。地方税には、個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などの税が含まれます。



地方税収入の推移をみると。

①都市計画税、市町村たばこ税、軽自動車税はあまり大きな変動が見られません。

②固定資産税は地方税収の50%強、38億円程度で大きな財源になっています。

固定資産税はこの10年間は大きな変動がありませんが、変動要因は3年毎の課税標準額評価替えて、景気の動向にはあまり左右されない安定した財源です。

③法人町民税は平成20年のリーマンショックにより、平成21年度の税収では前年比3億4,097万円、率にして33.2%も落ち込みました。

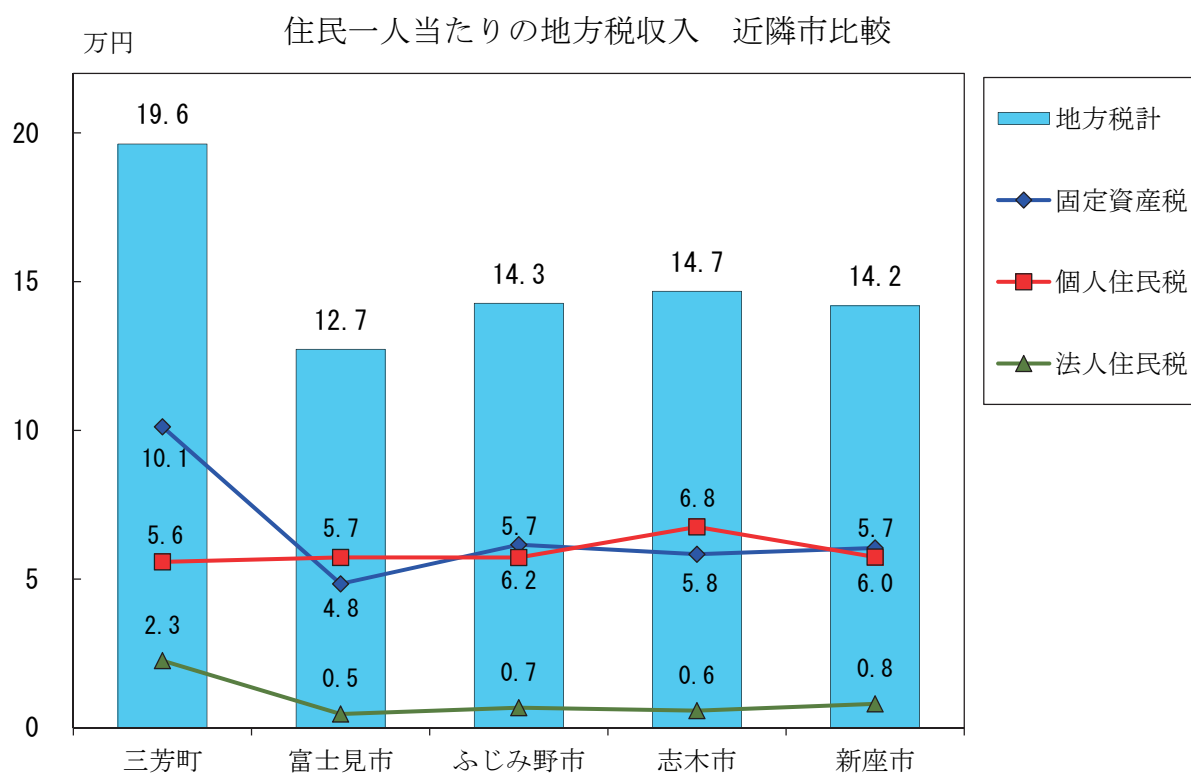
その後の景気の回復により、平成23年度では平成21年度と比較して

1億7,308万円増加しましたが、平成20年度の水準にはなっていません。

④個人町民税はその年の所得に対する課税が翌年度に徴収されるため、景気の変動があった場合は翌年度または翌々年度に影響が現れます。従って個人住民税は平成22年度に大きく落ち込み、平成23年度はリーマンショックの影響前の平成21年度と比べると2億2,219万円の減収となっています。

平成19年度に個人町民税が増加したのは、三位一体の改革で所得税と地方税の見直しがあり、国から地方に税源移譲されたためです。

今後は高齢化による現役世代の減少により、個人町民税の落ち込みが気になります。



住民一人当たりの地方税を近隣市と比較すると、三芳町の特徴がよく分かります。

①固定資産税は他市と比べて2倍前後になっています。

企業が多く進出している自治体の固定資産税収入は多くなります。

②個人町民税は他市と比べてもあまり差がありません。

③法人町民税は他市に比べて3～4倍になっています。

更に法人町民税は、税収の絶対額でも新座市に次いで2番目に高い金額になっていることから、三芳町は他市に比べて企業が多いことが分かります。

(5) 国庫・県支出金の内訳

三芳町は不交付団体のため普通交付税は交付されませんが、特定の事業のためや、法令に定められた国庫支出金と県支出金があり、これらは三芳町にも交付されています。

a. 国庫支出金

①国庫支出金は国が特定の事業を推進するため、及び法令に基づき市町村に支出する補助金です。国庫支出金は「国庫負担金」「国庫補助金」「国庫委託金」など、大きく分けて3種類に分類できます。

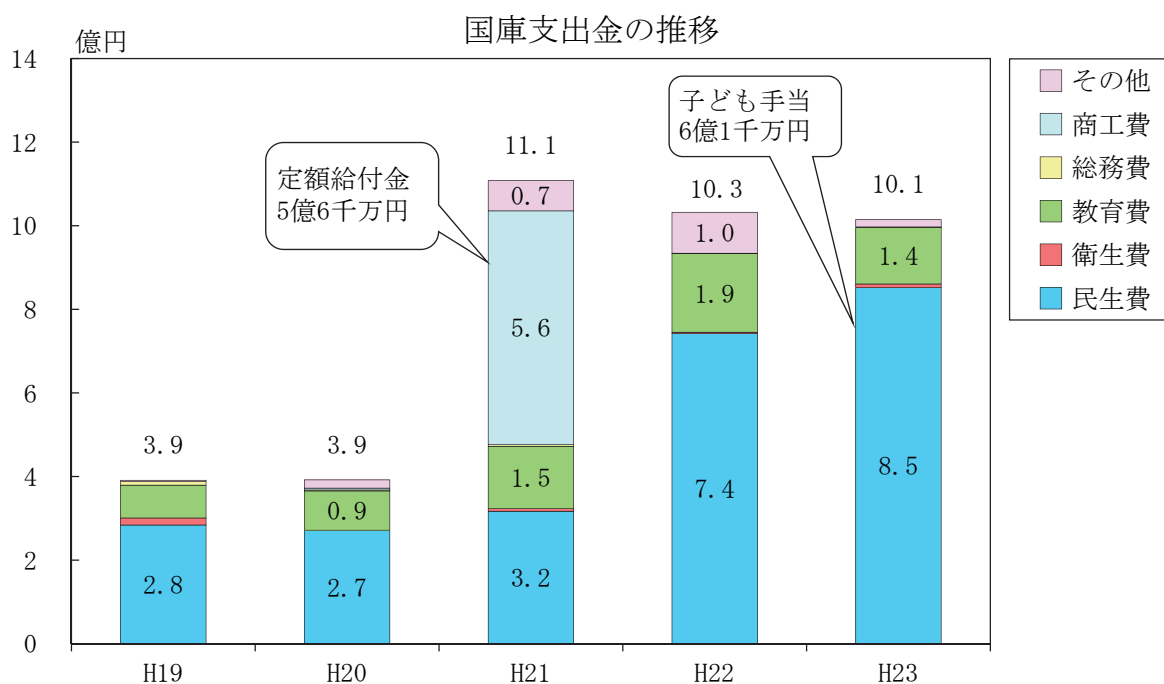
平成23年度の主な国庫支出金としては

ア. 国庫負担金：「障害者自立支援給付費負担金」「子ども手当負担金」「保育所運営費負担金」

イ. 国庫補助金：「次世代育成支援対策交付金」「学校施設環境改善交付金」「幼稚園就園奨励費補助金」

ウ. 国庫委託金：「国民年金事務費交付金」「子ども手当事務費交付金」

②平成23年度の国庫支出金の総額は10億1,459万円になりました。



平成21年度は「定額給付金支給」として5億5,939万円が町に給付されました。平成22年度からは国の政策として「子ども手当」が始まり、平成23年度には6億697万円が給付されました。

b. 県支出金

①国庫支出金と同様に県が特定の事業を推進するため、及び法令に基づき市町村に支出する補助金です。

また町独自の事業の一部にも補助金が支出されています。

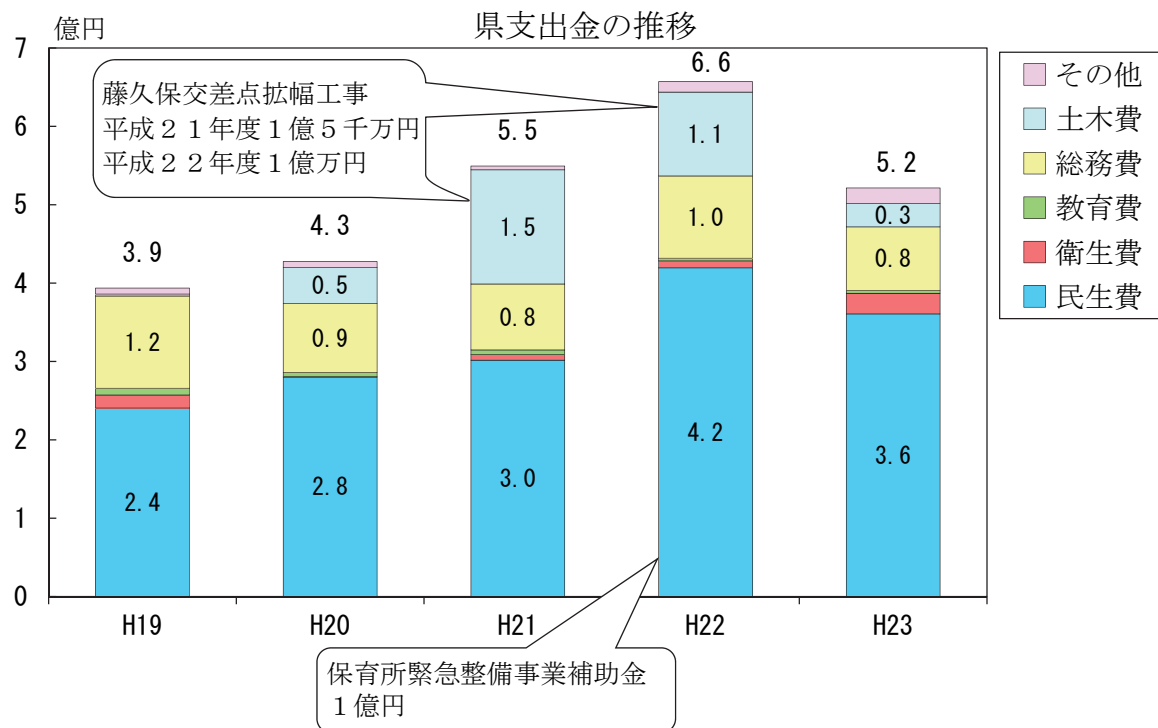
県支出金は「県負担金」「県補助金」「県委託金」と、大きく分けて3種類に分類できます。

ア. 県負担金：「障害者自立支援給付費負担金」「国民健康保険基盤安定負担金」「後期高齢者医療保険基盤安定負担金」「子ども手当負担金」

イ. 県補助金：「障害者生活支援事業補助金」「障害者福祉施設等支援事業補助金」「放課後児童健全育成事業費補助金」

ウ. 県委託金：「国勢調査委託金」「選挙執行経費交付金」「道路拡幅事業委託金」

②平成23年度の県支出金は5億2,142万円でした。



平成22年度では「保育所緊急整備事業補助金」が1億922万円ありました。この補助金はあずさ保育園の建設のために支出されました。

また国道254号線の「藤久保交差点拡幅工事」を県事業として委託され、土地の買収及び工事費として平成21年度には1億4,558万円、平成22年度には1億685万円の県委託金がありました。

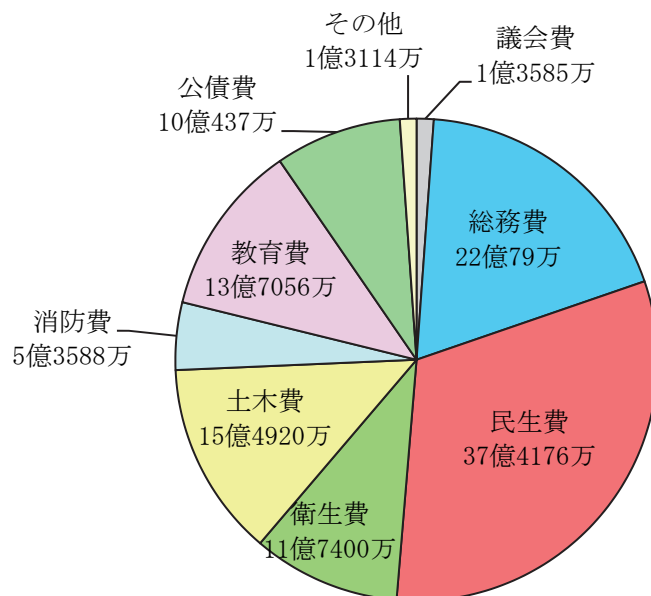
3. 一般会計歳出決算の状況

(1) 一般会計・歳出

平成23年度の歳出118億4,354万円がどのように使われているか、決算内容を見ます。

歳出は分類の仕方により目的別と性質別に分類されます。

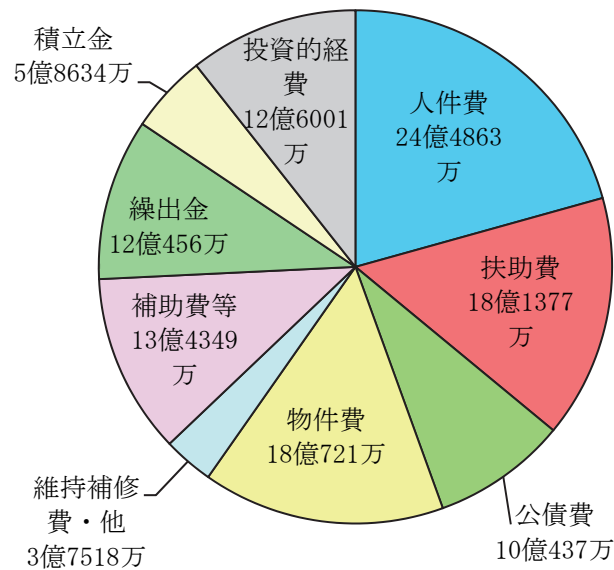
<目的別歳出>



目的別歳出とは、支出を行政の目的別に分類したもので、町の担当課ごとに分けた費用と考えれば分かりやすいと思います。

分類	区 分	概 要
目的別分類	議会費	議会運営に関わる費用
	総務費	庁舎管理、徴税、戸籍、住民票等台帳管理に関わる費用等
	民生費	保育所の運営費、高齢者・障がい者への支援費用等
	衛生費	ごみ収集・処理に関する費用、施設運営費用、予防接種等保健衛生に関わる費用
	土木費	道路や公園の整備及び維持管理、都市計画に基づく工事等
	消防費	消防組織の運営、管理費用
	教育費	小・中学校、公民館、図書館等の整備・維持管理の費用
	公債費	町の借入金（町債）の元金及び利子の返済
	その他	労働費、農林水産費、商工費が含まれる

<性質別歳出>



性質別歳出とは、その支出を経済的性質や効果を分析するためのもので、目的別歳出を性質別に横断的に抜き出したものです。

分 類		区 分	概 要
性質別分類	義務的経費	人件費	町長・町職員の給与及び退職金、町議会議員の報酬等
		扶助費	障がい者、高齢者対策、児童の成育、安全策等社会保障に要する費用
		公債費	町の借入金（町債）の元金返済、及び利子の支払い
	投資的経費	普通建設事業費	道路の新設・改良等土木建設事業、公共施設の新築・改良に要する費用、用地の購入費用等
	その他の経費	物件費	事務用品等消耗品、光熱水費など日常経費、委託料、臨時職員賃金等
		補助費等	町民による各団体への負担金や補助金、寄付金、報償費等
		繰出金	国民健康保険や介護保険などの特別会計、基金へ支出する費用
		積立金	当初予算外の支出に対する準備金や、将来計画のための費用積立て
		維持補修費等	公共施設等の維持・保全するための補修費、予備費等

※ 義務的経費：法令で義務付けられ、毎年定期的に発生する経費

※ 投資的経費：支出の効果が施設など資産形成になるような経費

(2) 目的別歳出決算

ここでは、目的別歳出により平成23年度歳出の決算状況を説明します。

平成23年度の歳出決算額は、前年度から3億3,338万円減少し、118億4,354万円となりました。

a. 減少の主な要因

①土木費は、平成22年度は都市計画道路用地の取得で3億3,982万円などにより費用が増加しましたが、23年度は大きな土地取得がなく全体の事業規模が縮小したことにより、4億6,285万円減額となりました。

②教育費は、平成22年度は国の補助による学校ICT環境整備事業の1億3,761万円などにより増加しましたが、平成23年度はその事業がなくなどにより、1億8,103万円減額になりました。

b. 増加の主な要因

①衛生費は、ごみ共同処理事業負担金が1億2,252万円増加したことなどにより、1億9,429万円増加しました。

②民生費は特定の要因ではなく、障害者福祉費、老人福祉費、介護保険費などが増加しています。

(単位：千円)

区 分	平成22年度 (2010年度)	構成比 (%)	平成23年度 (2011年度)	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)
議 会 費	105,747	0.9	135,847	1.1	30,100	28.5
総 務 費	2,252,796	18.5	2,200,791	18.6	-52,005	-2.3
民 生 費	3,653,683	30.0	3,741,755	31.6	88,072	2.4
衛 生 費	979,712	8.0	1,174,003	9.9	194,291	19.8
労 働 費	3,925	0.0	18,320	0.2	14,395	366.8
農林水産業費	73,028	0.6	74,874	0.6	1,846	2.5
商 工 費	42,334	0.3	37,948	0.3	-4,386	-10.4
土 木 費	2,012,046	16.5	1,549,198	13.1	-462,848	-23.0
消 防 費	507,458	4.2	535,877	4.5	28,419	5.6
教 育 費	1,551,593	12.7	1,370,560	11.6	-181,033	-11.7
災害復旧費	0	0	0	0	0	0
公 債 費	994,604	8.2	1,004,371	8.5	9,767	1.0
諸支出金	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
合 計	12,176,926	100.0	11,843,544	100.0	-333,382	-2.7

(3) 目的別歳出決算の推移

国の施策や町の大規模な投資の有無により歳出総額が変動していますが、これを除けば実態はほぼ横ばいです。

a. 国の施策

①平成21年度は定額給付金の支給で、商工費が5億7,307万円増加しました。

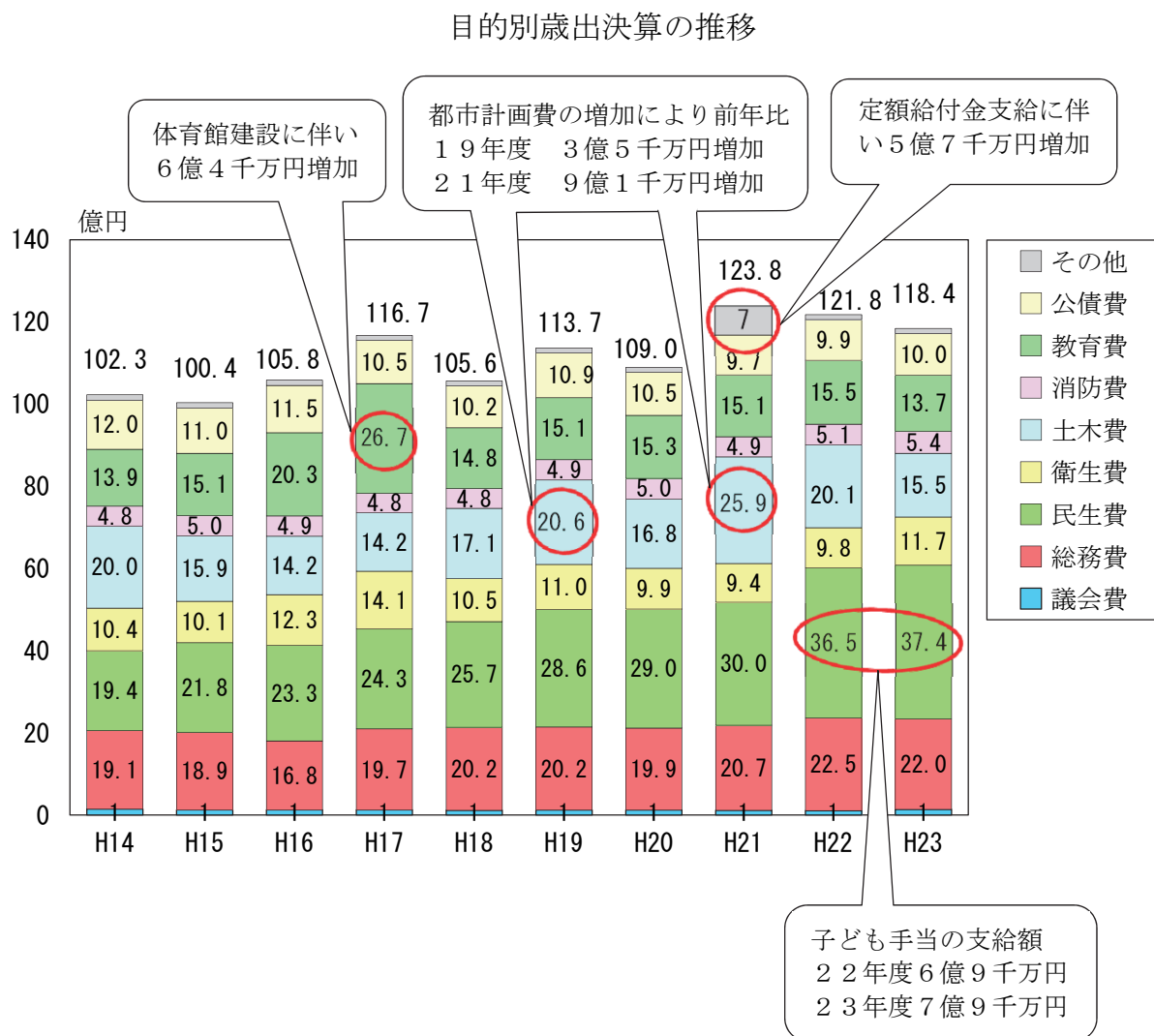
②平成22年度は子ども手当の支給6億9,027万円等により民生費が増加しました。平成23年度の子ども手当支給額は7億9,247万円です。

b. 町の大規模な投資

①平成17年度は体育館建設等により、教育費が6億3,981万円増加しました。

②平成19年度には都市計画事業等で、土木費が3億4,674万円増加しました。

③平成21年度は都市計画道路及び公園用地の取得等の都市計画費の増加により、土木費が前年比9億1,012万円増加しました。



(4) 性質別歳出決算

性質別歳出決算とは、35ページでも述べましたが、歳出決算の数字を目的別歳出決算とは別な切口の費目で集計したものです。従って歳出総額は目的別歳出決算と同じですが、決算を分析する上では分かりやすい費目に分類されてます。

平成23年度の歳出決算額を性質別歳出で見ると、総額では3億3,338万円減少していますが、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金などが前年度を上回っています。

(単位：千円)

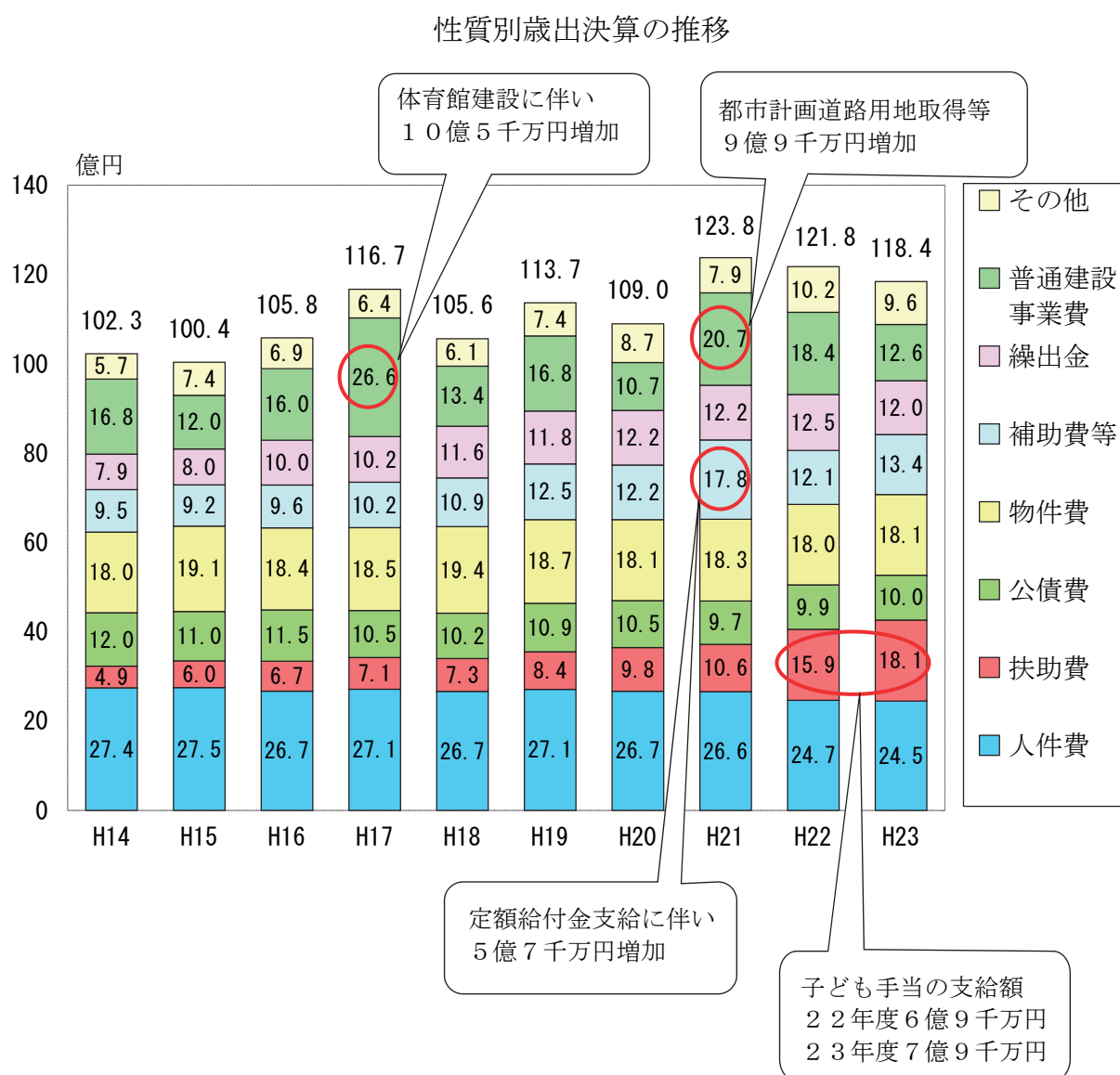
区 分		平成22年度 (2010年度)	構成比 (%)	平成23年度 (2011年度)	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)
人 件 費		2,465,213	20.2	2,448,630	20.7	-16,583	-0.7
	うち職員給	1,632,352	13.4	1,628,331	13.7	-4,021	-0.2
扶 助 費		1,590,571	13.1	1,813,766	15.3	223,195	14.0
公 債 費		994,604	8.2	1,004,371	8.5	9,767	1.0
内 訳	元利償還金	994,604	8.2	1,004,371	8.5	9,767	1.0
	一借利子						
物 件 費		1,801,452	14.8	1,807,211	15.3	5,759	0.3
維持補修費		196,236	1.6	213,579	1.8	17,343	8.8
補助費等		1,207,908	9.9	1,343,486	11.3	135,578	11.2
積立金		563,612	4.6	586,336	5.0	22,724	4.0
投資及び出資金		4,500	0.0	11,100	0.1	6,600	146.7
貸付金		257,884	2.1	150,498	1.3	-107,386	-41.6
繰出金		1,254,353	10.3	1,204,555	10.2	-49,798	-4.0
前年度繰上充当金							
普通建設事業費		1,840,593	15.1	1,260,012	10.6	-580,581	-31.5
内 訳	補助	454,652	3.7	298,867	2.5	-155,785	-34.3
	単独	1,385,941	11.4	871,484	7.4	-514,457	-37.1
	同級他団体 事業負担金	0	0	89,661	0.8	89,661	
災害復旧事業費							
失業対策事業費							
合 計		12,176,926	100.0	11,843,544	100.0	-333,382	-2.7

(5) 性質別歳出決算の推移

性質別歳出決算の推移を見てみると、扶助費が平成22年度・平成23年度に支給された子ども手当を除いても増加傾向です。

普通建設事業費については、平成17年度の体育館建設、平成21年度は都市計画道路及び公園用地の取得など、大規模な投資があった年度は歳出額を押し上げます。

なお、主な費目についてはこの後の性質別歳出項目ごとの推移で詳細に説明します。



(6) 目的別・性質別の分析

次の表ではそれぞれの目的別の科目に対して性質別の経費がどのくらい支出したかを横断的に見ることができます。

(単位：千円)

性質別 目的別	人件費	物件費	維持 補修費	扶助費	補助費等	普通建設 事業費	公債費	積立金	投資及 び出資 金	貸付金	繰出金	合 計
議 会 費	122,418	11,257	0	0	2,172	0	0	0	0	0	0	135,847
総 務 費	1,028,359	509,461	11,098	0	98,707	66,959	0	486,207	0	0	0	2,200,791
民 生 費	550,726	201,107	5,901	1,788,668	189,390	8,315	0	44,093	0	0	953,555	3,741,755
衛 生 費	125,721	534,364	24,377	0	373,386	69,548	0	35,507	11,100	0	0	1,174,003
労 働 費	990	14,888	0	0	442	0	0	0	0	2,000	0	18,320
農林 水産業費	38,786	2,484	0	0	33,604	0	0	0	0	0	0	74,874
商 工 費	22,856	1,182	0	0	11,310	0	0	0	0	2,600	0	37,948
土 木 費	143,245	52,949	154,914	0	2,267	798,760	0	165	0	145,898	251,000	1,549,198
消 防 費	0	0	0	0	535,877	0	0	0	0	0	0	535,877
教 育 費	415,529	479,519	17,289	25,098	96,331	316,430	0	20,364	0	0	0	1,370,560
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 債 費	0	0	0	0	0	0	1,004,371	0	0	0	0	1,004,371
諸支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2,448,630	1,807,211	213,579	1,813,766	1,343,486	1,260,012	1,004,371	586,336	11,100	150,498	1,204,555	11,843,544

三芳町には多くの企業が進出し町の税収に貢献していますが、一方で都心から30km圏内でありながら野菜の生産が盛んです。

三芳の野菜のほとんどはハウス栽培ではなく露地栽培のため、季節に応じて美味しい旬の野菜を楽しむことができます。生産されている野菜の種類は多く、根菜類ではサツマイモ、里芋、大根、ジャガイモ、人参、かぶ、ゴボウなど、葉菜類では白菜、キャベツ、ほうれん草、小松菜、ネギ、玉葱、ブロッコリーなど、果菜類ではキュウリ、カボチャ、ナス、トマトなど、また夏にはトウモロコシや枝豆なども楽しめます。

その他にもお茶の生産も盛んで、蕎麦、ニンニク、ブルーベリーなども生産されています。



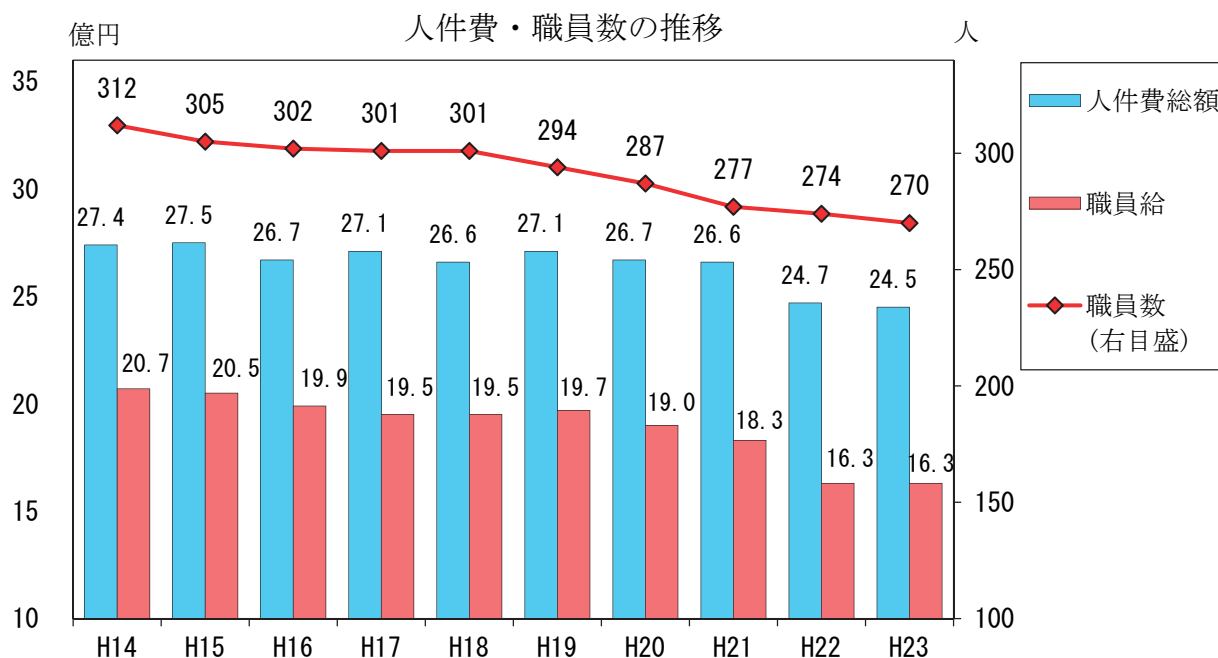
(7) 性質別歳出項目ごとの推移

a. 人件費

①人件費の内訳は、職員給（手当含む）、地方公務員共済組合等負担金、退職金（退職手当組合負担金）、災害補償費、議員報酬手当、各委員等報酬、特別職給与などで構成されています。

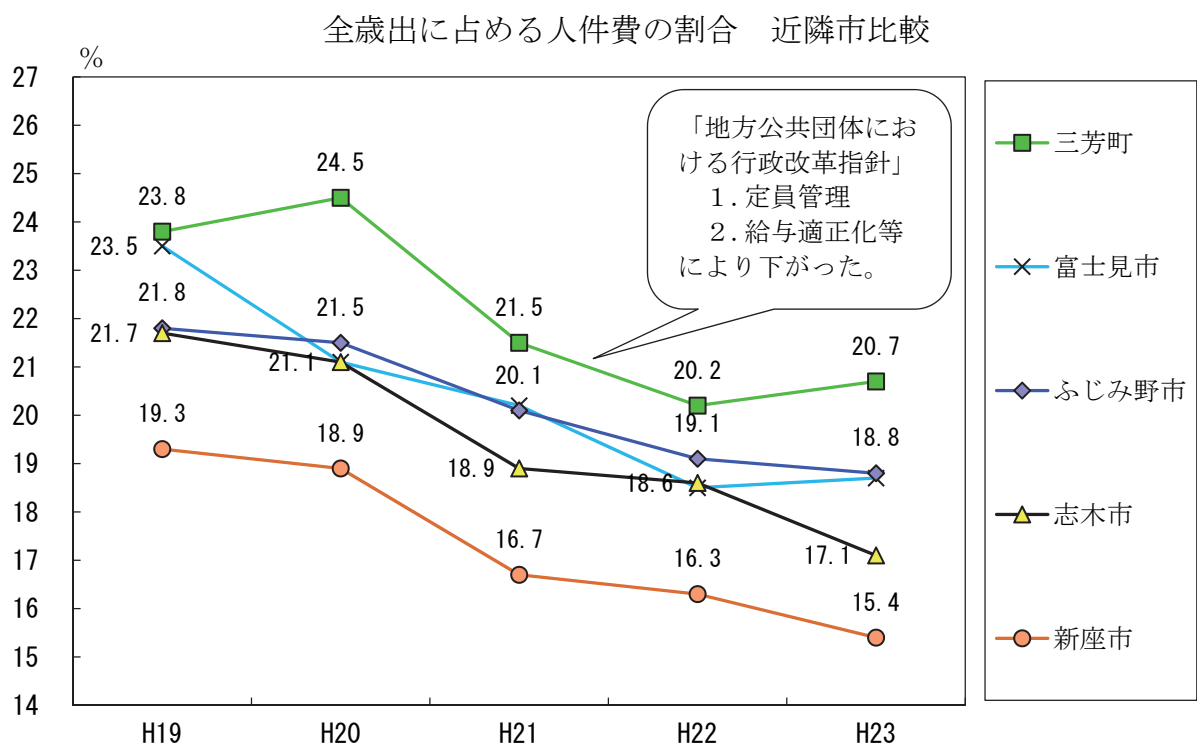
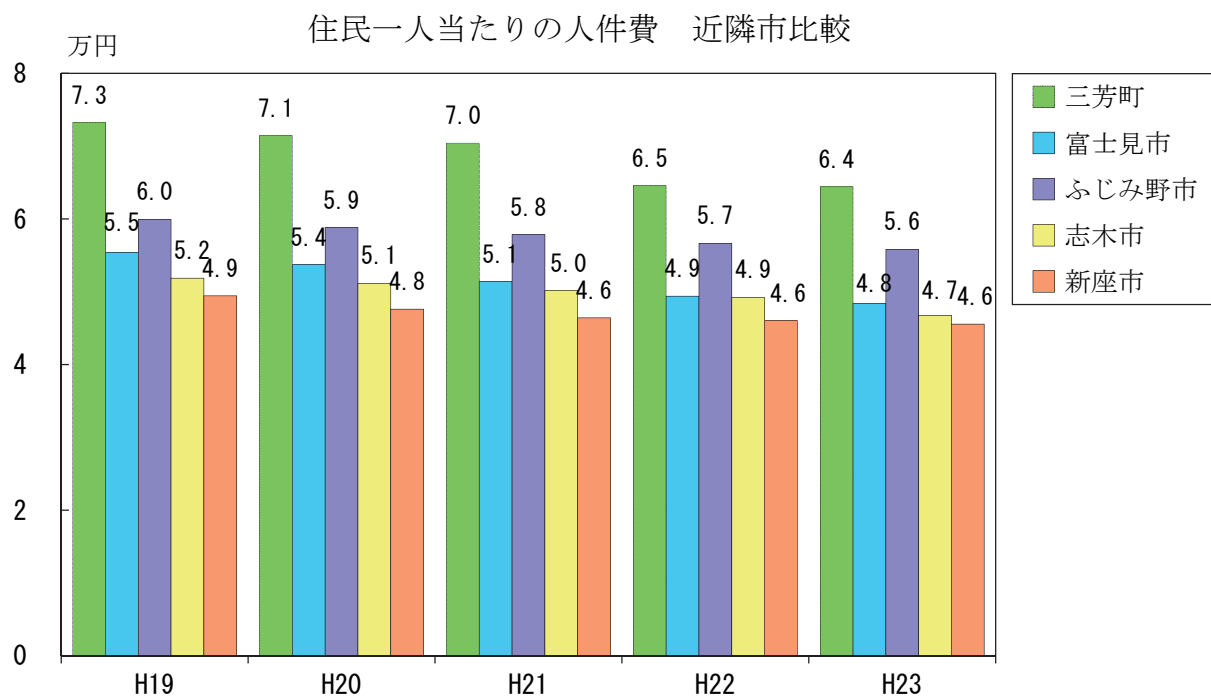
なお、公立小・中学校の教員及び警察官の人件費は、県の予算でまかなわれるので町からの支出はありません。

②平成23年度の人件費は24億4,863万円（内職員給は16億2,833万円）で歳出総額に占める割合は20.7%（内職員給13.7%）となっています。



職員数は、平成18年度に県の指針(国)による定員管理の数値目標が掲げられ、年々減少しています。

また臨時職員の賃金は人件費ではなく物件費として計上するため、人件費全体の変化を見ていく際には、物件費の動向も注視していく必要があります。



b. 扶助費

①扶助費は、障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法に基づき支出される費用と町独自の事業の支出が含まれています。

ア. 障害者福祉費：重度心身障害者医療費、在宅重度心身障害者手当、福祉タクシー利用料、地域福祉バス利用料、特定疾患見舞金などです。

イ. 老人福祉費：ねたきり老人手当、敬老祝金、地域福祉バス利用料、ぬくもり健康入浴などです。

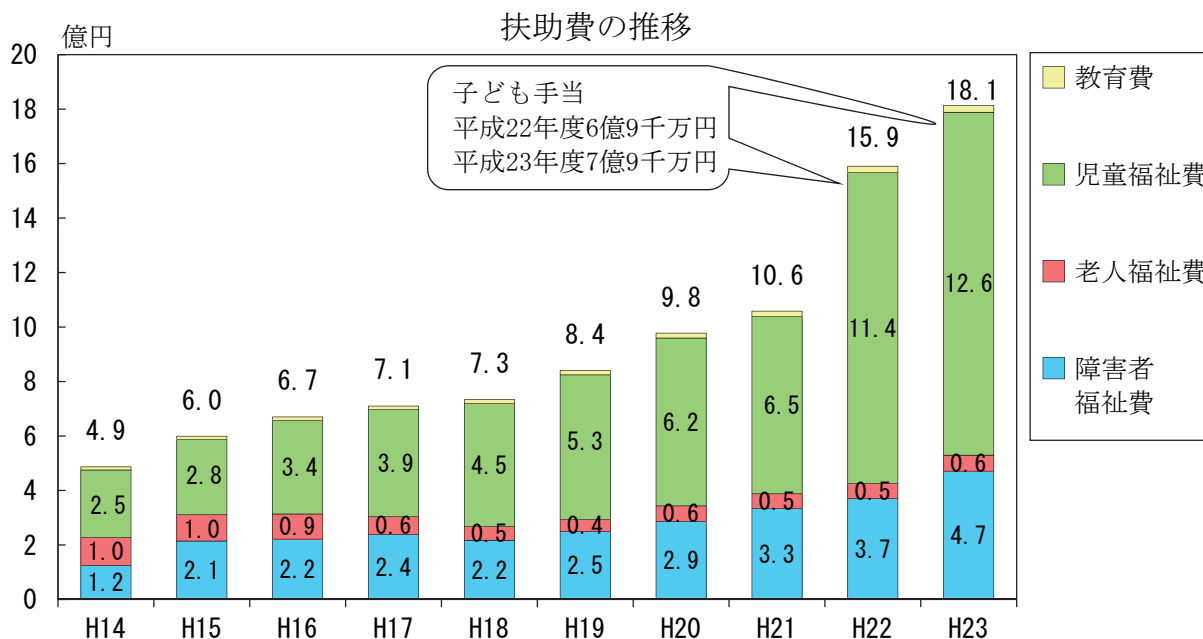
ウ. 児童福祉費：子ども手当、乳幼児医療費、こども医療費、小学校修了前特例給付金、ひとり親家庭等医療費などです。

エ. 教育費：要(準要)保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費などです。

なお、予防接種は補助費、老人福祉施設維持費は物件費になります。

②平成23年度の扶助費は18億1,377万円で、歳出総額に占める割合は15.3%となっています。

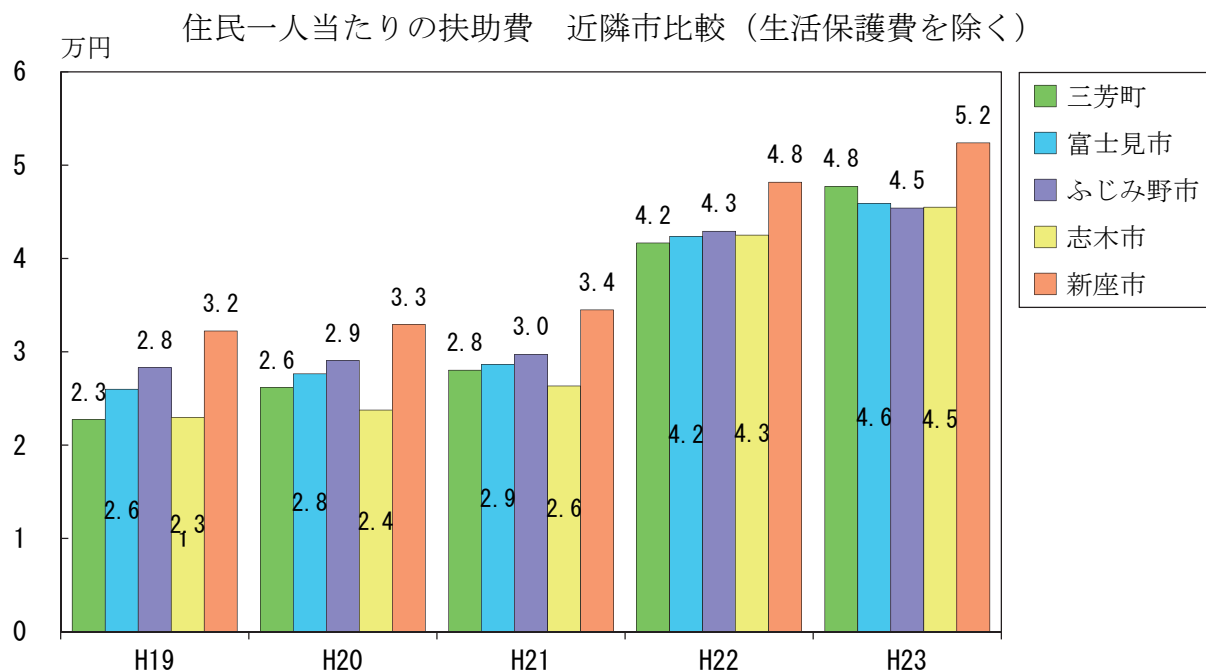
平成22年度からは国の政策で「子ども手当」が始まり、平成23年度の「子ども手当」の支出総額は7億9,247万円でしたが、「子ども手当」分として国の負担金の歳入が6億697万円ありました。



障害者福祉費は障害者自立支援法などの法改正などで増加しています。

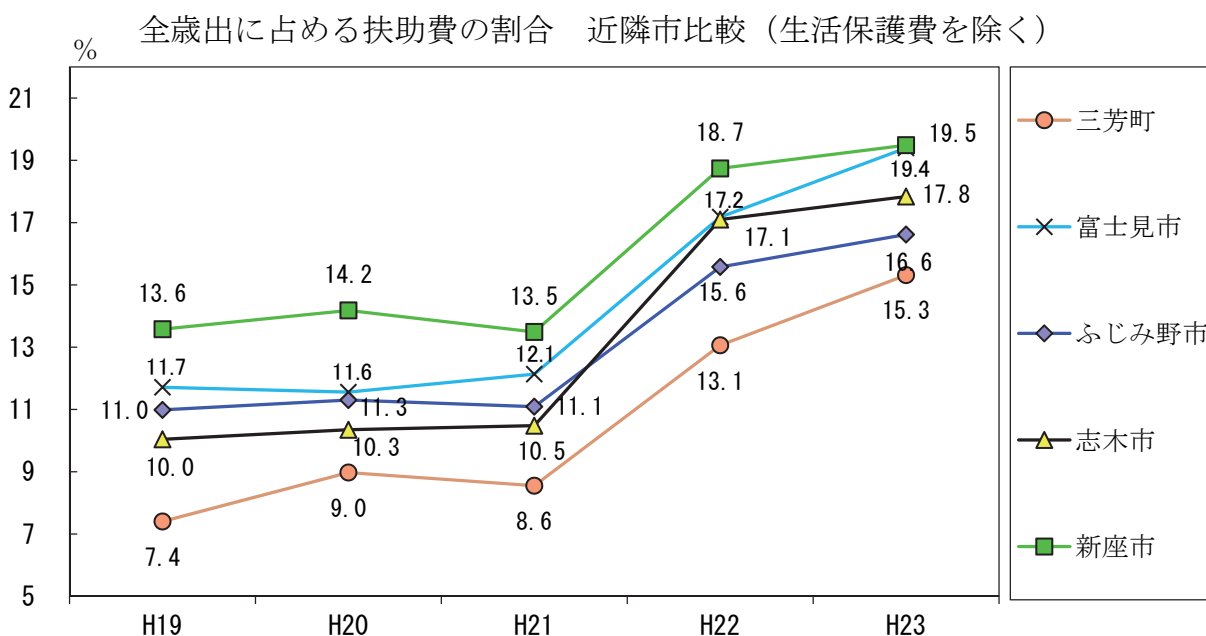
児童福祉費は乳幼児医療費及びこども医療費の無料化や、平成22年度からは子ども手当により大きく増加しました。

扶助費の歳出の大半は法令に基づき支出されていますから、法改正によって歳出は大きく変動しますが、特殊要因を除いても年々増加の傾向にあります。



市では生活保護費が扶助費に含まれていますが、町では生活保護費は県の負担になり町の扶助費には含まれないため、比較のために市の扶助費からは生活保護費を抜いた金額です。

なお、平成22年度から各市町村の扶助費が大幅に増えているのは子ども手当の影響です。

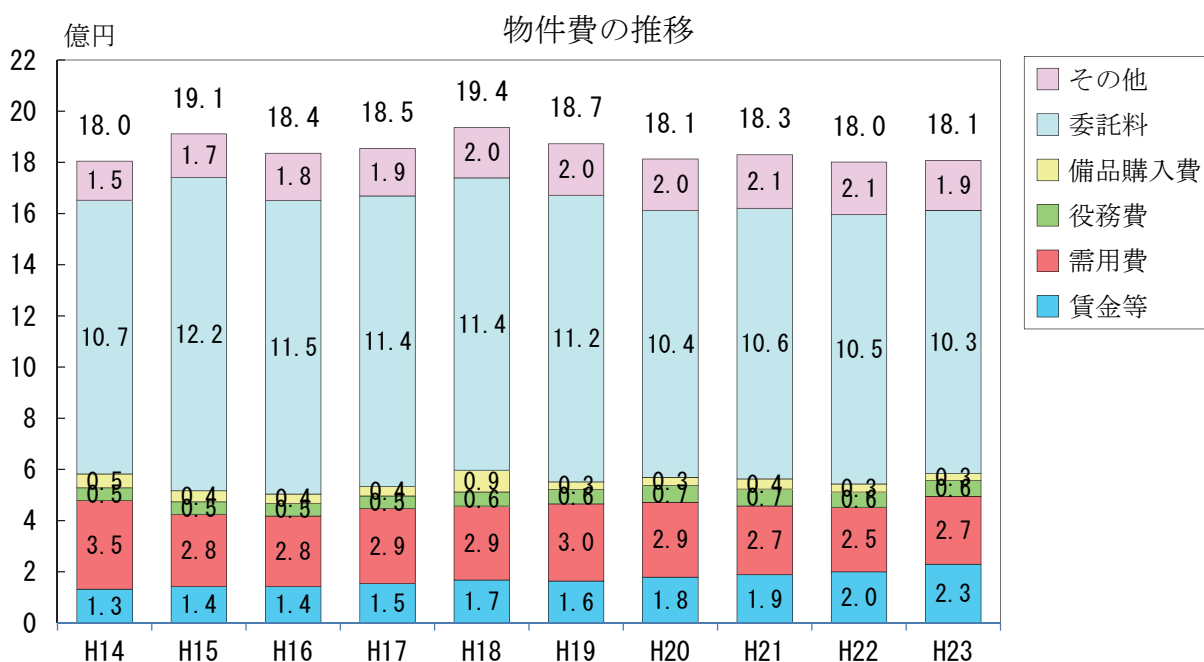


c. 物件費

①物件費の内訳は、

- ア. 委託料：町内施設（コピスみよし、体育施設、ふれあいセンター）管理
や諸業務（健康診査他）の委託料
- イ. 備品購入費：机、椅子、ロッカーなどの購入費他
- ウ. 役務費：郵送料、電話代、各種システム使用料他
- エ. 需用費：事務用品等の消耗品費、印刷製本費、施設の水道光熱費や設備
の修繕管理費他
- オ. 賃金等：臨時職員の賃金
- カ. その他：各種アドバイザーや研修講師・各種会議委員への謝礼他

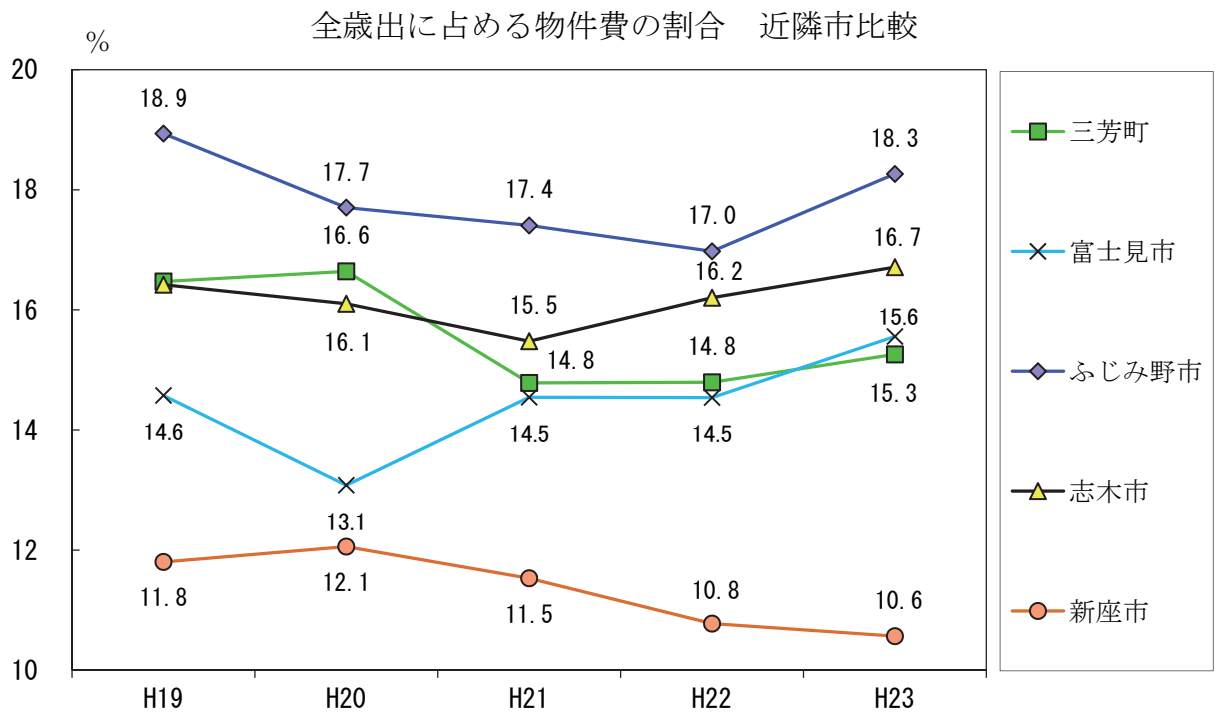
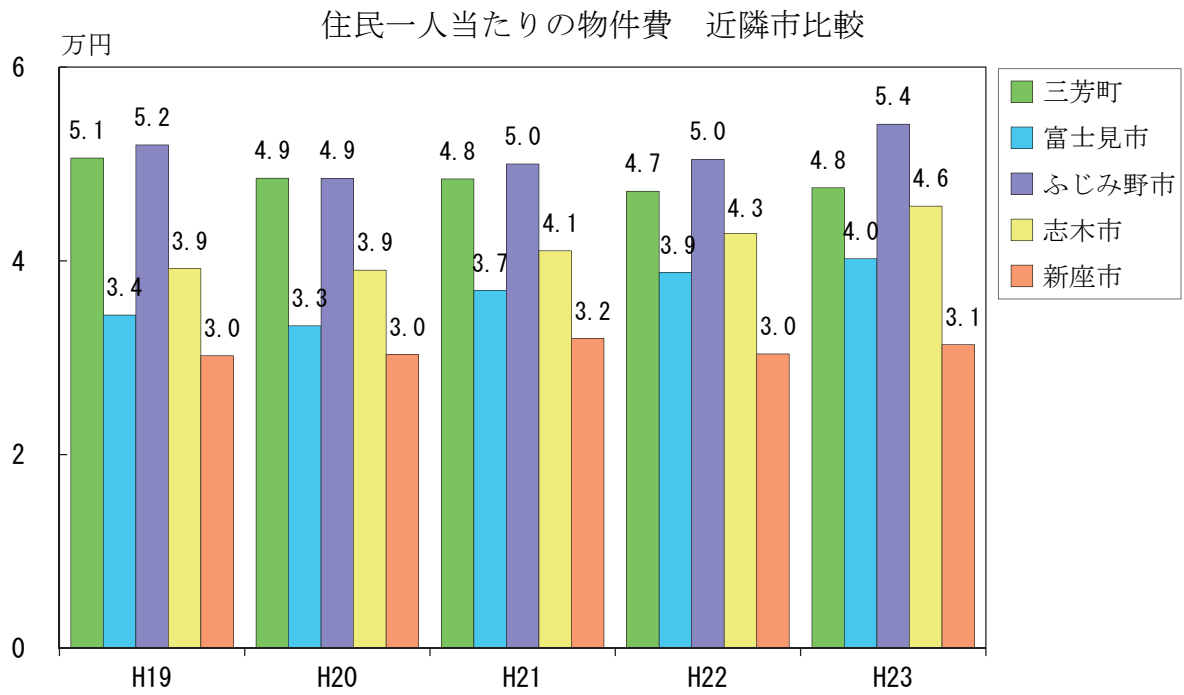
②平成23年度の物件費は18億721万円ですが、そのうち委託料は10億2,827万円で全体の56.9%を占めています。物件費は平成18年度をピークに減少傾向ですが、臨時職員の増加により賃金が漸増しています。



平成23年度 委託料の主たる項目

(単位：千円)

事業名	金額
一般廃棄物収集運搬業務委託料	217,335
体育施設及び文化会館指定管理業務委託料	139,633
予防接種委託料	97,434
清掃工場運転管理業務委託料	75,484
がん検診委託料	40,251
老人福祉センター(ふれあいセンター)指定管理委託料	28,095



d. 補助費等（補助金及び負担金等）

①補助金は町民への補助や、各種団体の活動を支援するために支出されます。

補助金の主な内訳としては、「幼稚園就園補助金」「社会福祉協議会補助金」「民間保育所運営費補助金」「バス交通補助金」「入間東部福祉会補助金」「三芳町商工会補助金」他、多くの補助や支援をしています。

②負担金は近隣市町村で共同運営する事業や団体の費用を分担する支出です。

主な負担金としては、「消防組合負担金」「衛生組合負担金」「ごみ共同処理事業負担金」「駅前放置自転車対策負担金」等、色々な事業の負担金があります。

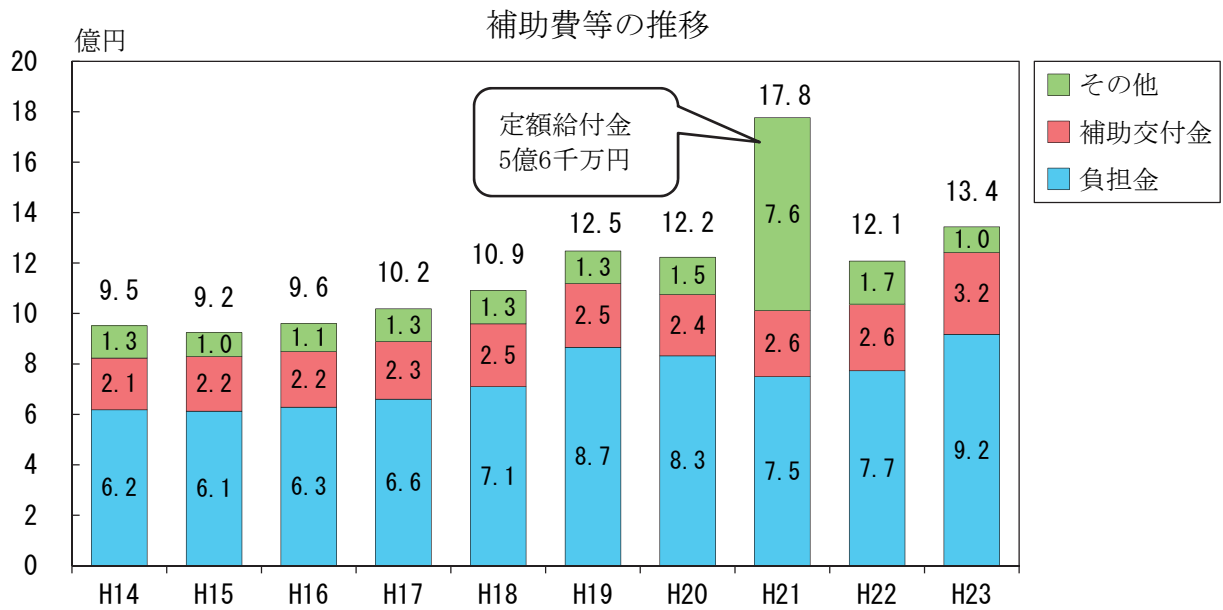
③その他、この費目に含まれる支出として、「文化会館主催事業の謝礼」「過誤納金等還付金（法人町民税の精算）」などがあります。

④平成23年度の決算では、補助金として3億2,418万円、負担金として9億1,739万円、その他は1億192万円で合計13億4,349万円です。

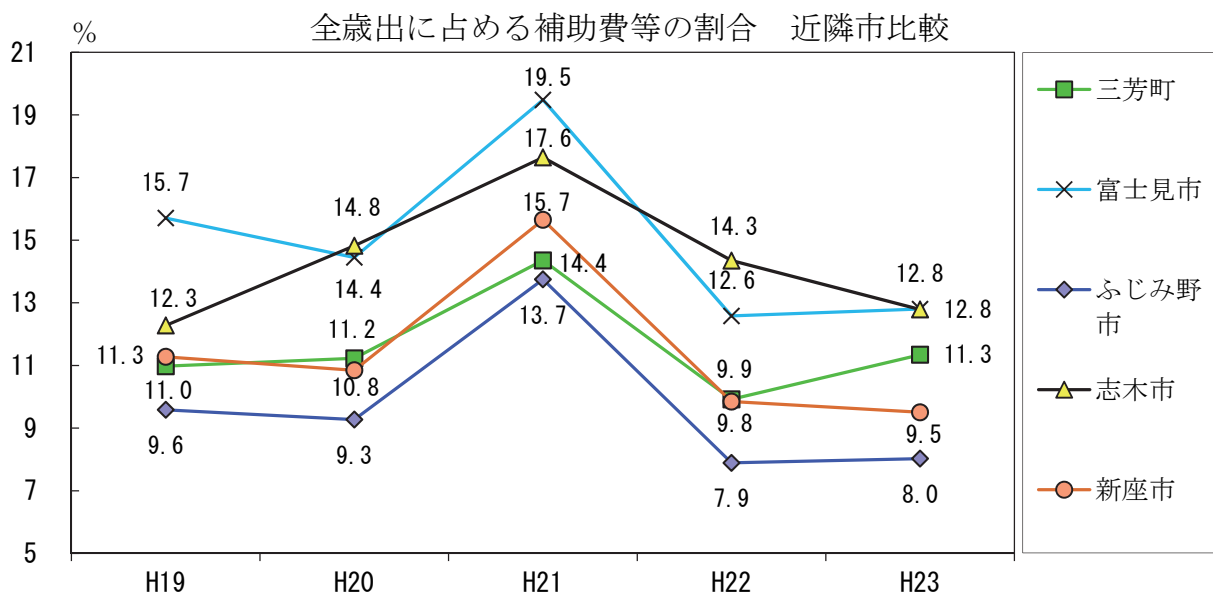
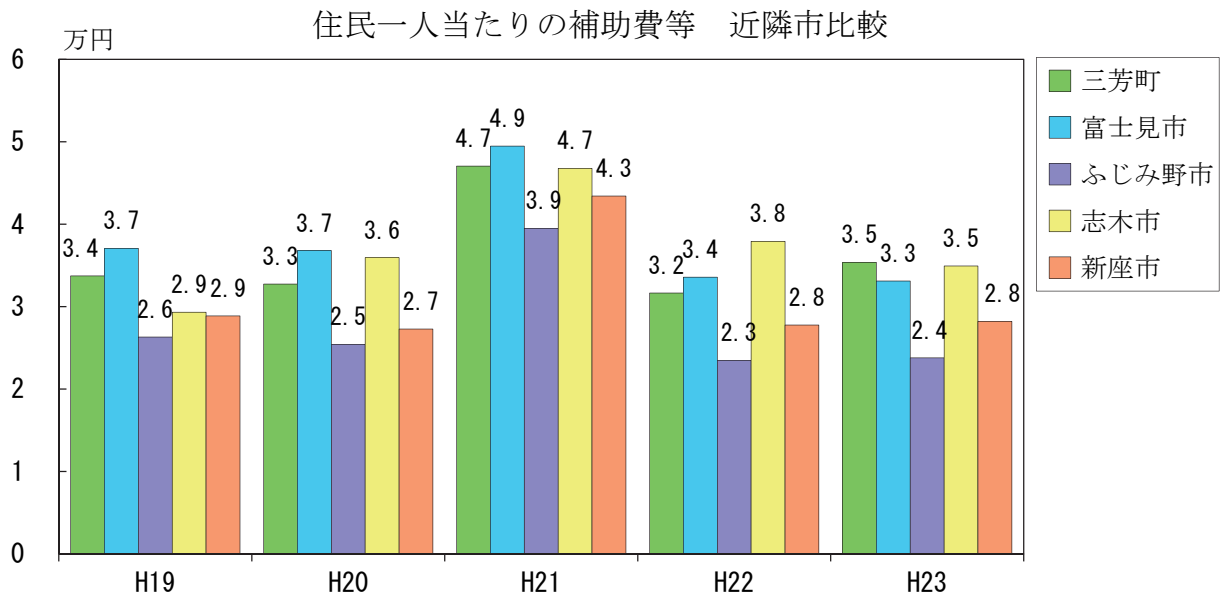
平成23年度補助金、負担金の主な一覧

(単位:千円)

分類	事業名	金額
補助金	幼稚園就園奨励費補助金	57,472
	社会福祉協議会補助金	57,043
	民間保育所運営費等補助金	49,132
	バス交通改善対策事業補助金	24,000
	入間東部福祉会補助金	21,646
	(一般社団法人)シルバー人材センター補助金	12,380
	三芳町商工会補助金	10,000
負担金	入間東部地区消防組合負担金	506,517
	ごみ共同処理事業負担金	280,271
	入間東部地区衛生組合負担金(しのめの里分含む)	70,358
	入間東部地区消防組合負担金(三芳町消防団分)	26,576
	駅前放置自転車対策負担金	11,995
他	過誤納金等還付金	27,192



補助金及び負担金の総額は増加傾向にあります。



e. 繰出金

①繰出金は一般会計から特別会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計）へ支出されます。

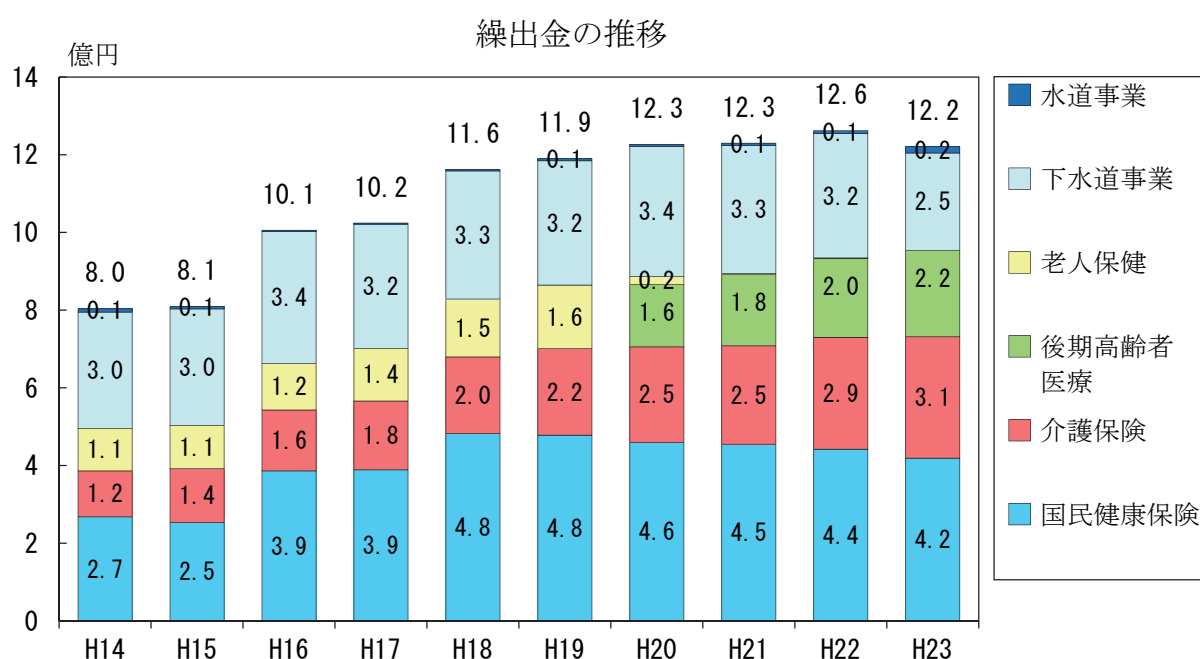
2種類の繰出金があります。

ア. 法令で定められた拠出金

イ. 法定外の繰出金。自治体が任意で支出する拠出金です。

例えば、国民健康保険では住民の保険料を軽減するために支出され、自治体の財政力や政策によって任意に金額は決められます。

事務処理に関わった職員の人件費が繰出金に含まれています。



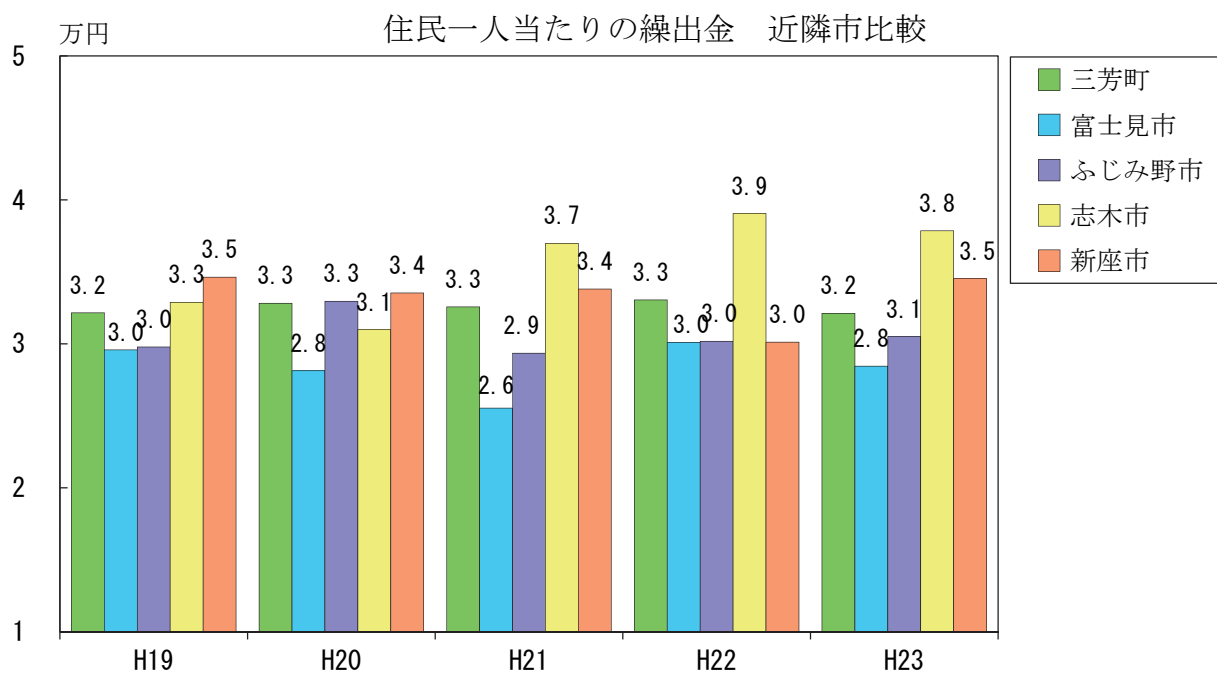
②平成23年度の各特別会計への繰出金の内訳です。

会計名	総 額	法定分	任意分	人件費
国民健康保険	4億1,904万	9,450万	2億6,550万	5,904万
介護保険	3億1,236万	1億9,899万	1,880万	9,456万
後期高齢者医療	2億2,216万	2億424万	下記 注	1,792万
下水道事業	2億5,100万		2億3,598万	1,502万
水道事業	1,619万	1,388万		231万

注1) 老人保健は平成20年度から後期高齢者医療に変わり制度が廃止されました。

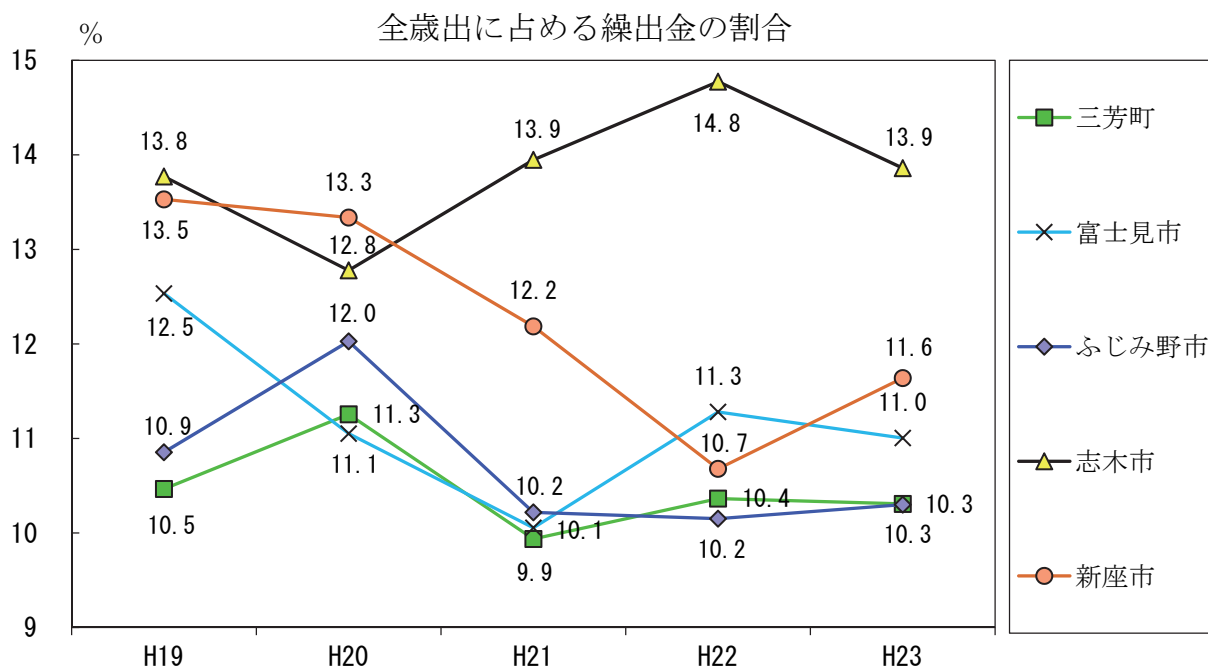
従って平成22年度以降は繰出金はありません。

注2) 後期高齢者医療は平成20年4月に発足した広域連合で運営されているため、任意の繰出はありません。



志木市の繰出金が他市町より多いのは、志木市民病院（病院事業会計）への赤字補填の繰出金があるためです。

平成23年度の志木市民病院への繰出金は5億6,393万円、市民一人当たりの負担は8,003円でした。



f. 普通建設事業費

普通建設事業費は道路用地の購入とその建設、公園の設置、公共施設や学校などの設備工事費等で、いわゆる公共事業費です。

ア. 単独事業：町独自の計画で実施、支出する工事です。ほとんどの工事が該当し、町内施設の設備工事、公園の建設、道路工事等です。

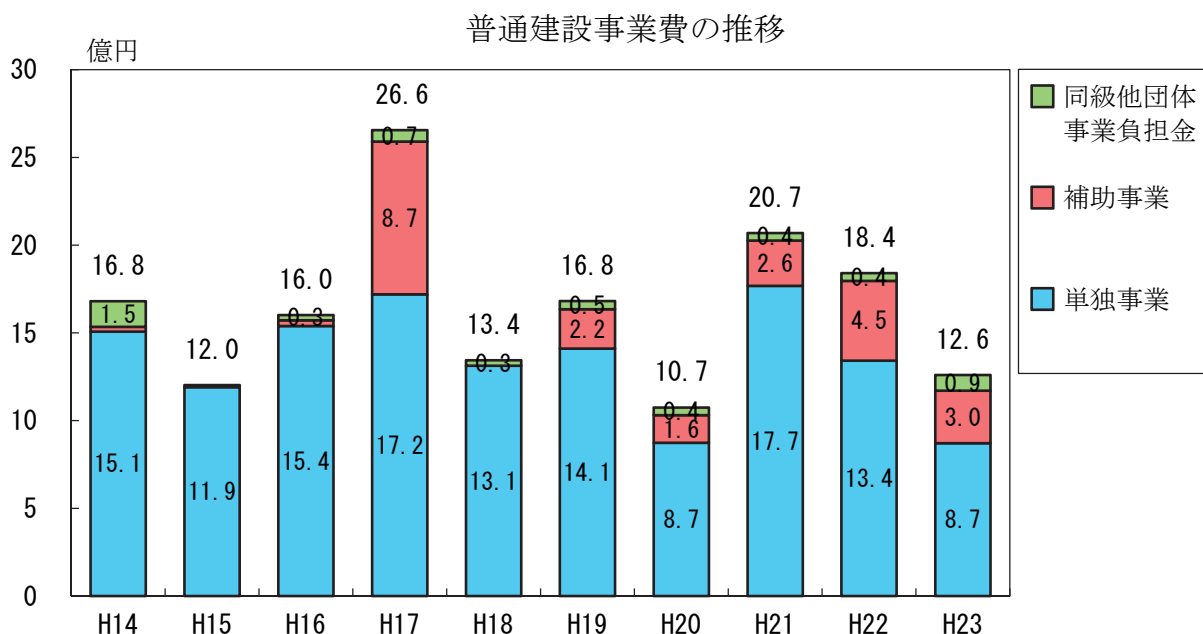
イ. 補助事業：費用の支出が一部国から供される事業です。

ウ. 同級他団体事業負担金：町の事業を近隣市町の事業へ委託する時の負担金です。

②平成23年度の上位事業項目(1千万円以上)

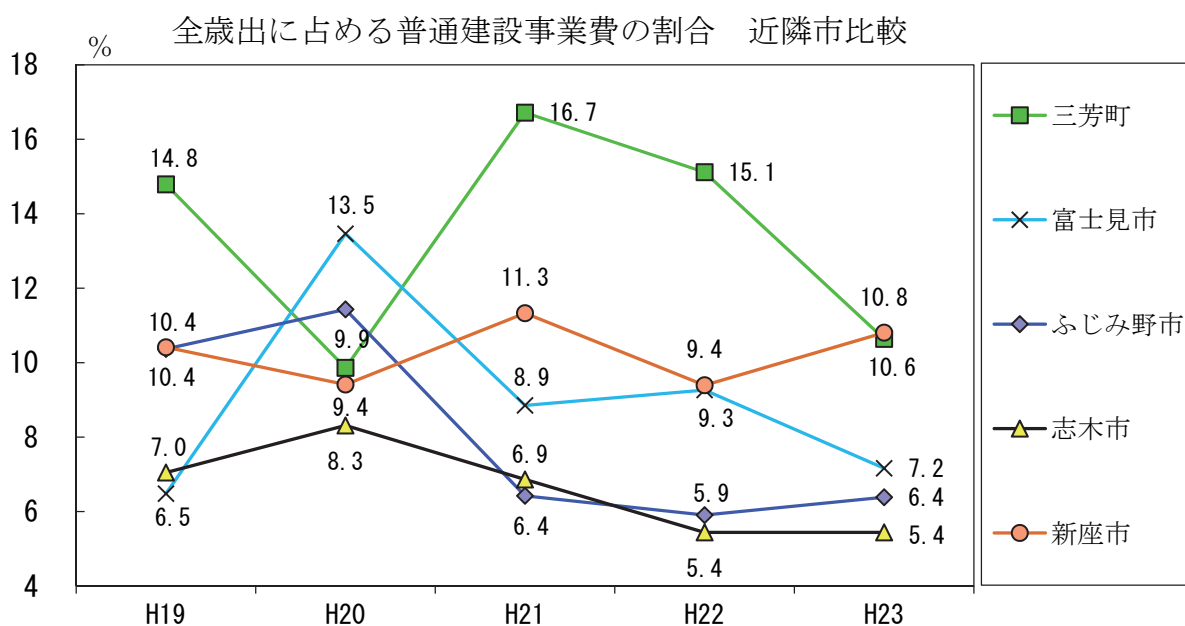
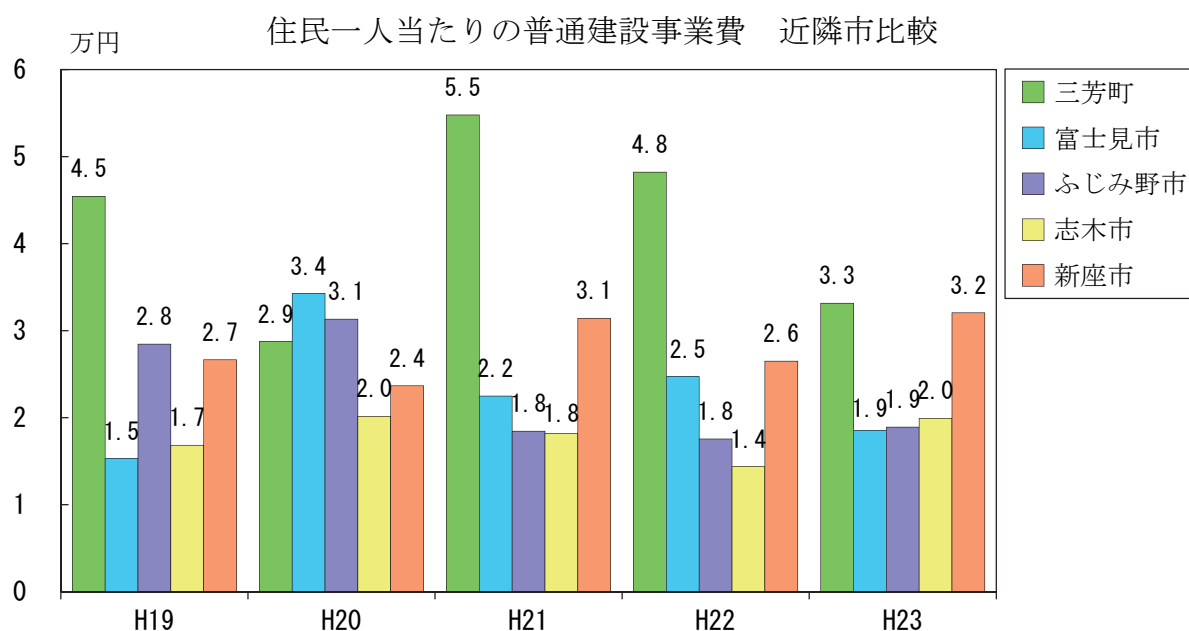
(単位:千円)

分類	事業名	金額
単独事業	都市計画道路用地取得費	356,586
	北松原土地区画整理事業補助金	90,000
	藤久保第一土地区画整理事業補助金	90,000
	町道道路改良等工事	53,829
	雨水管布設替等工事	43,291
	基幹改修費負担金(上福岡清掃センター)	36,838
	広域ごみ処理施設等建設事業負担金	32,240
	(仮称)藤久保第1区第2集会所建設工事	32,067
	富士見市への雨水流出負担金	20,201
	藤久保交差点改良事業土地購入費(県委託事業)	13,165
補助事業	三芳中学校屋内運動場・柔剣道場耐震補強工事	168,000
	竹間沢小学校校舎耐震補強工事	106,050



公共施設の建設、工事のため各事業の金額が極めて大きく、また事業計画により費用総額が毎年大きく変化します。

- ①平成17年度の補助事業費の増加は、体育館建設費5億4,616万と廃棄物ストックヤード施設の建設費2億9,847万円、単独事業では体育館附属設備等建設費6億2,789万円が主な要因です。
- ②平成19年度からの補助事業費の大半は、小中学校の耐震化工事費です。
- ③平成21年度の単独事業費では都市計画道路用地、道路拡張等に伴う用地取得、俣埜公園拡張用地取得費用が上位を占めています。
- ④平成23年度の同級他団体事業負担金は、ふじみ野市との共同事業の上福岡清掃センターの基幹設備改修負担金3,684万円、広域ごみ処理施設等建設事業負担金3,224万円が主たるものです。



4. 基金

Q：基金はどのようなものなの

A：一般家庭の貯蓄に相当し、特定の目的に使うために積み立てる目的基金と、目的にかかわらず使う事が出来る財政調整基金の2種類に大別できます。

①目的基金は大きな施設や設備を作る計画があるときなどに、財政に余裕が出たときに事前に積立てておき、町債への依存をなるべく少なくしたり、予定外の設備の補修や急な支出が必要なときに使ったりします。

②財政調整基金は、突然に税収入が落ち込んだときや、大きな災害に見舞われたときの復旧などに使うために積み立てられます。

基金を取り崩したときには、一般会計歳入の繰入金に計上されます。

Q：この基金は、何もなければ常に積み立てられているの

A：目的基金と財政調整基金の運用

①目的基金は必要がなければ取り崩すこともないし、財政に余裕がなければ増額もありません。

②財政調整基金は年度中の予想外な事態に使われる基金ですが、実際には税収入が少なく現金が減少する10月頃には一般財源に大幅に充当し、年度後半の一般財源に余裕が出たときに戻しています。

Q：財政調整基金はどの程度が理想なの

A：基金の額は決められていませんが、標準財政規模（市町村の財政の規模を示す財政指標）の10%程度、三芳町だと8億円程度あれば安心できます。

三芳町の場合は、年度当初に8億円の財政調整基金があれば、歳入が少ない時期に4億円を取り崩した場合でも4億円は確保できますから、非常事態があってもある程度安心できます。

Q：三芳町にはどのような目的基金があるの

A：目的基金として

①高齢者福祉基金：高齢者の福祉の充実に資するための基金

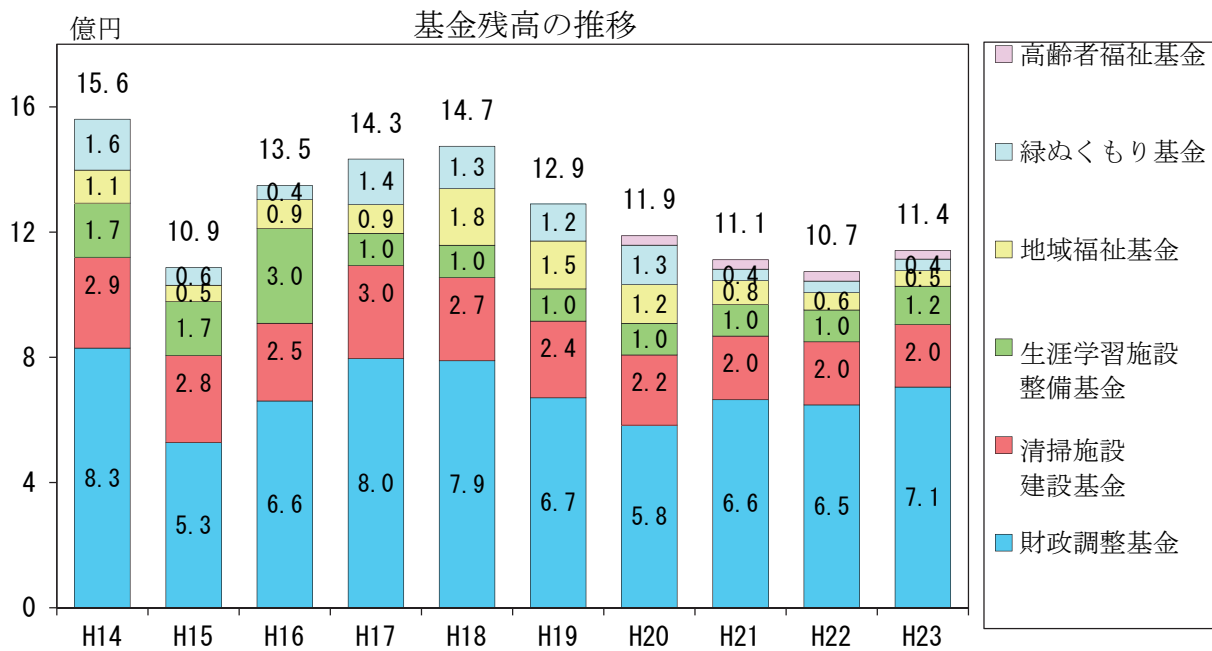
②緑ぬくもり基金：緑の保全及びぬくもりのあるまちづくり推進のための基金

③地域福祉基金：在宅福祉の推進等、地域保健福祉活動の振興のための基金

④生涯学習施設整備基金：生涯学習施設の整備のための基金

⑤清掃施設建設基金：ふじみ野市と共同で計画されている清掃施設の建設に充てるための基金

Q：基金の残高は



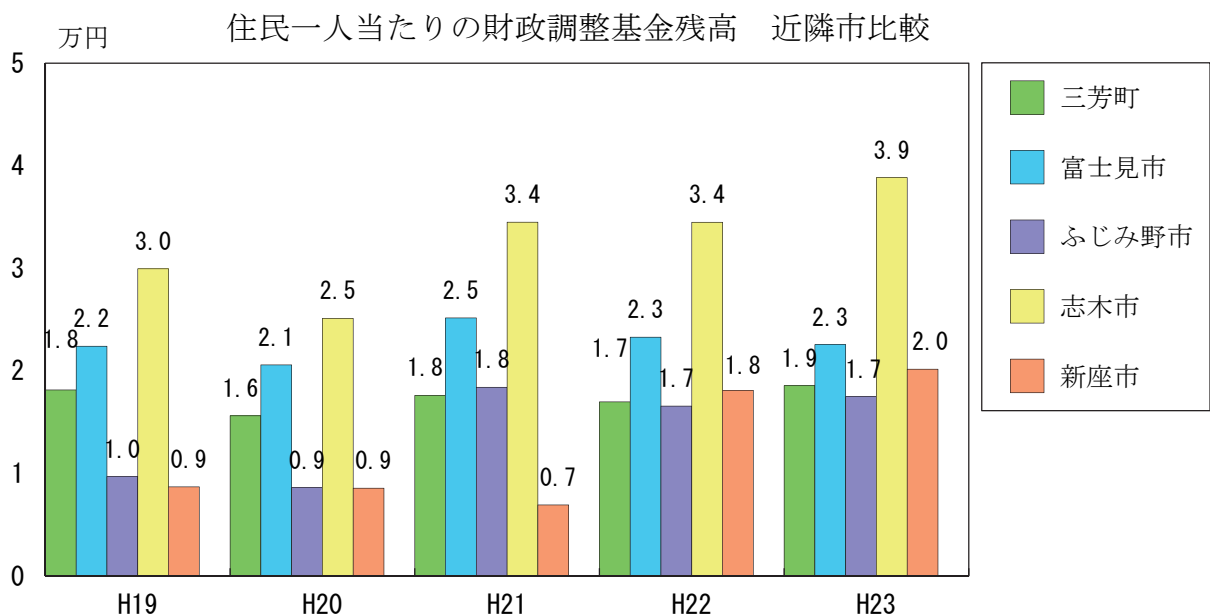
A：三芳町の財政状況の悪化で、基金の残高は減少傾向です。

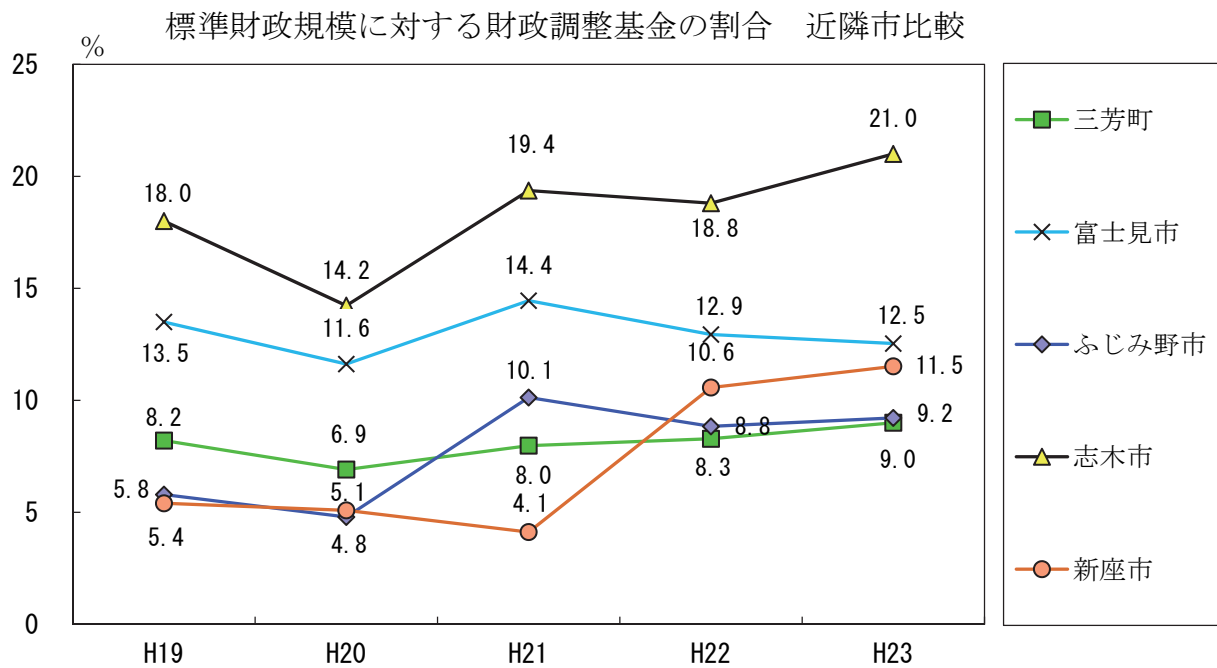
Q：基金はどのようなときに使われたの

A：例えば平成17年度には体育館の建設があり、「生涯学習施設整備基金」を2億円取り崩して使っています。また平成21年度には、藤久保地区の雑木林を取得するために「緑ぬくもり基金」を1億円使いました。

財政調整基金は前に説明しましたが、毎年度10月頃には一般財源にあてているのが現状です。その後、財政に余裕が出てきた段階で積立をしています。

Q：他市と比べて三芳町の財政調整基金は





町の大きな夏のイベント、「三芳まつり」が毎年9月の第1土曜日に開催されます。お祭りでは色々な模擬店が出店され、午後8時頃から花火が打ち上げられます。近隣からも多くの方が訪れ、平成24年では4万3千人の来場者で賑わいました。花火が中止になる市が多い中、1,800発の打ち上げ花火が三芳の夜空を彩り、来場者を楽しませました。また会場内ではロックソーラン、組太鼓、鳴子踊り、御輿の練り歩き、流し踊り、お囃子の競演、子ども囃子などが催され、50店の模擬店がステージを囲み来場者は夏の最後のイベントを楽しみました。



5. 町債

Q：町債とは

A：町債は町の借金で、「普通債」と「特例債」があります。

Q：何のために借金をするの

A：①「普通債」は、住民生活の基盤である道路や公園、学校などの長期にわたって利用する公共施設を建設整備するときに借り入れる、使う目的が決まった町債です。

②「特例債」は、町の財源不足を補填するために特例的に発行する町債です。

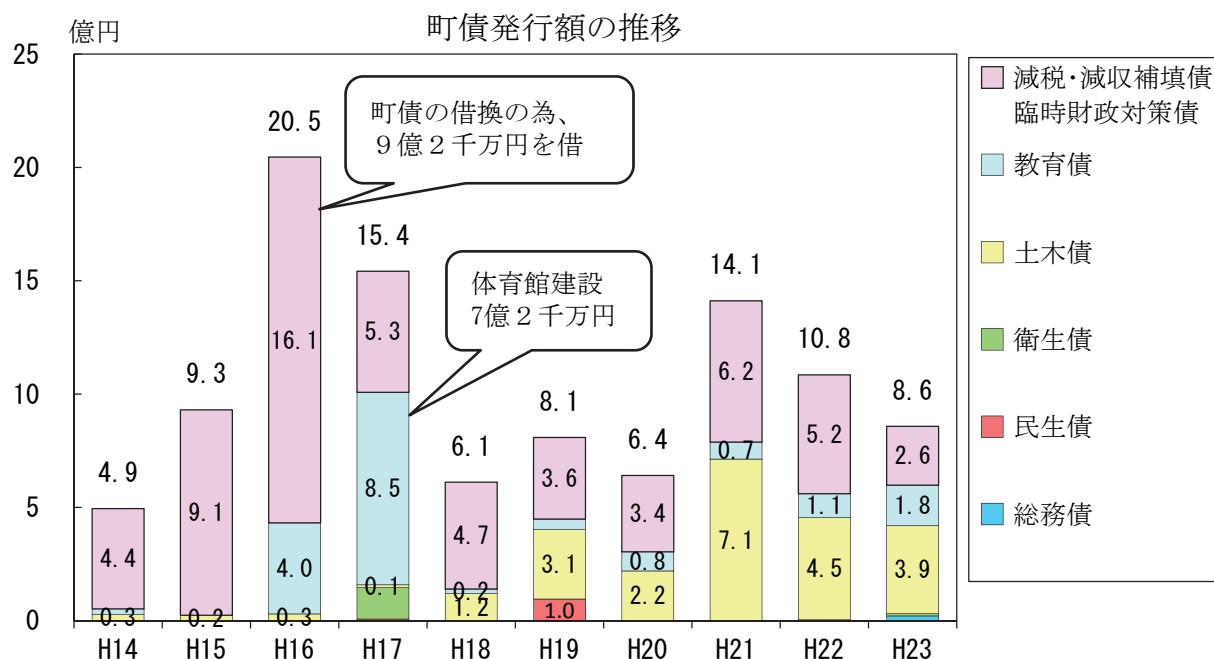
Q：あまり借金はしたくないのだけれど

A：町の財政の健全性を保つためには、できるだけ少ないほうが望ましいと考えられます。しかし、大規模な建設事業などを実施する場合、これをその年度の収入だけでまかなうことは資金的に困難です。また、住民の方が長期間にわたって利用する施設は、それを利用する将来の住民の方も借入金の返済という形で建設費用を毎年少しずつ負担することになります。この考え方は、現在の住民の負担を軽減し、世代間の負担の公平性を保つためです。

分類	名称	目 的
普通債	総務債	庁舎や文化会館の建設の際に借入れをしています。
	民生債	保育所や児童・福祉施設等の建設や耐震化工事費などです。
	衛生債	上富の清掃施設の整備や、ふじみ野市と共同で進めている広域ごみ処理施設の、今後の用地取得や建設工事費などです。
	土木債	道路の新設・拡幅工事や、道路用地を取得するための財源として借入れています。
	教育債	小中学校の校舎、体育館等の改修や耐震工事などの財源とするために借入れています。
特例債	臨時財政対策債	財源の不足を補うものです（赤字地方債）。
	減税補填債等	国の減税政策による財源の不足を補うものです。減税補填債や減収補填債などがあります。

(1) 年度毎町債発行額

Q：町債は毎年度どのくらい発行しているの



A：①公共施設建設や道路整備時には発行額が増加しています。

ア.平成17年度、体育館建設に7億2,000万円

イ.都市計画道路整備に平成21年度に4億9,000万円、平成23年度に3億2,000万円

②臨時財政対策債の発行が毎年多額に発生しています。

臨時財政対策債は税収の不足を補うために発行する地方債です。

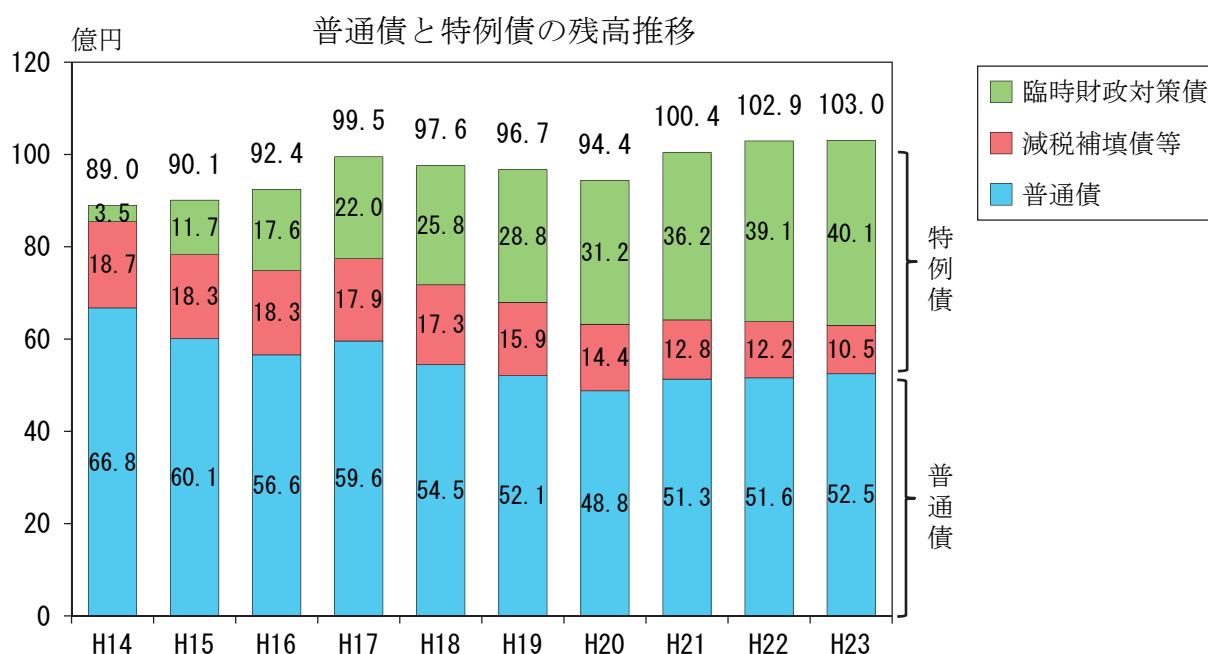
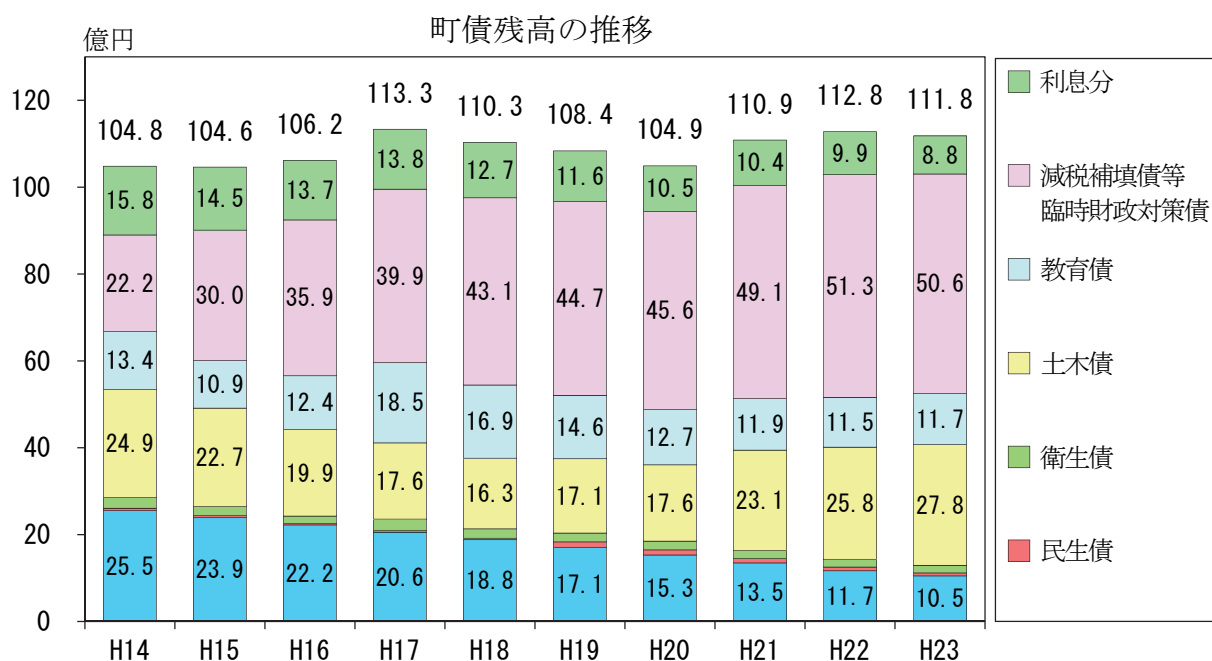
交付団体の場合は、臨時財政対策債の償還の費用は交付税でまかなわれますが、三芳町のような不交付団体の場合は、利息を含めて全ての返済を自治体自らが負担することになります。また特定の目的のための町債ではなく、単に財源不足を補うための町債ですから、赤字の先送りと考えられます。

臨時財政対策債は平成14年度から発行しましたが、平成25年度からは国の施策により発行できなくなります。

(2) 町債残高の推移

Q：町債はどのくらい残っているの

A：町債の残高の変遷をその用途別に見てみましょう。



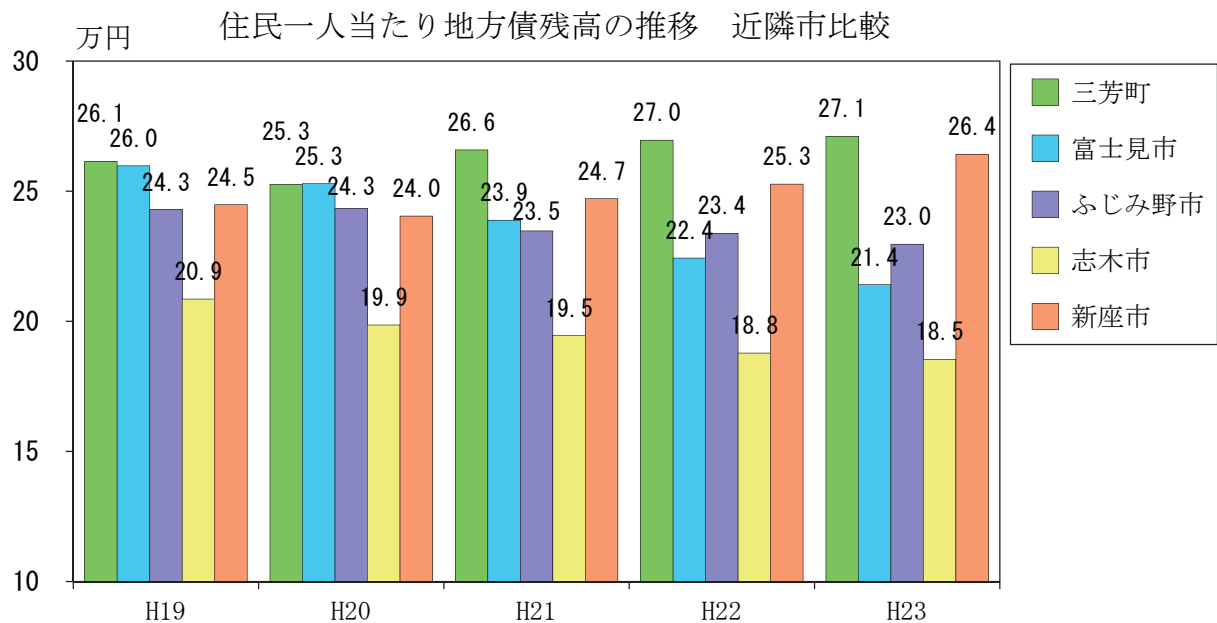
Q：二つのグラフから何が分かるの

A：①平成17年度から平成20年度では町債残高が5億1,292万円減少しましたが、平成20年度から平成23年度では8億6,418万円増加しました。10年間で見ると増加傾向にあります。

②普通債は10年間で14億2,774万円減っていますが、特例債は28億3,228万円増えています。

③臨時財政対策債は平成14年度から借りています。

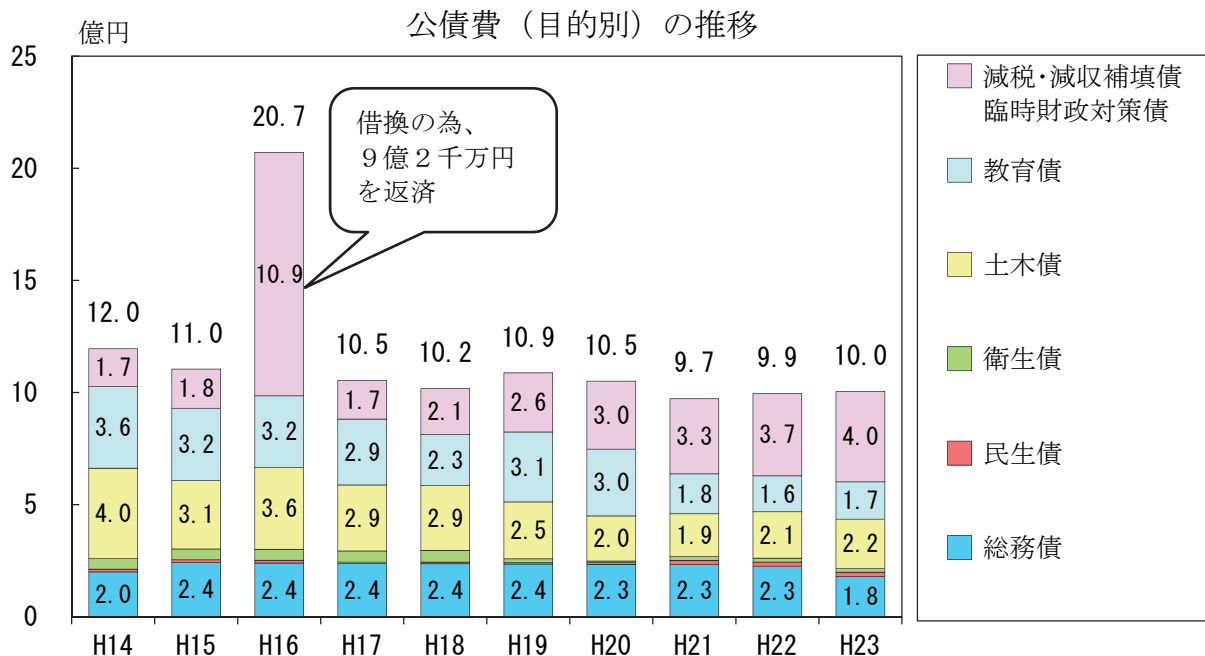
特例債の比率が年々増加し平成23年度では約51億円、全体の49%になっています。



(3) 公債費（返済）

Q：公債費とは

A：町債の返済金のことです。借入額を借入れ期間で割った金額と利息のことです。



注) 平成16年度の公債費が増加した要因は、利率が高かった平成7年度と8年度の町債の利息分を減少させるために、借換を実施しました。

Q：三芳町の公債費の傾向は

A：特例債（主に臨時財政対策債）の公債費は、年々増加しています。

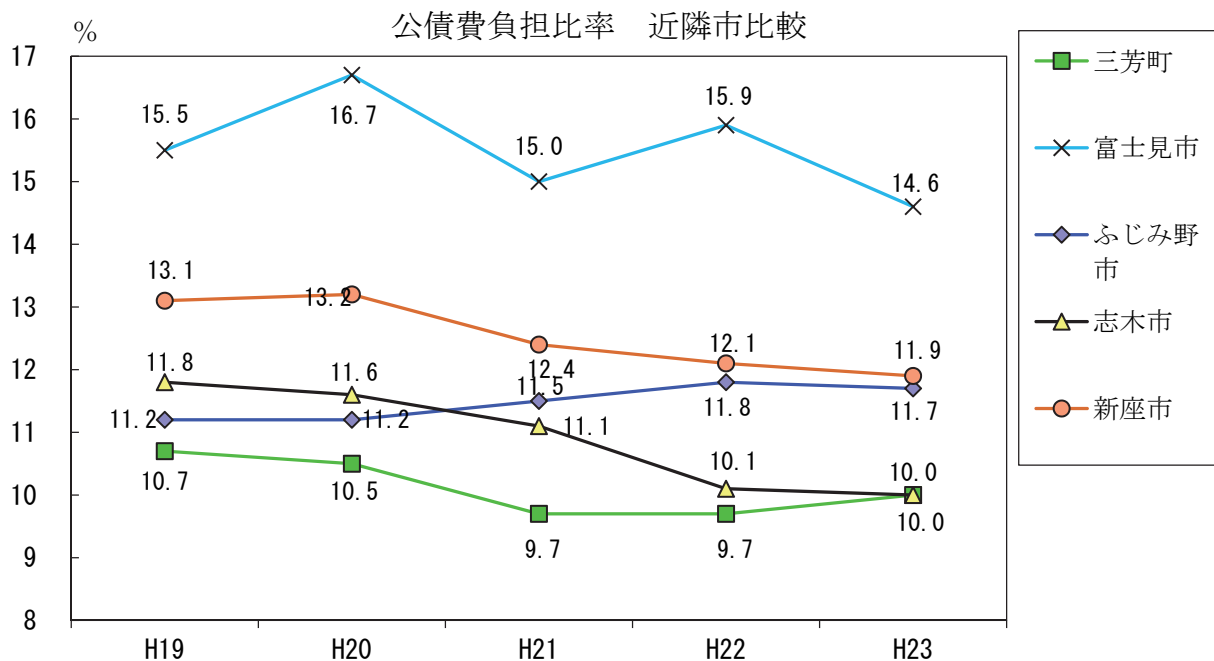
Q：公債費の金額が減っていますね

A：ここ10年間で1億9,083万円減っています。

Q：公債費の近隣市比較はどうか

A：公債費を他の自治体と比較するにはいくつかの指数がありますが、ここでは公債費負担比率という指数を使います。

公債費負担比率は、自由に使える財源に占める公債費の割合ですが、詳しくは85ページで説明します。

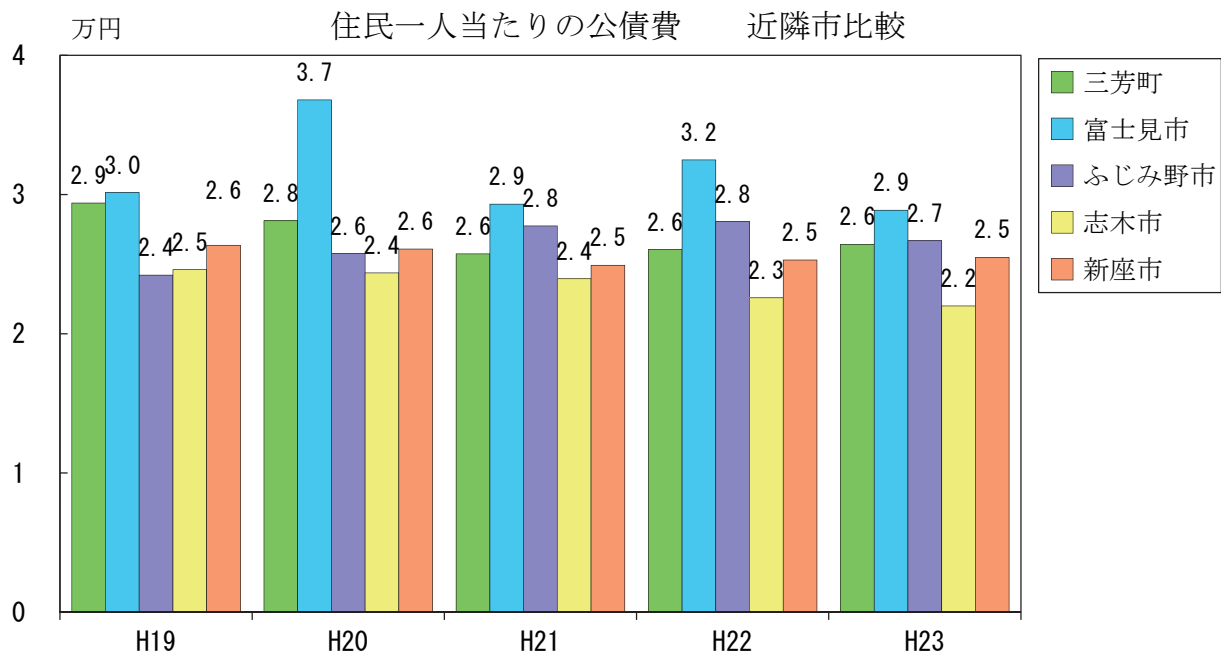


Q：公債費が10億円もあって問題はないの

A：公債費負担比率は、15%を超えると警戒、20%を超えると危険と言われています。三芳町では平成23年度で10%です。

しかし、公債費は町債の残高が増えれば増加する関係ですが、借入れからおおむね3年間は元金の返済が据え置かれますので、借入の増加による公債費への影響はその分遅れます。

町債残額が平成21年度から増加しているので、平成24年度頃から公債費が増加します。



(4) 今後の予想

Q：今後の町債の発行の予定は

A：現在予定されている大きな事業があり、いずれも町債の発行見込みがある事業の一覧です。

金額は確定ではなく、状況によっては変更もあり得ます。

更に、これから新たな事業が追加されることもあり、特に道路整備に関しては追加の事業が考えられます。

事業名	町債発行 予定年度	町債発行 予定額	合 計
学校耐震化 工事業	平成24年度	2億380万円	2億7,730万円
	平成25年度	7,350万円	
給食センター 建設工事業	平成25年度	9億円	9億円
地域拠点建設 (中央公民館 代替施設)	平成25年度	3億7,500万円	3億7,500万円
広域ゴミ処理 施設建設 工事業	平成24年度	3億7,610万円	28億2,310万円
	平成25年度	7億3,410万円	
	平成26年度	12億2,350万円	
	平成27年度	4億8,940万円	
保育所耐震化 工事業	平成25年度	1億4,010万円	2億8,230万円
	平成26年度	1億4,220万円	

道路整備事業	平成24年度	3億6,230万円	3億6,230万円
臨時財政対策債	平成24年度	1億3,068万円	1億3,068万円
合 計			51億5,068万円

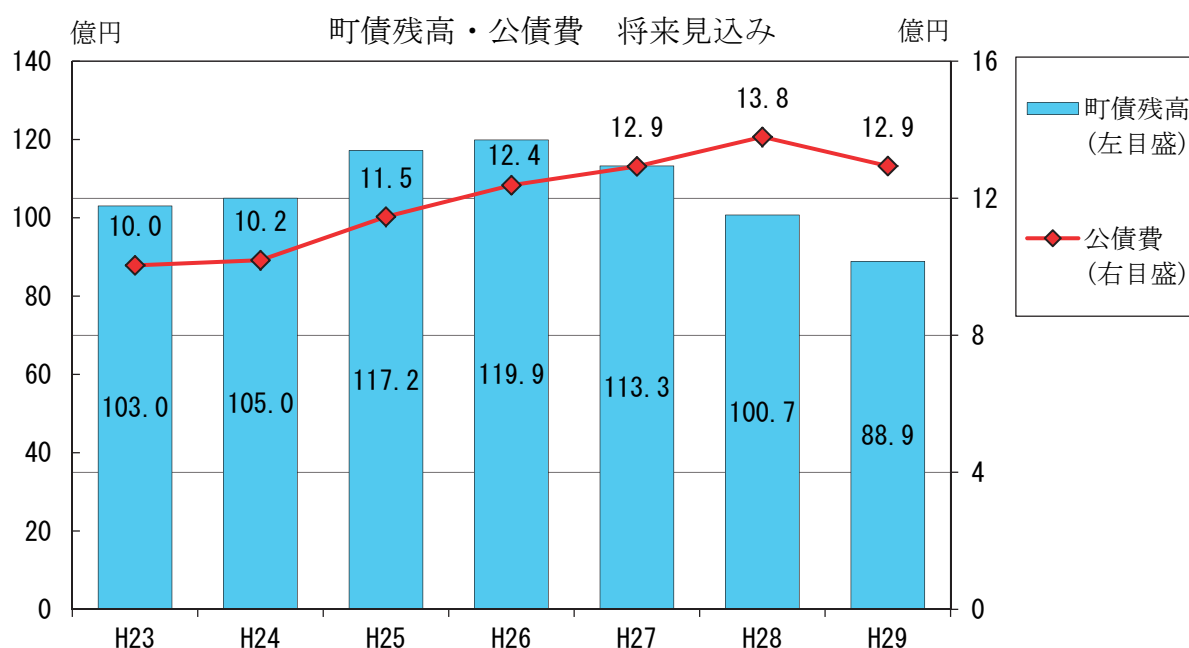
(※ 三芳町財務課の、平成24年2月見込み資料による)

この計画以外に町債の発行がないと仮定した場合、町債残高がピークになるのは平成26年度末で120億円になります。

道路整備等で平成25年度以降も町債が見込まれますから、実際には更に増加すると思われます。

Q：それではこの計画で進むと、公債費（返済額）はどのくらいになるの。

A：この計画以外に町債の発行がないと仮定して、公債費のピークは平成28年度で13億8千万円になります。平成23年度の公債費は10億円ですから、3億8千万円の増加になります。



第3章 特別会計・公営企業会計決算状況

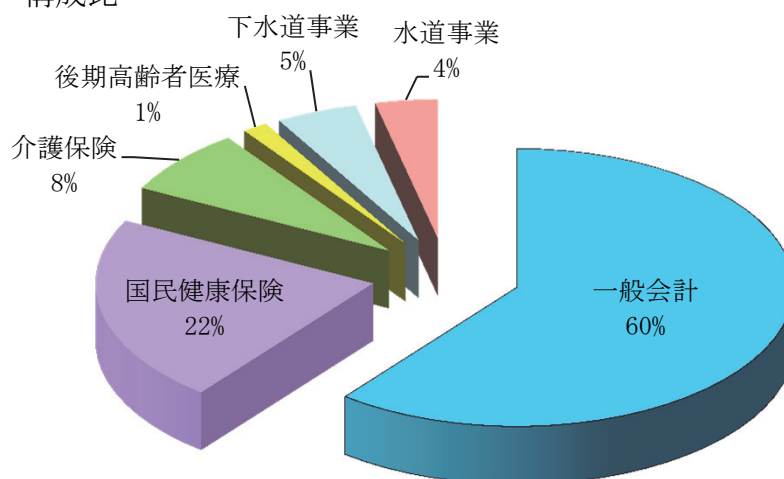
今迄は一般会計についてみてきました。

これからは三芳町財政の4割を占める、

特別会計・公営企業会計を見ていきましょう。



歳出・構成比



注) 平成19年度までは特別会計に「老人保健医療事業」がありましたが、平成20年度から「後期高齢者医療制度」が施行されたため、「老人保健医療事業」は廃止になりましたが、平成21年度までは「老人保健医療事業」廃止による整理期間として精算処理がありました。

しかし既に廃止された事業でもあり、本財政白書では触れません。

1. 国民健康保険特別会計

Q：国民健康保険はどのような制度

A：三芳町に住む町民を対象にし病気やケガをしたときに病院に支払うお金を一部負担にする制度です。職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護をうけている方を除いた町民は加入しなければなりません。

Q：会計の仕組みは

A：①歳入は加入者からの国民健康保険税、国や県からの支出金と診療報酬支払基金からの交付金、町の一般会計からの繰入金です。

②歳出は保険者負担の保険給付金、後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金などです。

③一般会計と別会計で運営されていますが、不足分は一般会計から補填されています。

Q：平成23年度の決算状況は

平成23年度 国民健康保険特別会計 歳入決算

(単位：千円)

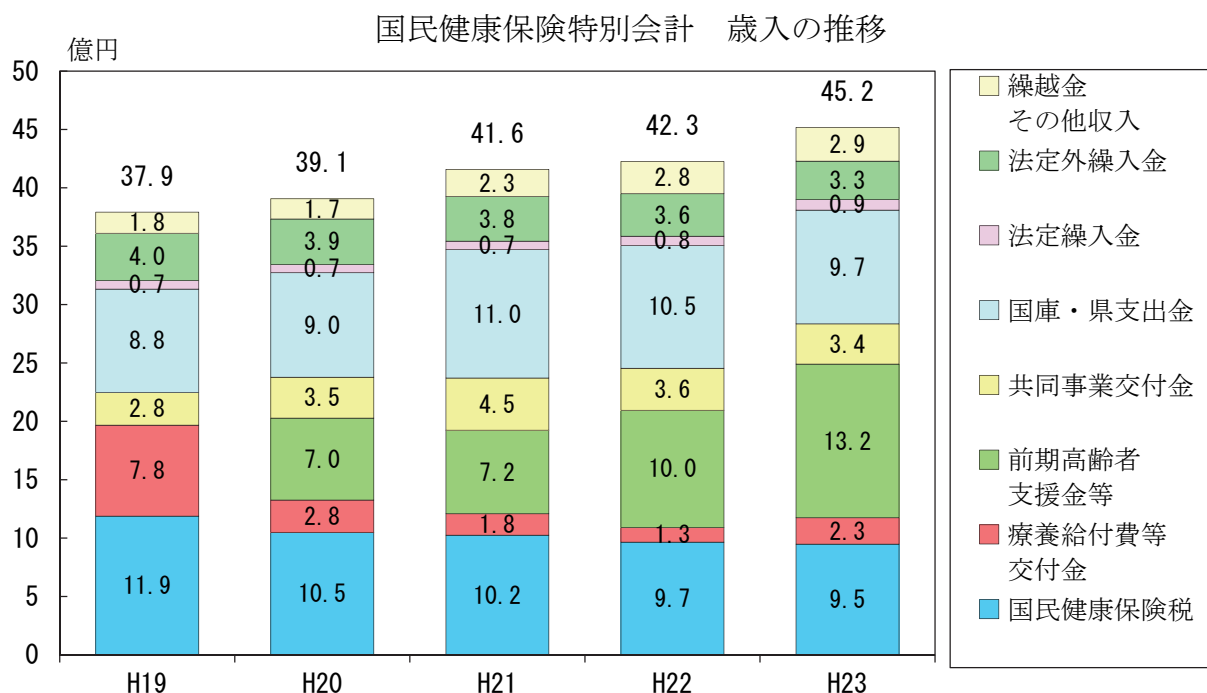
区 分	金 額	構成比	備 考
国民健康保険税	947,960	21%	町の被保険者から徴収した国民健康保険税
療養給付費等 交付金	226,196	5%	社会保険診療報酬支払基金が負担する金額 (退職者医療給付費等に対する金額)
前期高齢者交付金	1,316,276	29%	65歳～74歳の前期高齢者分に対する交付金
国庫支出金	785,652	21%	国からの支出金
県支出金	188,222	4%	県からの支出金
共同事業交付金	344,980	8%	高額医療費を国保団体連合会が負担する金額
他会計繰入金	419,040	9%	一般会計からの繰入金
繰越金	278,407	6%	前年度からの繰越金
その他収入	10,978	0%	
歳入合計	4,517,711	100%	

注) 他会計繰入金には人件費分を含みます。

Q：他会計繰入金とは

A：町の一般会計から繰入れられる他会計繰入金には、法令で定められた「法定繰入金」と任意で繰入れられる「法定外繰入金」があります。

「法定外繰入金」は住民の健康保険税の負担を軽減するため、財政状態や政策により町が任意で一般会計から繰入れられます。

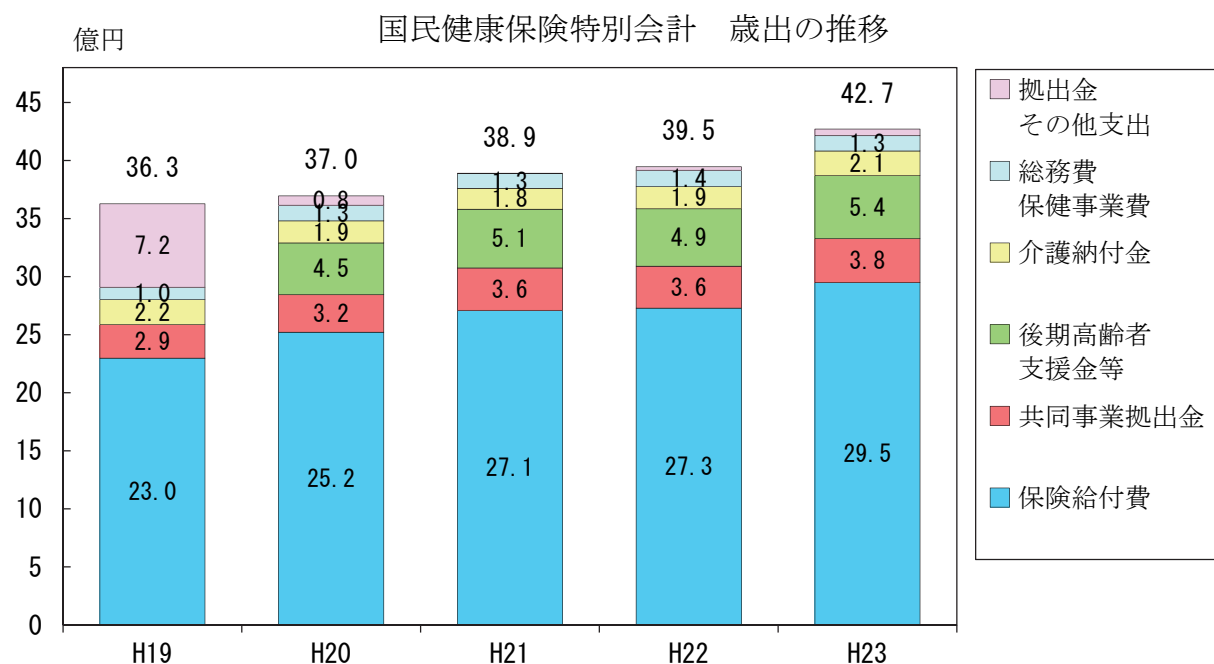


Q：平成23年度の歳出決算状況は

平成23年度 国民健康保険特別会計 歳出決算

(単位：千円)

区 分	金 額	構成比	備 考
保険給付費	2,948,128	69%	被保険者の医療費
共同事業拠出金	378,833	9%	高額医療費共同事業の費用にあてるため、町が「国保団体連合会」に対し拠出する
後期高齢者支援金	542,734	13%	現役世代の負担金として、後期高齢者医療制度への拠出金
介護給付費納付金	212,370	5%	40歳～64歳の国民健康保険加入者が負担する介護保険料で「社会保険診療報酬支払基金」へ納付される
保健事業費	46,204	1%	特定健康診査、人間ドック補助金等
総務費	85,750	2%	国保事業の運営等に要した費用
その他	56,891	1%	
歳出合計	4,270,910	100%	
歳入歳出差引額	246,801		



Q：黒字決算か赤字決算かわからない

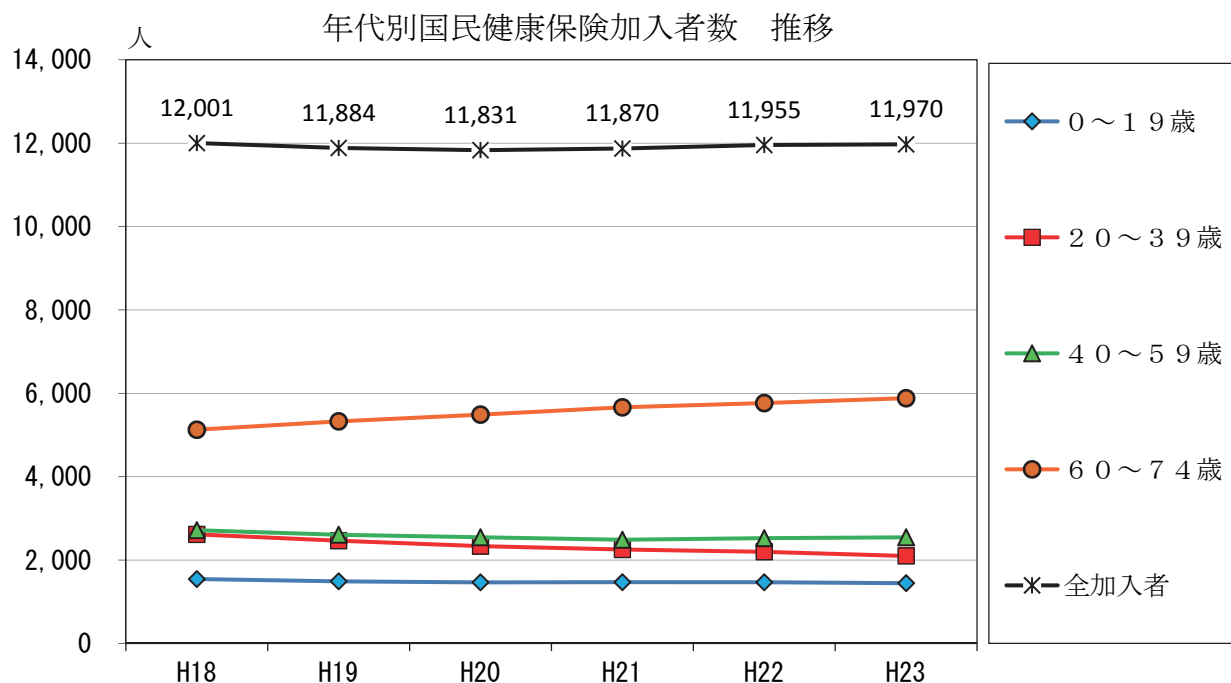
A：①平成23年度の一般会計からの繰入金は、法定繰入が9,450万円、法定外繰入が約3億2,454万円で合計4億1,904万円です。

②「歳入」－「法定外繰入金」－「繰越金」－「歳出」＝当期収支

平成23年度でみると 45.2億－3.2億－2.8億－42.7億＝△3.5億

3.5億円の赤字となります。そのために一般会計から3億2,454万円を法定外繰入金として補助しています。

Q：国民健康保険の問題点は

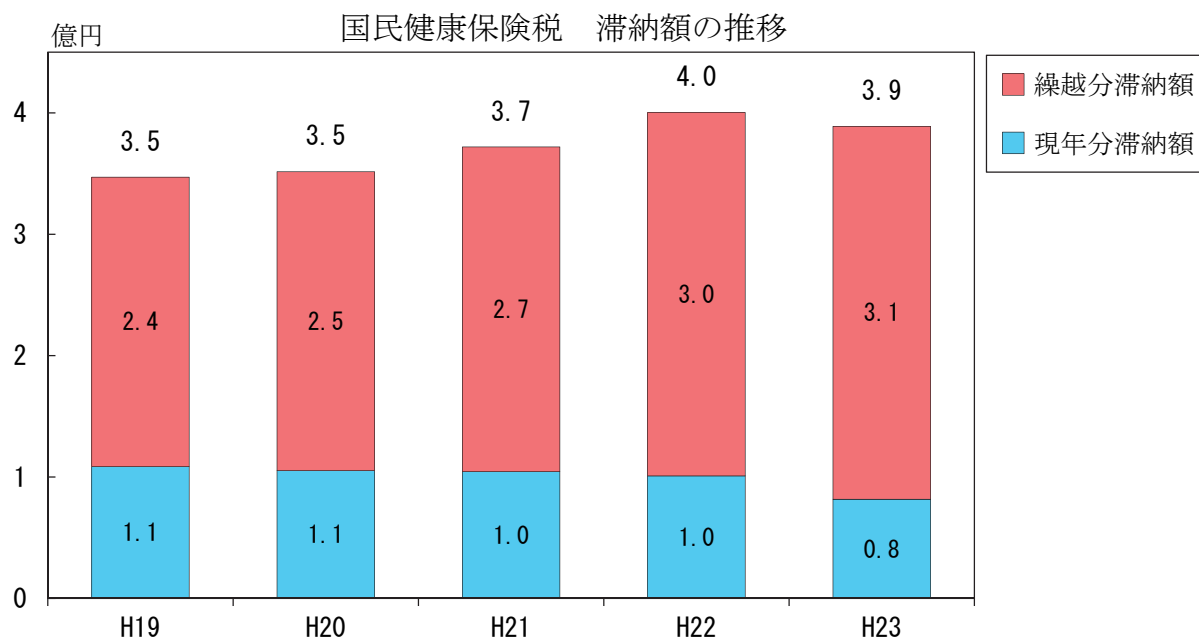


A：60歳～74歳までの加入者数が増加していますが、20歳～39歳及び40歳～59歳のいわゆる現役世代の加入者が減少しています。

今後も国民健康保険税の収入の減少が懸念されます。

またリーマンショック以後の景気低迷により、滞納額が増えています。

その年の滞納額(現年分滞納額)と、以前の滞納額(繰越分滞納額)に分けた滞納額の推移です。



2. 介護保険特別会計

Q：介護保険制度はどのような制度

A：① 65歳以上の被保険者が介護が必要になったとき、利用者の選択により必要な介護サービスを総合的かつ一体的に受けることが出来る制度です。

② 町が運営し、保険料の徴収や保険給付費の支給、介護サービス施設への補助などを行っています。

③ 介護保険は3年(期)ごとに市町村単位で見直され、次期の介護保険の歳出・歳入予測から介護保険料が決められます。

Q：介護保険の財源は

A：① 財源は、40歳以上の町民と国、県、市町村が負担しています。

② 65歳以上の第1号被保険者は原則として年金からの特別徴収となり、年金からの徴収が出来ない場合は普通徴収となります。

③ 40歳～65歳未満の第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収されます。

④ 国、県、市区町村が介護給付費と地域支援事業費を拠出しています。
負担の割合は下記表の通りです。

介護保険特別会計の財源比率

分 類	費用負担のありかた	第1号被保険者	第2号被保険者	国	都道府県	市区町村
介護給付費	施設等給付費	21.00%	29.00%	20.00%	17.50%	12.50%
	居宅給付費	21.00%	29.00%	25.00%	12.50%	12.50%
地域支援事業費	介護予防事業 包括的支援事業	21.00%	29.00%	25.00%	12.50%	12.50%

注1) 第1号被保険者：65歳以上の町民

注2) 第2号被保険者：40歳～65歳未満の町民



Q：介護保険特別会計の決算状況は

平成23年度 介護保険特別会計 歳入決算

(単位：千円)

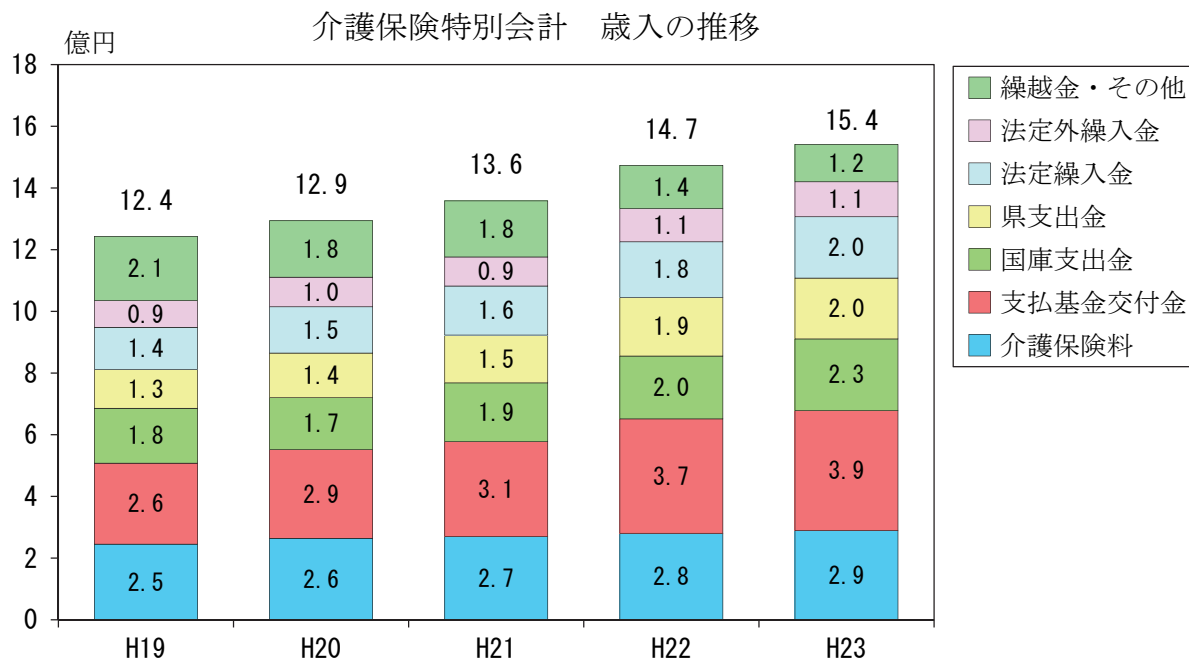
区 分	金 額	構成比	備 考
介護保険料	289,566	19%	第1号被保険者からの保険料
支払基金交付金	388,837	25%	第2号被保険者の納付金
国庫支出金	232,186	15%	国の負担金及び補助金
県支出金	197,097	13%	県の負担金及び補助金
他会計繰入金	312,355	20%	一般会計からの繰入金
基金繰入金	60,020	4%	第1号被保険料部分の余剰金を積立てた、準備基金の取崩しによる繰入金等
繰越金	55,583	4%	前年度の余剰金
その他収入	5,539	0%	
歳入合計	1,541,183	100%	

注) 一般会計からの繰入金には人件費分が含まれます。

Q：他会計繰入金とは

A：一般会計から繰入れられる他会計繰入金には、法令で定められた「法定繰入金」と任意で繰入れられる「法定外繰入金」があります。

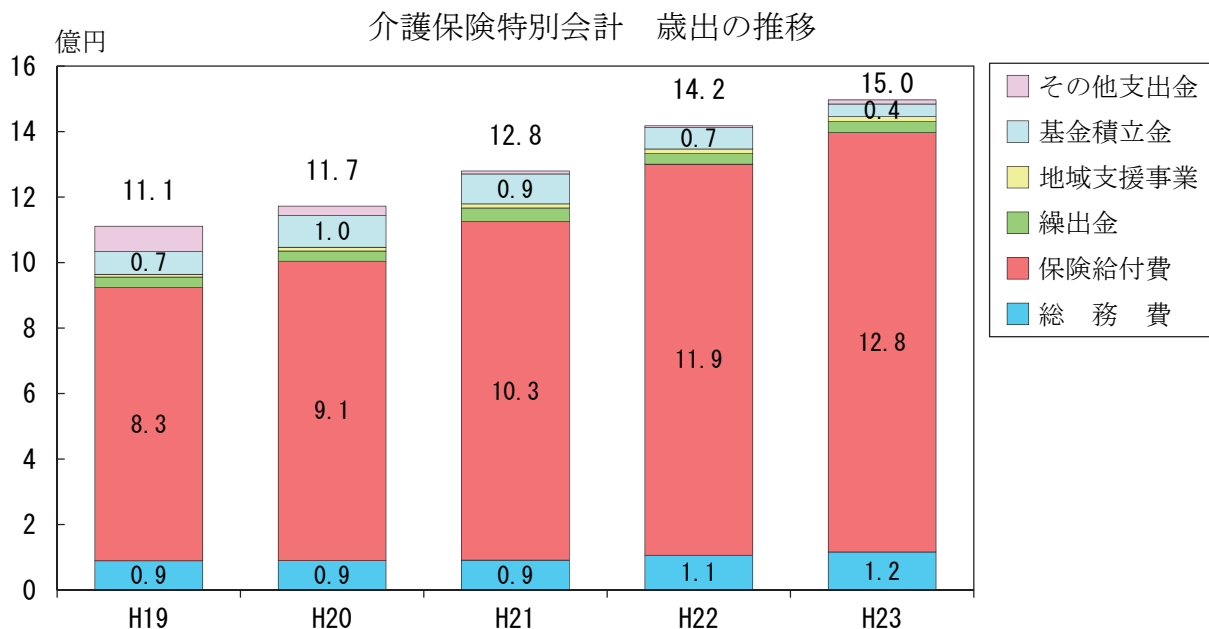
「法定外繰入金」は介護事業の充実を図るため、財政状態や政策により町が任意で一般会計から繰入れます。



平成23年度 介護保険特別会計 歳出決算

(単位：千円)

区 分	金 額	構成比	備 考
総務費	116,299	8%	介護保険事業の運営等に要した費用
保険給付費	1,280,691	85%	介護保険サービスに要した費用
地域支援事業費	16,083	1%	包括的支援や町独自の任意事業及び介護予防事業に要した費用
繰出金	33,373	2%	財政不足時に資金の交付・貸付を行うため、県が設置する基金への拠出金
基金積立金	37,685	3%	次期の運営のための積立金
その他	12,494	1%	
歳出合計	1,496,625	100%	
歳入歳出差引額	44,558		



Q：保険給付費はどんなサービスに使われているの

A：主なものとして、特別養護老人ホーム（特養）に2億7,790万円、介護老人保健施設（老健）に2億6,271万円、通所介護（デイサービス）等に2億3,699万円が使われています。

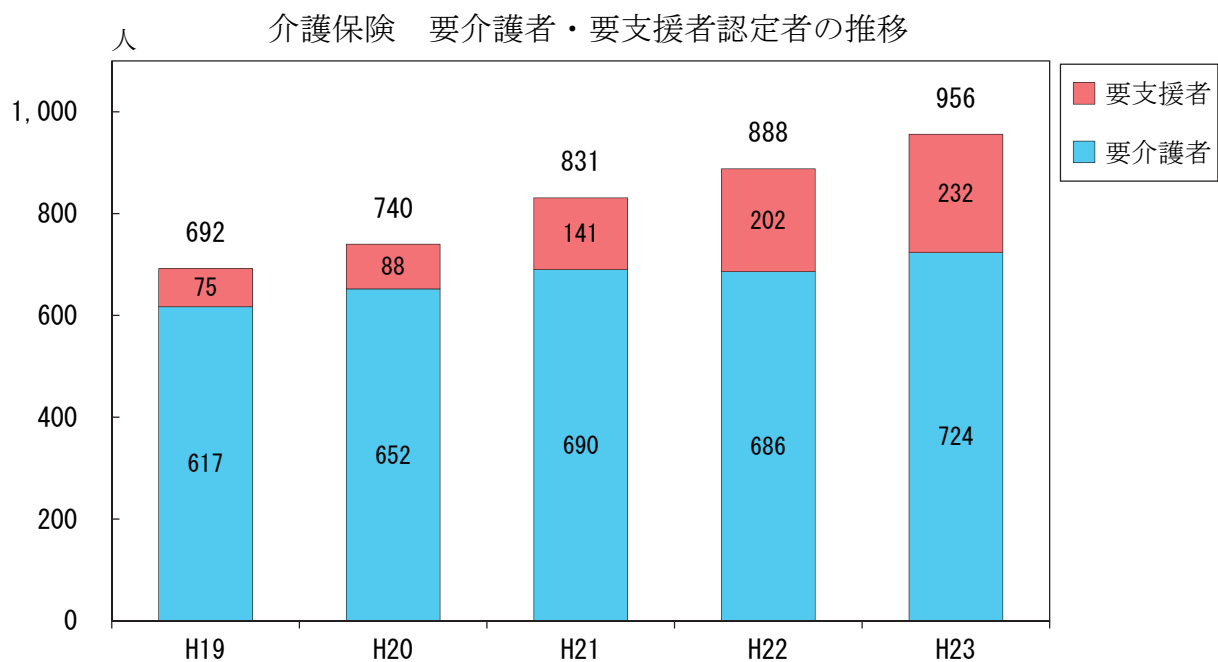
Q：黒字決算か赤字決算かわからない

A：「歳入額」－「法定外繰入金」－「繰越金」－「歳出額」＝当期収支
平成23年度では

15.4億－1.1億－0.6億－15.0億＝△1.3億円 の赤字になります。

不足額の大半は、町の一般会計から補助である繰入金で補填しています。

Q：介護認定者の推移は



三芳の郷土芸能には、お囃子や里神楽などがあります。その一つに「車人形」があり、江戸時代末期の安政年間に竹間沢の前田家に伝えられました。

「車人形」は操り手が「ろくろ車」に座って人形の首（かしら）、手、足を一人で操る全国でも珍しい人形芝居です。

操り手が「ろくろ車」に座っているため、人形が歩く、かけるなど舞台を移動するときの動作が非常にスムーズで、操り手の絶妙な人形操作と相まって、自然な動きを楽しむことができます。

現在は「竹間沢車人形保存」のメンバーが中心になり、上演や継承活動が続けています。

毎年コピス（文化会館）で公演がありますから、是非一度お出かけ下さい。



3. 後期高齢者医療特別会計

Q：医療制度はどのような制度

A：後期高齢者医療制度は

① 75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として分類し独立させた、新しい保険制度が平成20年に設立されました。

② 運営は都道府県ごとにある「後期高齢者医療広域連合」が行います。

Q：後期高齢者特別会計の財源は

A：後期高齢者医療会計は、下記になります。

① 町の一般会計とは別会計で、町が徴収した保険料を埼玉県の広域連合に納付されます。

② 後期高齢者医療制度の財源は、50%を国・県・市区町村、40%を現役世代の国民健康保険、協会けんぽ、企業の保険組合が拠出し、残り10%を被保険者が負担し、年金からの天引き又は個別に徴収されています。

被 保 険 者	現役世代	国	都 道 府 県	市 区 町 村
10%	40%	33.4%	8.3%	8.3%

③ 国・県・市区町村の負担分や各健保の現役世代負担分は、直接広域連合に納付されるので、特別会計には入りません。

Q：後期高齢者医療制度の保険料はどのように決められるの

A：保険料は2年ごとに見直され、2年間の財政運営を通じて収支が均衡するように設定され、各都道府県の広域連合で決められます。

従って保険料は各都道府県で異なります。

保険料の額は、加入者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」の合計額です。

Q：平成23年度の歳入決算状況は

平成23年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算 (単位：千円)

区 分		金 額	割合	備 考
歳 入	後期高齢者医療保険料	231,451	79.8%	被保険者の保険料
	うち特別徴収保険料	121,137		直接徴収分
	繰 入 金	56,176	19.4%	一般会計からの繰入金
	うち保険基盤安定繰入金	33,919		低所得者等の保険料低減分を補償
	繰 越 金	1,994	0.7%	前年度からの繰越
	その他の収入	345	0.1%	
	歳入合計	289,966	100%	

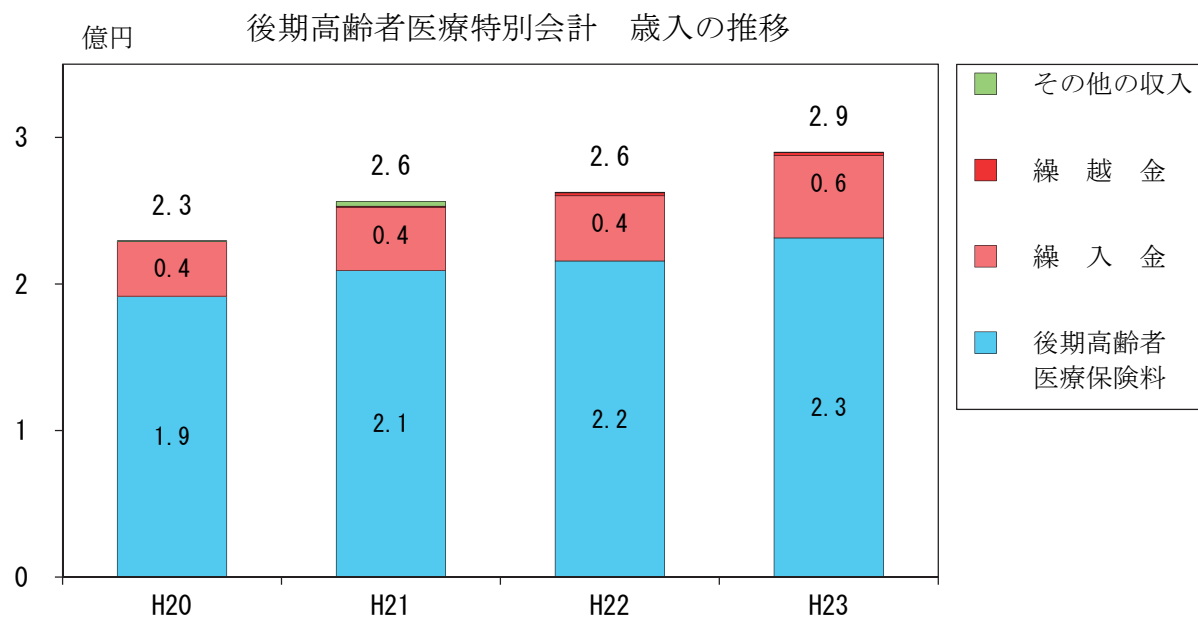
注) 一般会計からの繰入金には人件費分、1,792万円を含みます。

A：後期高齢者医療制度は都道府県単位の広域連合が運営するため、町の一般会計からは事務処理等の人件費以外の、保険料軽減のための「任意の繰入金」はありません。

従って後期高齢者医療保険料は、都道府県単位で一律の保険料になります。

Q：後期高齢者医療保険の歳入の推移は

A：後期高齢者医療制度は平成20年の4月から始まりました。従って平成19年度以前のデータはありません。



Q：平成23年度の歳出決算状況は

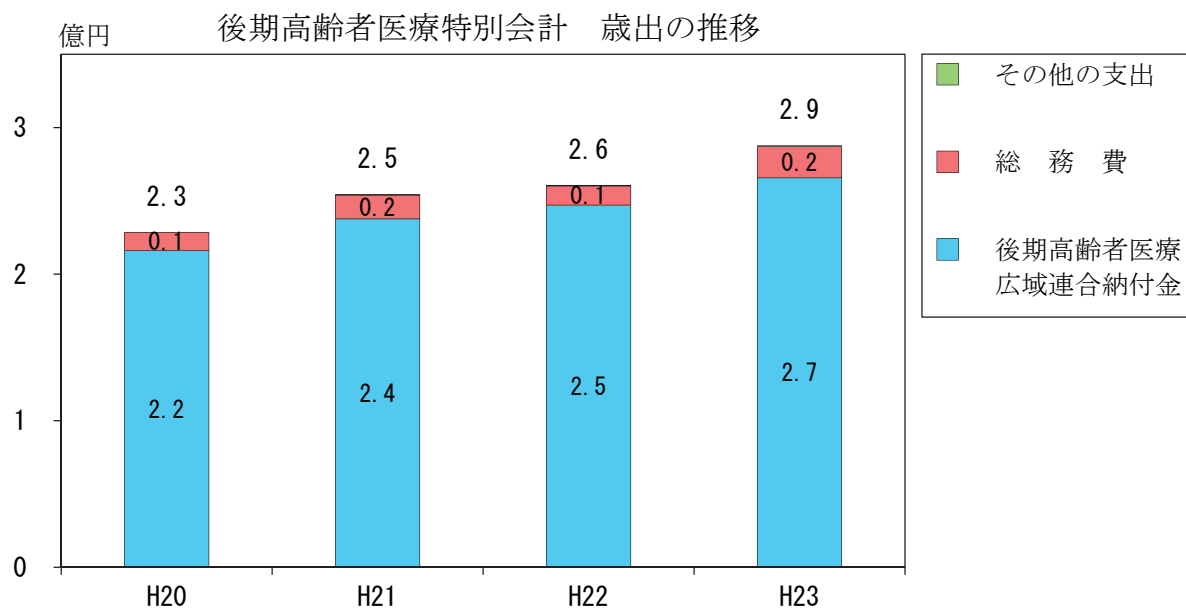
平成23年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算 (単位：千円)

区 分		金 額	割合	備 考
歳 出	総務費	21,547	7.5%	運営に関わる費用
	うち総務管理費	17,971		
	うち徴収費	3,576		
	後期高齢者医療 広域連合納付金	265,737	92.4%	
	その他の支出	312	0.1%	
	歳出合計	287,596	100%	
歳入歳出差引額		2,370		

A：歳出は「後期高齢者医療広域連合への納付金」がほとんどです。その他は事務処理関係の総務費になります。

Q：後期高齢者医療保険の歳出の推移は

A：歳入と同様に平成19年度以前のデータはありません。



広報みよしは今から54年前の昭和34年4月25日に創刊されました。半世紀以上の歴史をもち、住民の皆さんが町のことを知るうえで欠かせないものとなっています。

歴代の広報を見ると、その時代の特徴や、広報担当者の個性が出ています。創刊1000号は2020年6月号の予定です。

4. 下水道事業特別会計

三芳町の下水道事業は荒川右岸流域下水道として、昭和59年3月1日に開始されました。行政人口に対する下水道普及率は96%に達しています。

Q：下水道事業特別会計の歳入の状況は

平成23年度 下水道事業特別会計 歳入決算（単位：千円）

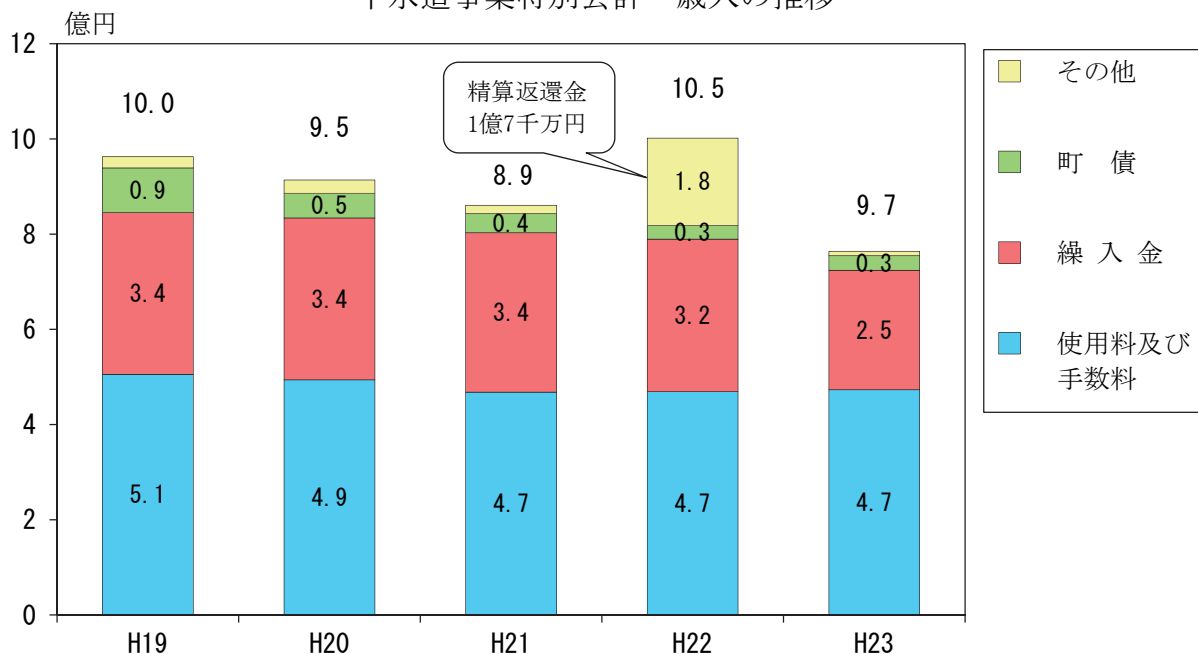
区 分	金額	割合	備 考
分担金及び負担金	6,242	0.6%	
使用料及び手数料	473,157	48.8%	町民からの下水道料金
繰入金	251,000	25.9%	一般会計からの繰入金
繰越金	205,605	21.2%	前年度からの繰越金
その他収入	3,000	0.3%	
町債	30,600	3.2%	
歳入合計	969,604	100.0%	

A：町民からの使用料と町からの繰入金でほとんどまかなっています。

また今まで設備投資に多額の資金を必要とし、この財源は町債でまかなわれてきました。

Q：歳入の推移は

下水道事業特別会計 歳入の推移



A：毎年度、荒川右岸流域下水道維持管理の負担金を拠出していますが、平成22年度には負担金の精算として1億7,554万円の返還がありました。

Q：歳出の状況は

平成23年度 下水道事業特別会計 歳出決算 (単位：千円)

区 分	金額	割合	備 考
総務費	401,967	43.2%	・維持管理費2億344万円 ・人件費他1億9,529万円 ・荒川右岸流域下水道維持管理負担金の精算分を一般会計へ繰出 1億600万円
事業費	49,411	5.3%	工事費等
公債費	479,967	51.5%	町債の元金及び利息の返済
歳出合計	931,345	100.0%	
歳入歳出差引額	38,259		

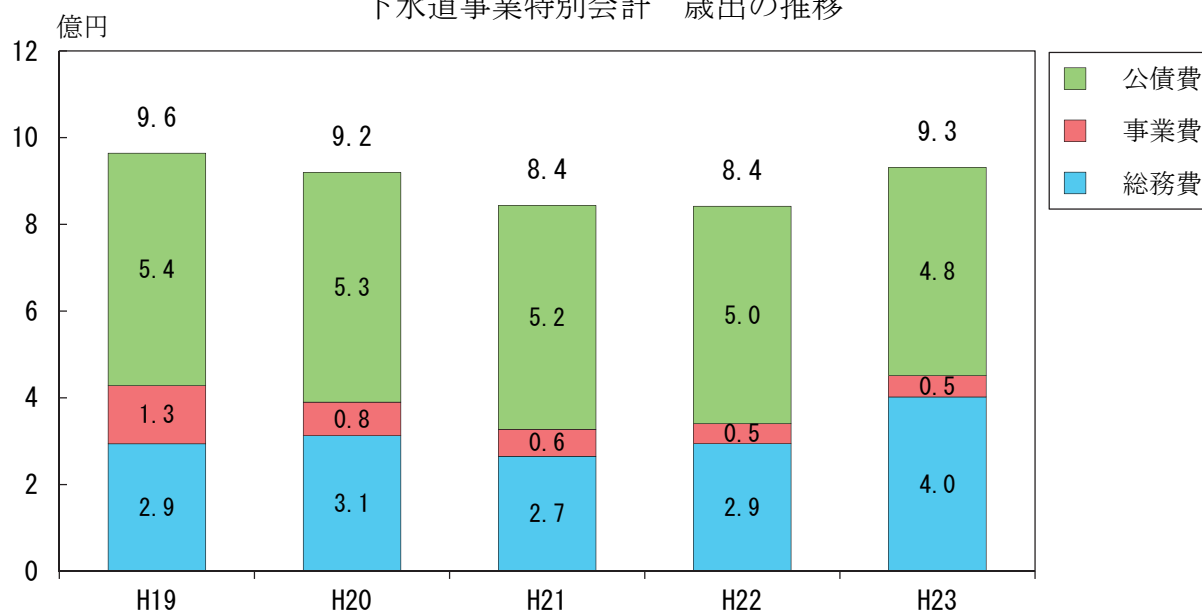
A：①維持管理費の大半は荒川右岸流域下水道維持管理の負担金で、平成23年度は1億8,035万円です。

②平成22年度の歳入として、荒川右岸流域下水道維持管理の負担金の精算が1億7,544万円有りましたが、平成23年度に、このうち1億600万円を一般会計へ繰出しました。

③老朽化した下水道の設備更新に多額の資金を必要とし、この財源は町債でまかなってきました。この町債の返済として、公債費（借金の返済）を毎年度5億円弱を支出しています。

Q：歳出の推移は

下水道事業特別会計 歳出の推移



Q：黒字決算か赤字決算かわからない

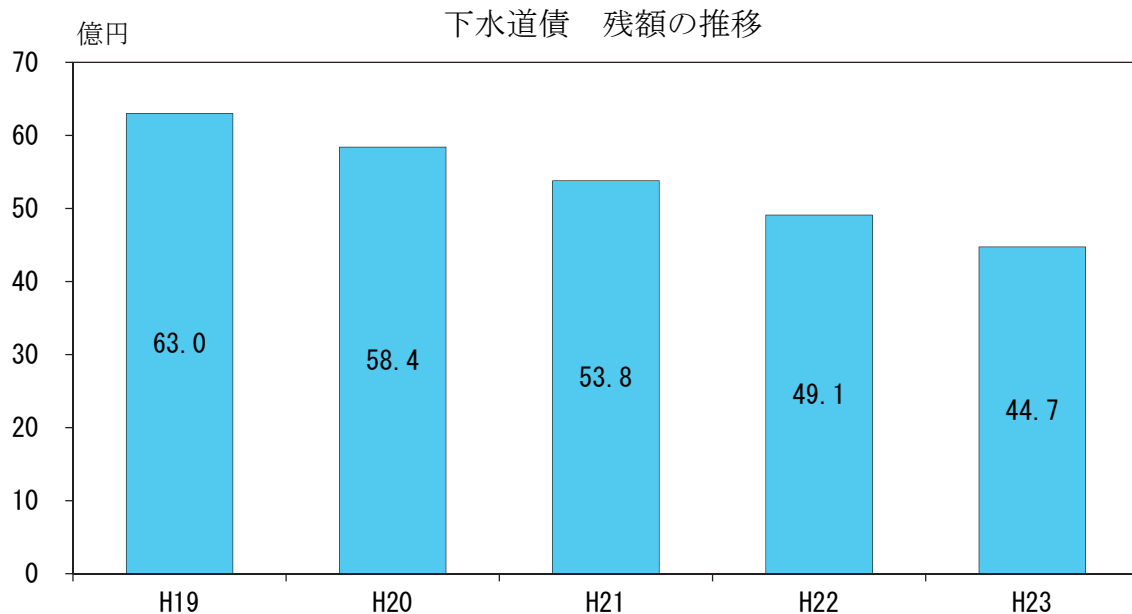
A：収支の計算は

「歳入」－「繰入金」－「繰越金」－「歳出」＝ 当期収支 です。

9.7億 － 2.5億 － 2.1億 － 9.3億 ＝ △4.2億

この赤字の大半は、一般会計からの繰入金で補填しています。

Q：下水道債の残額は



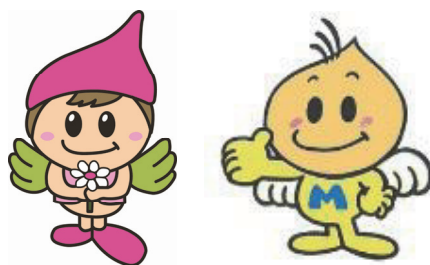
A：5年前は下水道債の残額は63億円ありましたが、公債費（借金の返済）で毎年度5億円を返済し、平成23年度は44億7,475万円です。

Q：一般会計の町債は平成23年度で103億円ですが、それ以外に町に借金があるということなの

A：下水道債は一般会計の町債とは別です。また水道事業でも企業債の残高が18億円ありますから、全部で166億円の借金があるということです。

Q：今後の問題はないの

A：下水道事業会計の赤字をいつも一般会計から補填することで、一般会計の財政負担を強いることになります。



5. 水道事業会計

水道事業会計は独立した公営企業が運用し、会計は独立採算です。

水道事業会計は「収益的収支」と「資本的収支」との2つに分かれています。

①収益的収支 給水にかかわる会計。

②資本的収支 水道管や設備などの資産管理にかかわる会計。

Q：収益的収支はどうなっているの

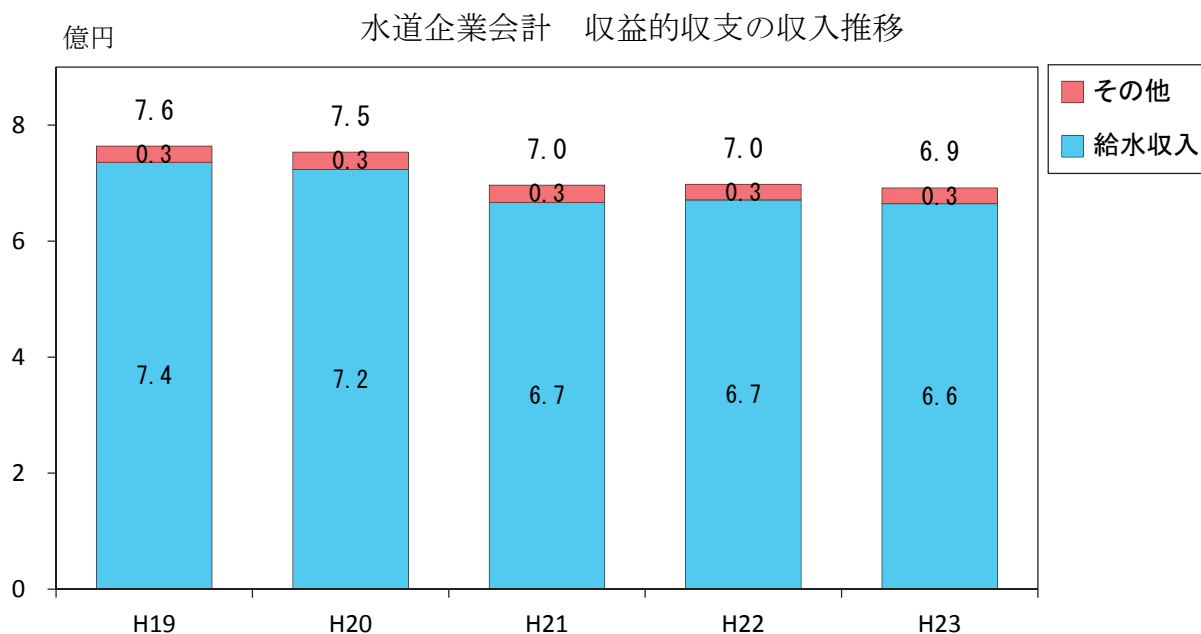
平成23年度水道事業会計 収益的収支 (単位：千円)

区 分		金 額
収 入	給水収益	664,494
	その他営業収益等	23,309
	営業外収益	3,998
	うち他会計補助	2,309
	合 計	691,801
支 出	原水・配水費等	323,325
	減価償却費	213,676
	その他営業費用等	120,471
	営業外費用・特別損失	50,925
	合 計	708,397
収支額		-16,596

A：①原水・配水費等及び減価償却費の支出を水道料金でまかなっています。

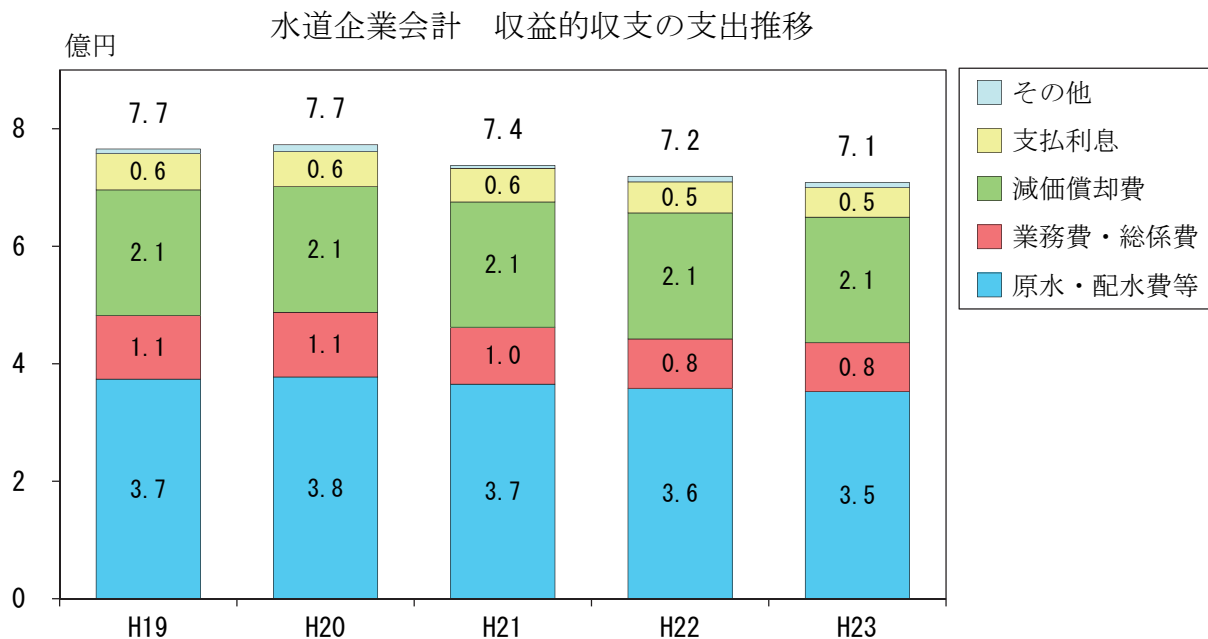
②平成23年度の収支では、1,660万円の赤字が発生しています。

Q：収益的収支の収入の推移は



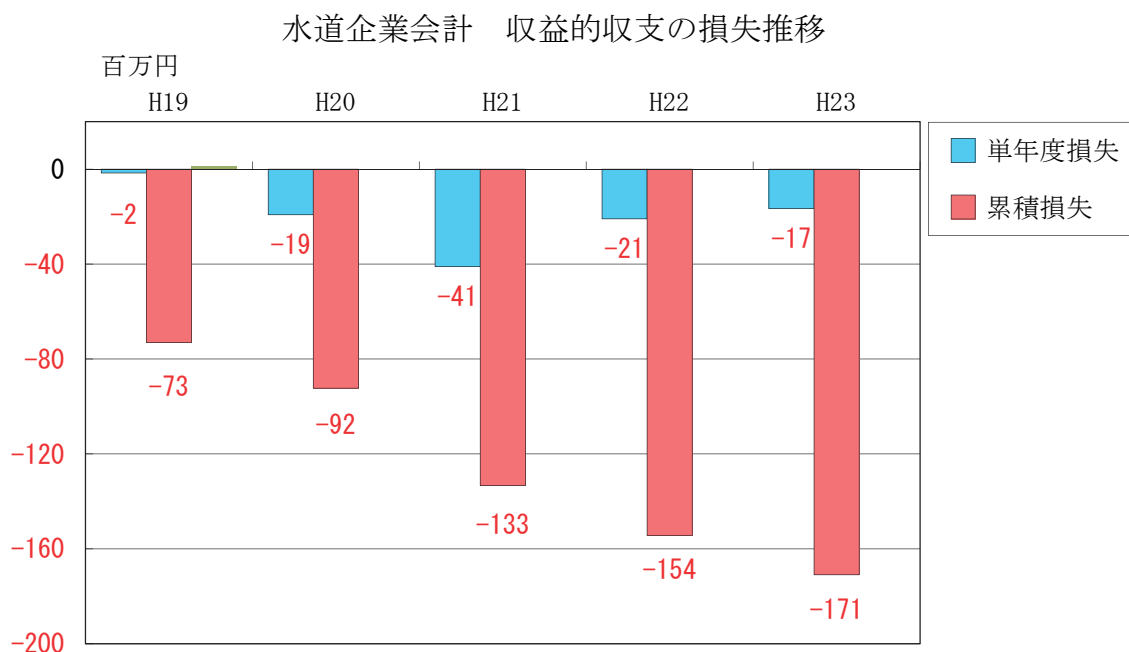
A：住民の節水意識の向上と、特に企業の水のリサイクルが進んだことで給水収入が減少しています。

Q：収益的収支の支出の推移は



A：節水が進んだことにより、給水量が減少し原水・配水費等が減っています。
また、人件費や業務関係の業務費・総係費も減少しています。

Q：収益的収支の損失の推移は



A：収益的収支は6年連続の赤字になり、累積赤字は1億7,095万円になっています。

Q：資本的収支はどうなっているの

平成23年度水道事業会計 資本的収支 (単位：千円)

区 分		金 額
収 入	負担金・工事負担金	23,531
	企業債	109,000
	補助金・出資金	16,220
	合 計	148,751
支 出	建設改良費	359,899
	企業債償還金	125,418
	合 計	485,317
収支額		-336,566

A：長期間にわたって使用される水道管や設備などの建設、器材の購入などの費用 3億5,990万円や、企業債償還金（借入の返済金）1億2,542万円などの支出を、主に企業債の発行（借金）1億900万円でまかなっています。

Q：収支はどうなっているの

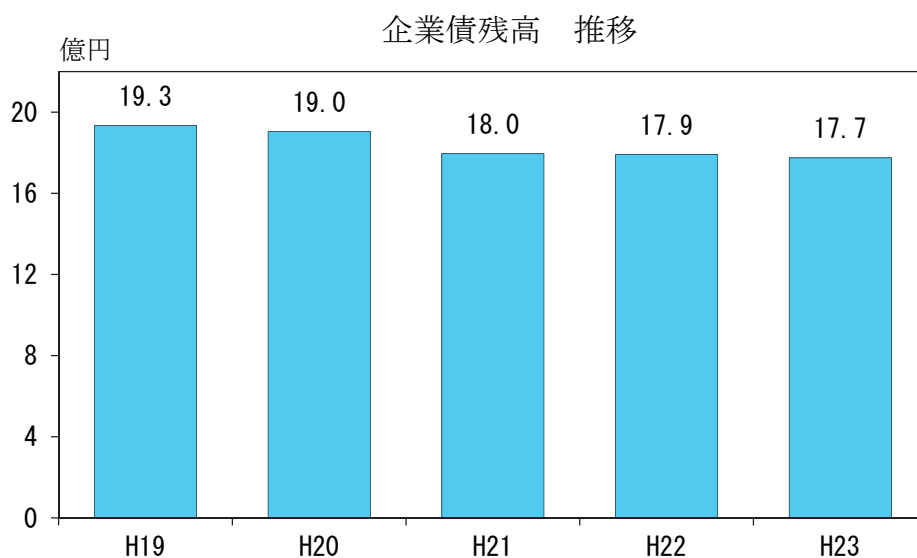
A：3億3,657万円の赤字が発生しています。

「消費税調整額」と「留保資金」で赤字を補填しています。

Q：企業債を発行しているの

A：水道事業会計は公営企業が運用しているので、借入は企業がします。

企業債の平成23年度末残額は17億7,482万円です。



Q：町全体の借金はいくら

A：一般会計の町債が103億円、下水道事業の町債が45億円、水道事業の企業債が18億円、合計で166億円です。

Q：近隣他市の水道料金は怎なの

A：水道料金は2ヶ月分がまとめて徴収されます。一般家庭、口径13mm、使用水道量62m³/2ヶ月のケースで比較すると三芳町の水道料金が安いことが分かります。

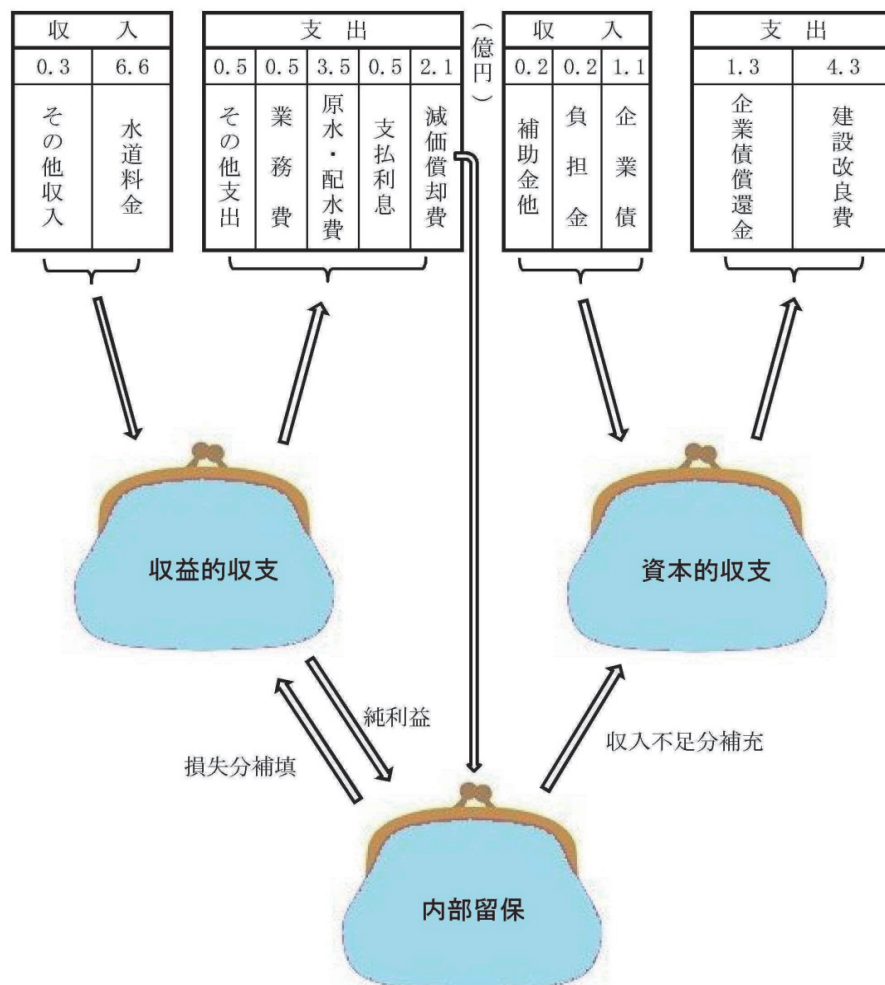
三芳町	富士見市	志木市	新座市	ふじみ野市	(円)
5,985	8,284	7,143	6,636	6,050	

Q：平成22年度の近隣市の「水道事業会計」の収支状況は

三芳町	富士見市	志木市	新座市	ふじみ野市	(千円)
-154,351	697,572	26,095	597,382	-433,127	

A：今後は施設の耐震化工事が予定されているため、工事に要する費用を企業債で借り入れる必要があり、減価償却費と支払利息が増加し、単年度の収益的収支の赤字が増加することが予想されます。

水道事業会計 図解



第4章 財政指標等

1. 財政指標

ここでは地方自治体の財政状況を把握するための、色々な財政指標を解説します。

(1) 財政力指数

Q：よく耳にする財政力指数とは

A：交付団体か不交付団体かを定める指数で、財政力指数が1以上であれば不交付団体で、地方自治体の財源を補填する普通地方交付税が交付されなくなります。ただ、公表されている財政力指数は過去3年間の平均値で、交付団体か不交付団体かを定める指数は「単年度財政力指数」なので注意が必要です。

ここでは「単年度財政力指数」の説明をします。

Q：どのように計算するの

A：財政力指数を計算する場合には、「基準財政収入額」と「基準財政需要額」の二つの数値を使用します。

財政力指数は次の式で計算されます。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

①基準財政収入額

地方税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税）、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金の収入見込額の75%、及び地方譲与税、交通安全対策特別交付金の収入見込額の合計額です。

地方税等を75%としているのは、75%は自治体の維持に充てられ、残り25%を留保財源として、投資的事業に自由に使える財源としています。

②基準財政需要額

地方自治体が妥当な水準で行政を行い、または施設の維持に必要な需要額を一定基準で算出した金額です。

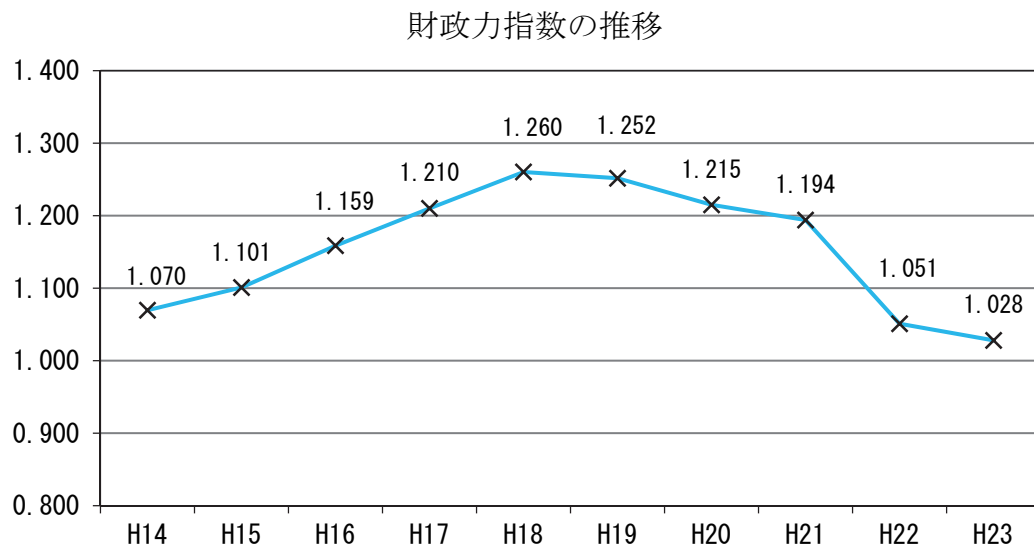
算定にあたっては、まず自治体の面積、人口、児童数、道路の面積・距離などの各算定項目毎に単位費用を乗じ、更に合算された金額に補正係数を乗じます。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{算定項目} \times \text{補正係数}$$

補正係数は年度毎に政府により決定されるので、その時の政府の政策によって変わってきます。

財政力指数が1未満の場合は、自治体の税収だけでは標準的な行政を運営できないとして、普通交付税が交付されます。

Q：三芳町の財政力指数の推移は



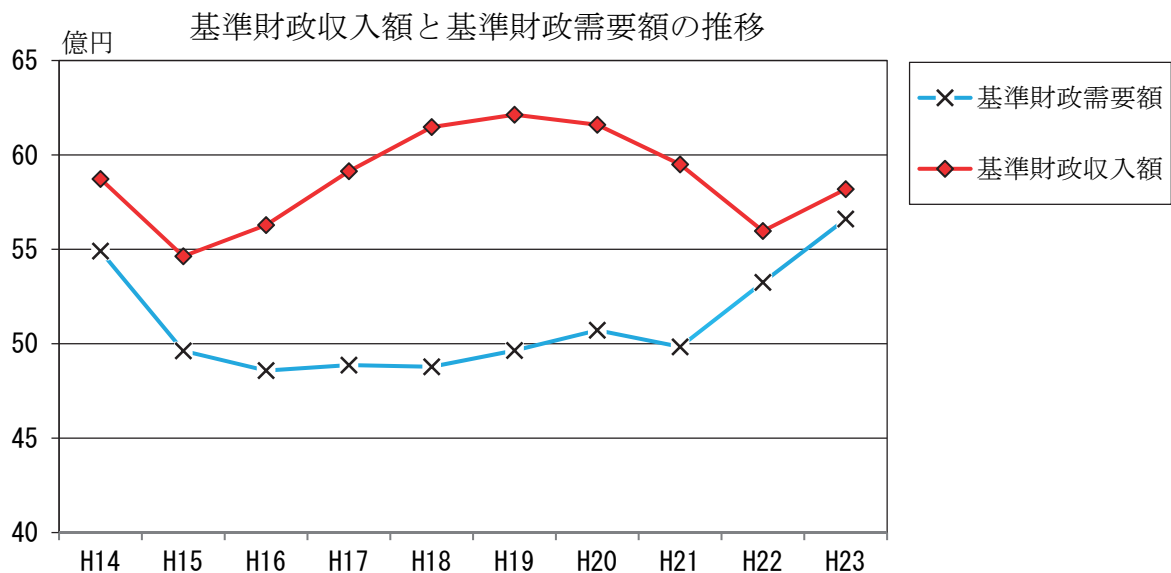
A：三芳町の財政力指数は平成18年度をピークに減少しています。

特に平成22年度の落ち込みはリーマンショックの影響ですが、今後の日本経済の回復が見込まれないと、更に厳しい状況になります。

財政力指数は毎年7月頃に発表されますが、平成24年度の財政力指数は1.019です。

Q：財政力指数が悪化したのは、税収が落ちたことが原因なの

A：税収の減収も原因だけど、それだけではないので財政力指数を決める要素、「基準財政収入額」と「基準財政需要額」の推移を見てみましょう。



Q：「基準財政収入額」と「基準財政需要額」が変動している要因は

A：「基準財政収入額」が平成20年度から22年度にかけて落ちているのは、リーマンショックの影響です。

「基準財政需要額」は人口が増えたりすると増加しますが、三芳町ではそれほど変動する要因はありません。

「基準財政需要額」が変動する大きな要因は、その時の政府の方針で「基準財政需要額」を算出する補正係数が変更される事です。

平成15年度に「基準財政需要額」が大きく落ちたのは、当時の政権の政策であった三位一体の改革で、交付税を抑制するために係数の変更がありました。また平成22年度から「基準財政需要額」が増加したのは、政権交代により地方交付税を増額する目的で、係数の変更がありました。

(2) 経常収支比率

① 経常一般財源

町の歳入では地方税など毎年決まって入ってくる「経常財源」と、臨時的に入る「臨時財源」があります。また、使い道が決まっている「特定財源」と使い道が決まっていない「一般財源」があります。

「経常財源」の内、使い道が決まっていない財源を「経常一般財源」といいます。

② 経常経費

歳出では、人件費、扶助費や公債費など毎年度固定的に支出される経費があり、このような歳出を「経常経費」と言います。このほか物件費、補助費、維持補修費、繰出金にも経常経費部分がかなりあります。

経常収支比率は、「経常一般財源」と「経常経費に使われた経常一般財源」の額から算出されます。算出式は下記になります。

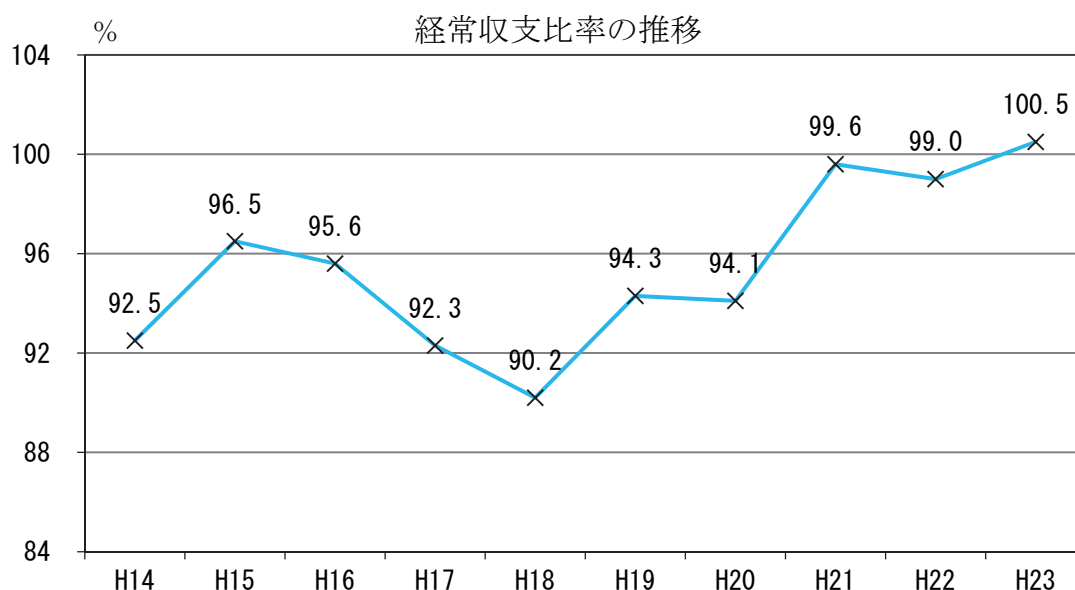
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に使われた経常一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

従って経常収支比率は、地方自治体の運営にどうしても必要な歳出に、経常一般財源がどの程度充当されているかを示す数字です。

この経常収支比率が高い場合は自由に使える財源が少ない、言い換えれば投資的事業に回せる財源が少ない事になります。

注) 経常収支比率の算出式で、交付団体の場合は分母に臨時財政対策債(借金)をプラスし、経常一般財源と見なします。交付団体では臨時財政対策債の返済分を国から普通交付税として補填されるため、臨時財政対策債も収入とみることが出来るためです。不交付団体の場合は、臨時財政対策債の返済への補填はありませんから、臨時財政対策債を一般財源と見なさない方が正確な状況が把握できます。

③三芳町の経常収支比率の推移



年度によって変動はありますが、増加の傾向にあります。平成21年度から急激に悪化したことは、リーマンショックの影響で経常一般財源が減少したことが要因と考えられます。

また、高齢化による税収減や扶助費の増大が、経常収支比率を高くしています。更に平成23年度で100%を超えたことは、経常経費を一般経常財源ではまかなうことが出来ず、借金（臨時財政対策債）あるいは預金（財政調整基金）の取り崩しによって三芳町の財政が成り立っていることを示しています。

このような状態が続けば財政は危機的状況になり、経費の削減を早急に行わない限り投資的事業が一切出来なくなります。

家庭にたとえると、食費、光熱費や最低限の被服費など家庭を維持する支出も収入だけでは維持できず、借金をしたり貯金を取り崩すことになります。

もちろん外食や旅行、娯楽費などに充てられるお金はありません。

なお企業の場合の経常収支比率は収益を支出で割った値ですから、経常収支比率が高い方が優良な企業になります。

(3) 公債費負担比率

公債費は、過去に借り入れた町債の元金と利息分の返済ですから公債費が多いほど、その年に自由に使える財源が減ることになります。

この公債費が財政にどの程度の影響を与えているかを判断する指数が、公債費負担比率で財政にどの程度弾力性があるかが判断できます。

公債費負担比率は次の式で算出されます。

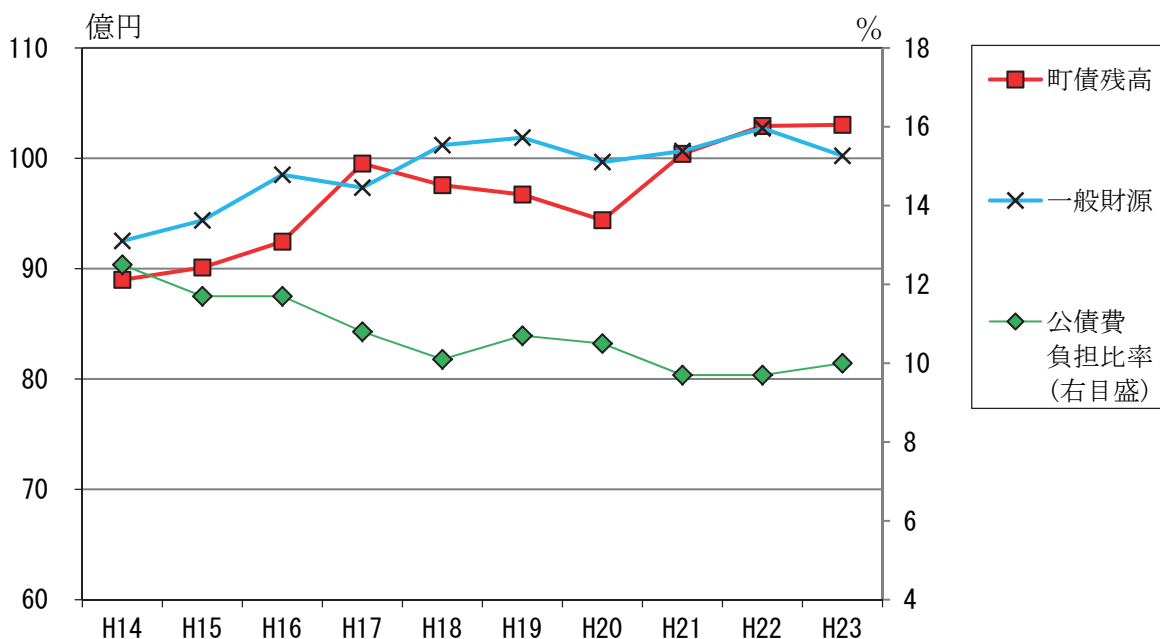
$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費に充てられた一般財源}}{\text{一般財源の総額}}$$

財源には、使途が決められた「特定財源」と自由に使える「一般財源」があります。原則として公債費は「一般財源」から支出されますから、公債費が増加するとは自由に使える「一般財源」が減少しますから、一定限度以下に押さえる事が重要です。基準としては、

公債費負担比率 15%以上は警戒が必要。

20%以上は危険

とされています。



町債残高が増減した場合でも、公債費負担比率への影響は2～3年遅れて表れます。その理由は町債で借り入れた場合は、元本の返済が2～3年間は据え置かれ、この間は利息の返済だけになるからです。

2. 財政健全化判断比率

- ①平成18年に夕張市が財政破綻しました。破綻の原因は色々ありましたが、破綻に至るまで行政側が財政操作により財政が危機的状況であることを隠し、議会も財政の問題を把握できずに最終的に破綻に至りました。
破綻に至るまで財政の状況が表面化しなかったことを重視した総務省は、平成19年の6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、地方自治体の財政破綻を未然に防ぐために、地方自治体の財政が把握できるようにしました。
- ②「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、従来からの「実質赤字比率」と「実質公債費比率」の2つの指標に加え、「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」の2つの指標を加えて「財政の健全化比率」とし、議会への報告と公表を義務づけました。
- ③「財政の健全化比率」にはそれぞれ「早期健全化基準」更に「財政再生基準」が設けられ、基準を超えた場合には「財政健全化計画」の策定や、国の監督下での財政再建を強いられることになります。
- ④公営企業では財政状況を判断する「資金不足比率」に加え、「資金不足比率」では「経営健全化基準」を設け、これを超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。
- ⑤三芳町では、もちろんこれらの基準を超えたことはありませんが、これらの基準は財政破綻の恐れがあるかを判断するものですから、基準内であれば財政に問題がないとは言い切れません。

平成23年度の「財政の健全化比率」を見てみましょう。

(1) 実質赤字比率

町の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。
従って黒字であれば数値の表示がありません。

指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質赤字比率	—	13.79%	20%

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字・黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示す比率。

指標名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
連結実質赤字比率	—	18.79%	35%

(※「実質赤字比率」「連結赤字比率」とともに決算比率は黒字のため、
「—(該当なし)」の表示をしています。)

(3) 実質公債費比率

町の公債費の大きさを指標化し、財政負担を見るための比率です。

実際は公債費の標準財政規模に対する割合になります。

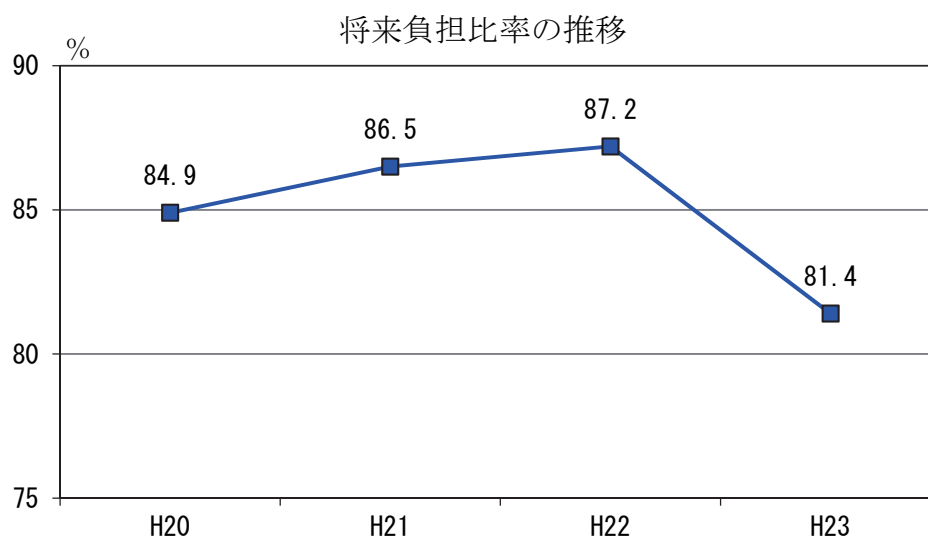
指 標 名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質公債費比率	7.70%	25.00%	35%

(4) 将来負担比率

町の借入金や将来に一般会計から支払が見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示すものです。実際は将来負担すべき実質的な負債（指標の分子になります）の標準財政規模（指標の分母になります）に対する割合です。

指 標 名	三芳町 決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
将来負担比率	81.40%	350%	—

(※「将来負担比率」には「財政再生基準」は定められていません。)



将来負担比率で将来に負担しなければならない金額には、町債の残高の他、債務負担行為に基づく支出予定額（土地開発公社への債務負担行為等）、特別会計等の町債で元金の返済に必要な一般会計等の繰入見込額、退職手当の支給予定額などが含まれています。指標の分子にあたる、将来負担金額が増加するか、指標の分母にあたる、標準財政規模が減少すると指標の数値が上がります。

平成23年度に将来負担比率が減少したのは、主に職員の減少により退職手当の支給予定額が減少したことが要因です。

(5) 資金不足比率

公営企業毎に資金不足額の事業規模に対する比率を示し、経営状況を把握するものです。

会 計 名	決算比率	経営健全化基準 (国の基準)
水道事業会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	

(※ 決算比率は、資金不足が無かったため、「—」該当なしの表示をしています。)



3. 財務書類4表

国から示された新公会計制度に基づく「総務省方式改訂モデル」によるこれらの財務諸表は、民間企業の発生主義等の企業会計手法を取り入れ行政サービスを行う上でのコストや資産状況、財務状況等を把握・分析し効率的な行財政運営を行うことを目的として作成されるものです。

ここでは三芳町財務課で作成した、「財務書類4表」を掲載します。

(1) 財務書類4表の概要について

公表する財務書類4表とは、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4つです。

①貸借対照表

年度末時点で町及び関係団体が保有する資産（土地、建物、現金等）の状況とその財源の内訳を表した表です。

貸借対照表は借方（資産の内訳）と貸方（財源の内訳）に分けられていて借方の合計額と貸方の合計額は一致します。

借 方	貸 方
(資産の部)	(負債の部)
公共資産	固定負債
投資等	流動負債
流動資産	(純資産の部)
	純資産

②行政コスト計算書

一年間に町及び関係団体で行った、資産形成に結びつかない行政活動にかかる費用（経常行政コスト）とその行政活動に対して得られた収入（経常収益）を対比させた書類です。

費用（経常行政コスト）と収入（経常収益）をともに、目的別、性質別に表しています。

目的別とは、教育・福祉・総務等に費用をその用途ごとに分類したものです。

性質別とは、費用においては人件費・物件費等に、収入においては使用料・負担金等に費用や収入をその性質ごとに分類したものです。

③純資産変動計算書

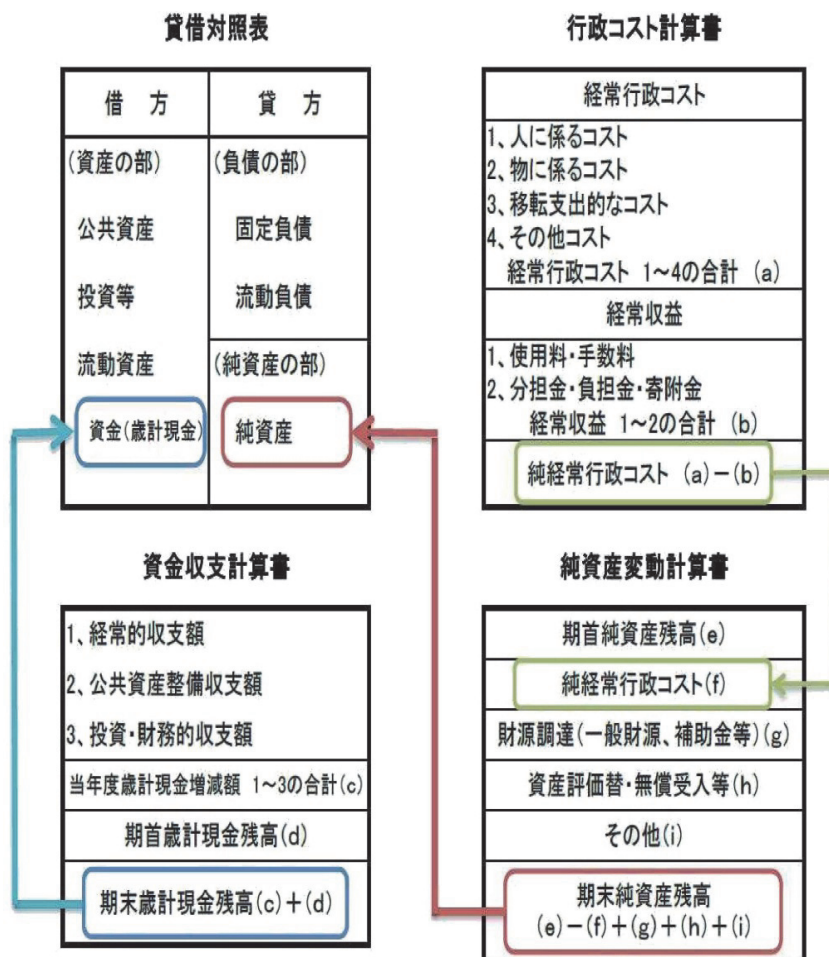
上記の「貸借対照表」に計上されている純資産の内訳とそれが一年間にどのように増減したかを表した書類です。

④資金収支計算書

上記の「貸借対照表」に計上されている流動資産のうちの資金（歳計現金）が一年間に、どのように増減したかを表した書類です。

その資金（歳計現金）を「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」の3つの区分に分けそれぞれの収支を表しています。

⑤財務書類4表の相互の関係は下の図のとおりです。



(2) 財務書類作成上の前提条件等

①作成方式

総務省方式改訂モデルで作成しています。

②連結対象団体等について

「普通会計」「町全体」「連結」ごとに財務書類4表を作成しています。

ア. 普通会計：毎年度総務省が調査を行っている「地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）」の統計区分に基づき一般会計に公営事業会計以外の特別会計を加えたもので、当町の場合は一般会計のみとなります。

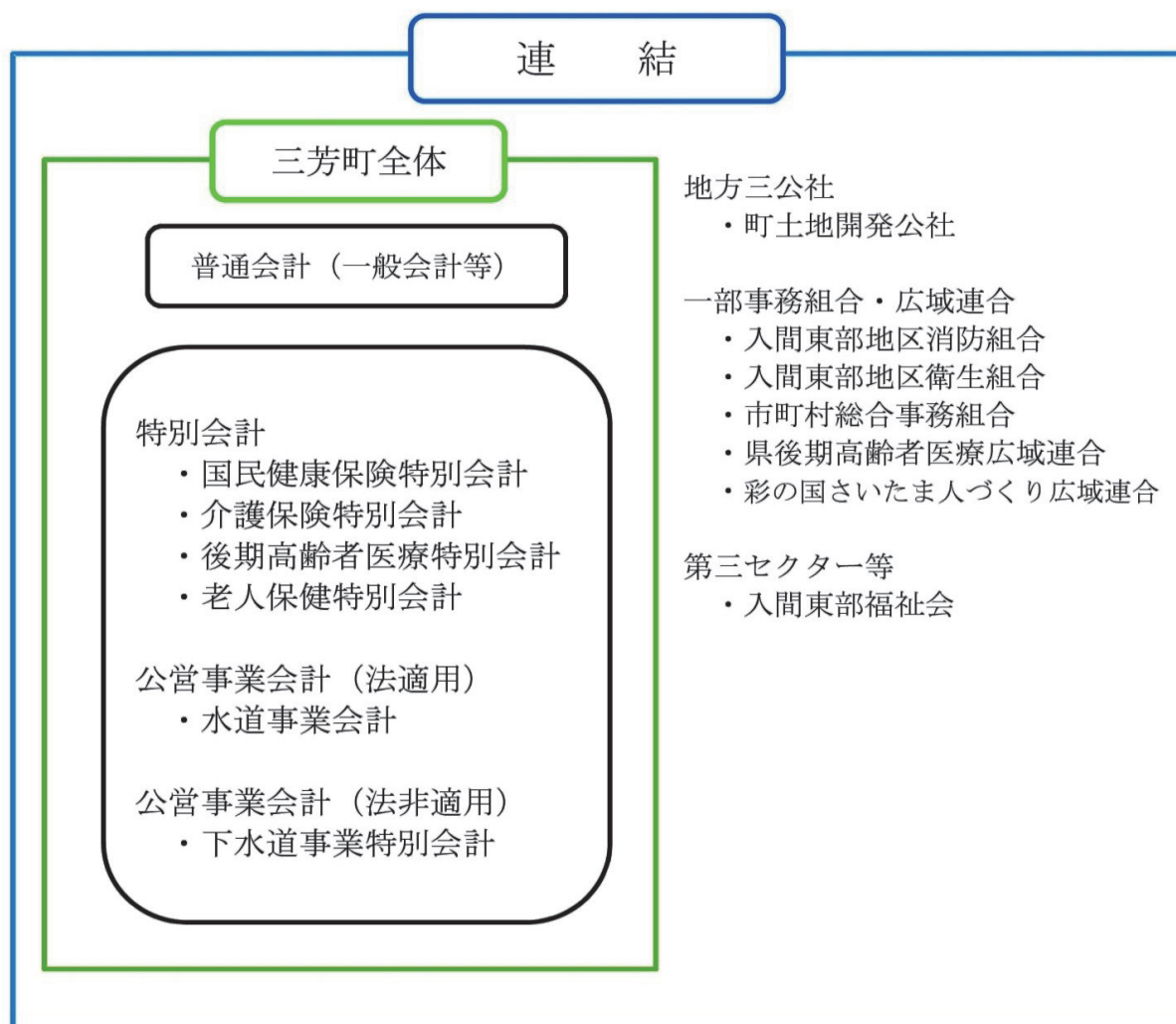
イ. 町全体： 普通会計に特別会計、企業会計を加えた町全体会計を合計したものです。

ウ. 連結： 町全体に町の関係団体を加えたものです。

新公会計制度においては町の普通会計だけでなく地方公共団体を構成する公営事業会計や、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなします。

その全体の財政活動、財務状況を表すために作成する財務書類が連結財務書類です。また、連結財務書類の作成における他会計、関係団体間での内部取引は相殺処理等を行い調整し、関係団体等についてはその団体への負担金や出資金の比率に応じて計上しています。

連結対象範囲は下の図のとおりです。



③対象年度及び作成の基準日

対象年度は、平成23年度で平成24年3月31日（平成22年度末）を作成基準日とし、出納整出納整理期間（4月1日～5月31日）における出納は、基準日までに終了したものとして処理しています。

④基礎数値

昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値として用いています。

売却可能資産については、固定資産税評価額を用いています。

⑤有形固定資産について

有形固定資産の減価償却費は、費目別の主な使用別に設定した耐用年数に基づき、残存価格を0とする定額法により計算しています。

なお、土地については、減価償却を行っていません。

区分	耐用年数	区分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
（1）庁舎等	50	（1）道路	48
（2）その他	25	（2）橋りょう	60
2 民生費		（3）河川	49
（1）保育所	30	（4）砂防	50
（2）その他	25	（5）海岸保全	50
3 衛生費	25	（6）港湾	50
4 労働費	25	（7）都市計画	
5 農林水産費		ア 街路	48
（1）造林	25	イ 都市下水路	20
（2）林道	48	ウ 区画整理	40
（3）治山	30	エ 公園	40
（4）砂防	50	オ その他	25
（5）漁港	50	（8）住宅	40
（6）農業農村整備	20	（9）空港	25
（7）海岸保全	30	（10）その他	25
（8）その他	25	8 消防費	
6 商工費	25	（1）庁舎	50
		（2）その他	10
		9 教育費	50
		10 その他	25

※ その他作成条件等は、「総務省方式改訂モデル」に準じています。

詳しくは下記の総務省のサイトをご覧ください。

「総務省（地方公会計の整備）」 <http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html>

(3) 財務書類4 表概要版

① 普通会計

貸借対照表 (普通会計)

(千円)

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連絡対象団体が保有する土地建物等です。 公民館、学校、道路、公園等が含まれます。	49,635,199	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残額や年度末時点の町及び連絡対象団体の未払金また年度末全職員が退職すると想定した際に発生する退職金等が含まれます。	12,824,430
投資等 町及び連絡対象団体が保有する債権や関係団体への資金また特定の目的のある基金等が含まれます。	2,110,540	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度職員に支払う賞与等が含まれます。	1,158,705
流動資産 町及び連絡対象団体の保有する現金預金と未収金等が含まれます。 流動資産の内 (654,693) 歳計現金	1,444,933	負債合計	13,983,135
		(純資産の部)	
		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及び連絡対象団体の純資産額です。	39,207,537
		純資産合計	39,207,537
資産合計	53,190,672	負債・純資産合計	53,190,672

行政コスト計算書 (普通会計)

(千円)

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等の費用です。	2,502,906
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費等の費用です。	2,997,905
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、補助金等の費用です。	4,649,480
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	1,347
経常行政コスト 1－4の合計 (a)	10,151,638

経常収益	
1. 使用料・手数料	179,859
2. 分担金・負担金・寄附金	40,435
経常収益 1－2の合計 (b)	220,294

純経常行政コスト (a)－(b)	9,931,344
------------------	-----------

純資産変動計算書〈普通会計〉

(千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です	39,071,969
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値です。	9,931,344
財源調達 (一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	10,063,164
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等です。	2,601
資産評価替・無償受入等 (e) 資産の再評価による増減や無償受入れによる資産の増額分等 が計上されます。	0
その他 (f)	1,147
期末 純資産残高 (a) - (b) + (c) + (d) + (e) + (f)	39,207,537

資金収支計算書〈普通会計〉

(千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないもので す。	2,047,527
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 451,607
3. 投資・財務的収支 地方債の元利償還、発行額の収支等です。	△ 1,555,672
当年度歳計現金増減額 1～3の合計 (a)	40,248
期首歳計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	614,445
期末歳計現金残高 (a) + (b)	654,693

②町全体

貸借対照表 (町全体)

(千円)

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連絡対象団体が保有する土地 建物等です。 庁舎、公民館、学校、道路、公園等が 含まれます。	60,878,995	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残 高や年度末時点の町及び連結対象団体 の未払金また年度末が全職員退職する と想定した際に発生する退職金等が含 まれます。	18,030,734
投資等 町及び連絡対象団体が保有する債権 や関係団体への出資金また特定の目的 のある 基金等が含まれます。	2,563,585	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度 職員に支払う賞与等が含まれます。	1,657,271
流動資産 町及び連絡対象団体の保有する現金 預金と未収金等が含まれます。	2,885,830	負債合計	19,688,005
流動資産の内 (2,790,027)		(純資産の部)	
歳計現金		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及 び連結対象団体の純資産額です。	46,640,405
		純資産合計	46,640,405
資産合計	66,328,410	負債・純資産合計	66,328,410

行政コスト計算書(町全体)

(千円)

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等の費用です。	2,775,269
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費等の費用です。	3,906,332
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、補助金等の費用です。	9,478,347
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	294,351
経常行政コスト 1－4の合計 (a)	16,454,299

経常収益	
1. 使用料・手数料	179,859
2. 分担金・負担金・寄附金	2,346,496
3. 保険料	1,468,977
4. 事業収益	1,157,813
5. その他特定行政サービス	21,551
6. 他会計補助金等	△ 160,537
経常収益 1－2の合計 (b)	5,014,159

純経常行政コスト (a) - (b)	11,440,140
--------------------	------------

純資産変動計算書(町全体)

(千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です。	46,248,105
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値です。	11,440,140
財源調達 (一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	11,466,321
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等です。	2,601
出資の受入・新規設立 (e)	0
資産評価替・無償受入等 (f) 資産の再評価による増減や無償受入れによる資産の増額分等が計上されます。	0
その他 (g)	363,518
期末 純資産残高 (a) - (b) + (c) + (d) + (e) + (f) + (g)	46,640,405

資金収支計算書(町全体)

(千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他の収支に含まれないものです。	2,060,328
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 648,009
3. 投資・財務的収支額 地方債の元利償透、発行額の収支等です。	△ 1,577,049
当年度歳計現金増減額 1－3の合計 (a)	△ 164,730
期首議計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	2,954,757
期末議計現金残高 (a) + (b)	2,790,027

③連結

貸借対照表（連結）

（千円）

借 方		貸 方	
(資産の部)		(負債の部)	
公共資産 町及び連結対象団体が保有する土地 建物等です。 庁舎、公民館、学校、道路、公園等が 含まれます。	62,925,937	固定負債 翌々年度以降に返済予定の地方債残 額や年度末時点の町及び連結対象団体 の未払金また年度末全職員が退職する と想定した際に発生する退職金等が含 まれます。	19,276,825
資産等 町及び連結対象団体が保有する債権 や関係団体への出資金また特定の目的 のある基金等が含まれます。	2,617,560	流動負債 翌年度に返済予定の地方債や翌年度 職員に支払う賞与等が含まれます。	1,796,305
流動資産 町及び連結対象団体の保有する現金 預金と未収金等が含まれます。	3,064,896	負債合計	21,073,130
流動資産の 内資金 (2,949,460)		(純資産の部)	
		純資産 資産合計から負債合計を除いた町及 び連結対象団体の純資産額です。	47,535,263
		純資産合計	47,535,263
資産会計	68,608,393	負債・純資産合計	68,608,393

行政コスト計算書（連結）

（千円）

経常行政コスト	
1. 人に係るコスト 人件費、退職手当引当金繰入等 の費用です。	3,296,109
2. 物に係るコスト 物件費、維持補修費、減価償却費 等の費用です。	4,096,695
3. 移転支出的なコスト 社会保障給付、補助金等の費用で す。	11,378,848
4. その他コスト 支払利息等の費用です。	687,419
経常行政コスト 1－4の合計 (a)	19,459,071

経常収益	
1. 使用料・手数料	207,415
2. 分担金・負担金・寄附金	3,891,930
3. 保険料	1,468,977
4. 事業収益	1,638,321
5. その他特定行政サービス収入	△ 3,870
6. 他会計補助金等	△ 118,935
経常収益 1－6の合計 (b)	7,083,838

純経常行政コスト (a)－(b)	12,375,233
------------------	------------

純資産変動計算書(連結) (千円)

期首純資産残高 (a) 前年度末の純資産額です。	47,083,140
純経常行政コスト (b) 行政コスト計算書により算定される数値 です。	12,375,233
財源調達 (一般財源、補助金等) (c) 町税、国県補助金等です。	12,466,306
臨時損益 (d) 災害復旧事業、公共資産除売却損益等 です。	△ 8,642
出資の受入・新規設立 (e)	0
資産評価替・無償受入等 (f) 資産の再評価による増減や無償受入れ による資産の準額分等が計上されます。	△ 5,563
その他 (g)	375,255
期末 純資産残高 (a)-(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)	47,535,263

資金収支計算書 (千円)

1. 経常的収支額 経常的な行政活動の収支で、その他 の収支に含まれないものです。	1,966,118
2. 公共資産整備収支額 公共資産の整備にかかる収支です。	△ 298,168
3. 投資・財務的収支額 地方債の元利償還、発行額の収支等 です。	△ 1,827,208
当年度歳計現金増減額 1－3の合計 (a)	△ 159,258
期首歳計現金残高 (b) 前年度末時点の歳計現金残高です。	3,107,945
経費負担割合変更に伴う差額 (c)	773
期末歳計現金残高 (a) + (b) + (c)	2,949,460

(4) 財政分析の指標

財務書類4表の数値を活用した財政分析の指標です。

①社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合をみることにより、これまでの世代（過去により、これまでの世代（過去及び現世代）によって既に負担された割合を見ることができます。

また地方債に着目すれば、将来返済しなければならない、今後の世代によって負担する割合を見ることができます。

平均的な値としては、過去及び現世代負担比率は50%～90%の間、将来世代負担比率は15%～40%の間の比率となっていて当町は標準的な水準にあります。

社会資本形成の過去及び現世代負担比率 (%) = 79.0%
計算式「39,207,537千円(普通会計純資産合計)÷49,635,199千円(普通会計公共資産合計)×100」

社会資本形成の将来世代負担比率 (%) = 19.0%
計算式「9,427,437千円(普通会計地方債残高)÷49,635,199千円(普通会計公共資産合計)×100」

②歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入があてられたかある資産は何年分の歳入があてられたかを見ることができます。歳入額対資産比率は、社会資本整備の度合いを示していて、この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられます。

ただし、歳入規模に対して過度の社会資本整備を行っている場合は、今後の維持負担が必要となり将来の財政的な負担が大きくなることも考えられるので必ずしも比率が高いから良いとは言えません。

歳入額対資産比率の平均的な値は、3.0年分～7.0年分の間となっていて当町は標準的な水準にあります。

歳入額対資産比率 = 4.3年分
計算式「53,190,672千円(普通会計資産合計)÷12,498,237千円(普通会計歳入総額)」

③資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいることになります。

資産老朽化比率の平均的な値は、35%～50%の間の比率になっていて当町は標準的な水準にあります。

老朽化比率 = 45.7%
計算式「20,581,801千円(普通会計減価償却累計額)÷(49,473,017千円(普通会計有形固定資産合計)－24,979,437千円(普通会計分土地)＋20,581,801千円(普通会計減価償却累計額))×100」

④受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。行政コスト計算書では目的別に受益者負担割合を算定することができます。

受益者負担比率の平均的な値は、2%～8%の間の比率になっていて当町は、それを少し下回る水準となっています。

受益者負担比率 (%) = 2.17%
計算式「220,294千円(普通会計経常収益)÷10,151,638千円(普通会計経常行政コスト)×100」

主な目的別の受益者負担率は下記のとおりです。

教育：0.16％ 福祉：3.99％ 環境衛生：2.57％ 生活・国土保全：0.24％
--

⑤純資産比率

企業会計の自己資本比率に相当し、総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。

この比率が高いほど、財政状況が健全であるといえます。

純資産比率の平均的な値は60％～70％の間の比率になっていて、当町はそれよりも少し高い水準となっています。

$\text{純資産比率（％）} = 73.7\%$

計算式「39,207,637千円(普通会計純資産合計) ÷ 53,190,672千円(普通会計資産合計) × 100」

⑥負債比率

負債比率は、総資産に対して負債総額がどのくらいの割合かを表します。

この比率が低いほど、財政状況が健全であるといえ、高くなると借金返済の負担が大きくなります。

100％を超えると債務超過になり、財政状況の悪化を意味します。

60％程度が標準といわれていて、当町の水準はそれを下回っています。

$\text{負債比率（％）} = 26.3\%$

計算式「13,983,135千円(普通会計負債合計) ÷ 53,190,672千円(普通会計資産合計) × 100」
--

※ 参考文献

新地方公会計制度の徹底解説～「総務省方式改訂モデル」作成・活用のポイント～

2008年2月25日 初版発行

監修：森田 裕司 編著：監査法人トーマツ パブリックセクターグループ

発行所：株式会社 ギョウセイ

平成23年度決算状況調査

三芳町

国	調	基	本	増減率	人口密度	人口集中	人口地区	H24.3.31世帯数	15,152世帯	市町村類型 V-2 23年度交付税種地区区分 II-8				歳入	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内	出	内
---	---	---	---	-----	------	------	------	-------------	----------	-----------------------------	--	--	--	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

《決算カードについて》

決算カードは、以下の２種類により構成されています。

○都道府県 決算カード

○市町村 決算カード

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに１枚のカードに取りまとめたものです。

財政状況調書も決算統計を基に市町村が作成し、決算カードに準拠しています。

〔用語の説明〕

決算カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

□ 歳入科目等

１．地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方揮発油税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方揮発油譲与税、税）として徴収し、都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の２分の１の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の３分の１の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の１３分の２の額を空港関係都道府県及び空港関係市町村に対して譲与する航空機燃料譲与税、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の一部を地方法人特別税（国税）として徴収し、都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

２．地方特例交付金

平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分等に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収と自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補 する減収補 特例交付金がある。

３．地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

4. 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらに加え、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

5. 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

6. 地方消費税

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

7. 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

8. 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

9. 減収補償

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。

地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

10. 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～25年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

□ 歳出科目等

1. 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

2. 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

3. 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

4. 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

5. 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら令の行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

6. 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

7. 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

8. 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

9. 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

10. 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

11. 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

12. 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

□ 収支

1. 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

2. 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。通常「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

3. 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。

具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

4. 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

□ 財政分析指標

1. 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

2. 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

3. 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

4. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

5. 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

6. 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

7. 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

8. 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

9. 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

10. 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。

11. 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

12. 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

13. 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

あとがき

三芳町は確かに平成23年度までは国から補助を受けない不交付団体の一つです。しかし人口の少子高齢化、経済情勢の低迷のために税収は減少しています。一方、住民の福祉・医療等の支援や公共施設の整備等の歳出が年々増加しています。そのため、三芳町の財政は厳しさを増しているということがご理解いただけたでしょうか。

また本書は三芳町の財政を出来るだけ多くの住民の方に理解していただきたいという思いから、グラフを多用し視覚に訴える、ポイントを絞るためにQ&A方式を取り入れる、説明内容を項目ごとに完結させました。更に近隣市と比較することにより、三芳町の現状を浮き彫りにする、理解しにくいため、とかく遠ざけがちな特別会計を丁寧に説明するなどの工夫を心がけました。

本書は有志の町民と三芳町の担当課職員が協力して、初めて作成した財政白書です。

色々と不備があると思いますし、また多少でも地方財政の知識がある方には物足りないところがあるのではと思いますが、住民の皆様が目にする「広報みよし」に掲載された決算報告では見えてこない、三芳町財政の本質に多少なりとも切り込めたのではないかと思います。

財政というとりつきにくいテーマであるにも拘わらず、この財政白書を読んで頂きありがとうございました。三芳町財政の理解の一助になれば幸いです。

最後になりますが、作成にあたっては三芳町の関係各課をはじめ、多くの方々の協力を頂いたことに厚く御礼申し上げます。

平成25年 3月

三芳町の財政白書をつくろう会
メンバー一同

三芳町の財政白書

平成２３年度決算

平成２５年３月２１日 初版発行

編集： 三芳町の財政白書をつくろう会

発行： 三芳町 財務課

※イラスト及び写真の無断転載を禁じます。

※お問合せは三芳町財務課まで御願います。

電話：０４９－２５８－００１９



多福寺の紅葉